

2015年度
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報告書

2016年3月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所

ごあいさつ

地球表面の7割を占める海洋空間とその資源は、人類の共有財産です。地球上の人口が増加し続けるなかで、人間社会は、海洋への依存をますます強めています。しかし、他方で、その人間社会の旺盛な経済活動や生活が、海洋の環境や生態系に深刻な影響を与え、人類の大切な生存基盤を掘り崩しています。20世紀の後半になって、人間社会はようやくこれに気づき、海洋の総合管理と持続可能な開発に向けて、「海洋の管理」原則に基づく新海洋秩序の構築を企図する国連海洋法条約を採択（1982年、発効1994年）し、また、「持続可能な開発」原則とそのための行動計画「アジェンダ21」を採択（1992年）しました。

海洋は、水で満たされ、沿岸から沖合まで、即ち、各国の領域である領海、各国の主権的権利が及ぶ排他的経済水域、そしてその外側の公海まで、切れ目なく続いている一体的な空間です。「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」を実現するためには、国際的に構築された法的秩序や政策的枠組・行動計画に基づいて各国が互いに協調して必要な施策を実施することにより初めて実効性が担保されます。すなわち、各国は、国際的に合意した「海洋の総合管理と持続可能な開発」の枠組みの下で、自国の自然・社会・経済的特性を踏まえつつ、海洋の諸問題に取り組むことが求められているのです。

さて、ここで問題になるのは、主として陸域に依拠して発展してきた人間社会は、広大な海洋の諸問題に総合的に取り組むのは初めてであることです。水で満たされた広大な海洋空間で「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」の取り組みを進めるためには、海洋に関する自然科学・社会科学両面からの科学的知見、それを実施することを可能にする技術、それらを組み合わせて施策を効果的に実施する政策的ツールが必要です。しかし、これまで「海洋の自由」原則で海洋に対してきた人間社会には、「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に必要な知識、経験、ノウハウはいずれも十分蓄積されていませんでした。すなわち、国際社会も、各国もこの取り組みを手探りでスタートせざるを得ませんでした。

その時に期せずして始まったのが、各国の政策担当者、海洋各分野の専門家による国際会議の開催、そして、それぞれの海洋に関する政策・施策に関する発表・意見交換・情報共有でした。国際会議や個別の情報・意見交換を通じて先進的施策や先進事例が各国の海洋政策に広がっていき、海洋政策の実施が全体として進展してきたと言っても過言でないでしょう。「海洋の総合的管理」と「持続可能な開発」に関する取組は、ようやくその本格的実施段階の入り口に立った状況ですので、このような「お互いの良いところを学ぶ」ことの必要性は引き続き極めて大きいと思います。

さらに、「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」に関する国際社会の動きも引き続き活発です。2015年は様々な分野で大きな動きがありました。6月に国連総会の「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に関する法的文書作成」決議、9月末には「国連持続可能な開発サミット」の17の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択、12 月には気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）の「パリ協定」採択などです。

特に、「2030 アジェンダ」が定める「持続可能な開発目標 14 海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」は、中央・地方政府、国際機関、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学・学術界などすべての人々が参加して取り組むべき行動計画であり、海の豊かさを子孫孫に引き継いでいくために私たちは直ちに行動を起こさなければなりません。

この「各国及び国際社会の海洋政策の動向」に関する研究が、世界と日本における「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」の推進に貢献することを願っています。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2016 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長 寺島 紘士

各国の海洋政策の調査研究

国際会議の共同開催・参画

研究体制

寺島 紘士	海洋政策研究所	所長	
吉田 哲朗	海洋政策研究所	副所長	
古川 恵太 ※2	海洋政策研究所	海洋研究調査部	部長
酒井 英次 ※2	海洋政策研究所	海洋研究調査部	主任研究員
前川 美湖	同	上	
角田 智彦	同	上	
塩入 同 ※1	海洋政策研究所	海洋研究調査部	研究員
藤重香弥子	同	上	
五條 理保 ※3	同	上	
小森 雄太 ※3	同	上	
高 翔	同	上	
長岡さくら	同	上	
倉持 一 ※3	同	上	
ジョン・A・ドーラン※4	同	上	
黄 洗姫 ※6	同	上	
小林 正典 ※7	同	上	
吉川 祐子 ※3	海洋政策研究所	海洋研究調査部	主任
瀬木 志央 ※5	オーストラリア・カトリック大学教養学部	講師	

※1：各国の海洋政策の調査研究プロジェクトマネージャー

※2：国際会議の共同開催・参画プロジェクトマネージャー

※3：各国の海洋政策の調査研究プロジェクトを担当

※4：国際会議の共同開催・参画プロジェクトを担当

※5：外部執筆者

※6：2015年12月まで

※7：2015年8月まで（現：笹川平和財団汎アジア・太平洋島嶼国基金事業室研究員）

目 次

ごあいさつ

研究体制

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究	1
第1章 各国の海洋政策の概要	3
第2章 米国における海洋政策の動向	8
第3章 欧州連合における海洋政策の動向	12
第4章 英国における海洋政策の動向	18
第5章 フランスにおける海洋政策の動向	24
第6章 ロシアにおける海洋政策の動向	33
第7章 オーストラリアにおける海洋政策の動向	41
第8章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向	49
第9章 中国における海洋政策の動向	55
第10章 韓国における海洋政策の動向	65
第2部 国際社会における海洋問題への対応	69
第1章 島と海のネット（IO ネット）	71
1. IO ネット（第1回）総会	71
2. 関連する出張報告（キリバス・フィジー）	75
第2章 第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）	80
1. 海洋イベント「海洋と気候に関わる戦略的計画の策定にむけて」	80
2. サイドイベント「オーシャンズ・デイ@COP21」	81
3. サイドイベント「COP 21 の協定に海洋・沿岸域を盛り込むことの重要性」	82
第3章 東アジア海洋会議 2015（EAS Congress2015）	84
第4章 国家管轄権区域外の海洋生物多様性（BBNJ）	
第1回準備委員会予備会合	93
第5章 地球海洋統合アセスメント・アドホック全体作業部会第6回会合	96

参考資料編（別冊）目次

資料 1.【国連】2015 年 6 月 19 日の国際連合総会で採用された決議 海洋法に関する国際 連合条約に基づく国家管轄権区域外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用 に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成（A/RES/69/292）	1
資料 2.【国連】地球海洋統合アセスメント第一版概要書（A/70/112）	7
資料 3.【中国】中国全国海洋主体機能区計画（国発〔2015〕42 号）	77
資料 4.【ロシア】ロシア連邦の海洋ドクトリン	91
資料 5.生物多様性に関する愛知目標の達成のための沿岸域総合管理（CBD Technical Series No. 76）	123
資料 6.持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）（抜粋）	243
資料 7.「オーシャンズ・デイ@COP21」参加者向け海洋と気候に関する政策提言案の概要	249
資料 8. Recommendations from the Oceans Day at COP 21 Paris	261
資料 9.東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015 に関するダナン合意書	267
資料 10.東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015 （全文和訳・抜粋版）	273

－第 1 部執筆担当者－

第 1 章	塩入 同
第 2 章	倉持 一・五條理保
第 3 章	倉持 一・藤重香弥子
第 4 章	小林正典
第 5 章	前川美湖
第 6 章	吉川祐子
第 7 章	瀬木志央
第 8 章	小林正典・小森雄太
第 9 章	高 翔
第 10 章	黄 洗姫

第 1 部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国の海洋政策の概要

本報告書の対象である各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、韓国、ブラジル）及び日本の海洋政策の概要を次の7項目から整理した（表1-1、1-2）。1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他特筆すべき政策等。この表は、各国担当の研究員等の協力を得て、これまで海洋政策研究財団（現：笹川平和財団海洋政策研究所）が作成した各年度報告書などを参考に作成した。なお、この表においては、「沿岸域総合管理」とは、沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

項目1～3は国連海洋法条約や『アジェンダ21』等に対応するために各国がこれまで取り組んできた重要課題であり、項目4～6は、今後の我が国において一層の取組みが必要な重要課題である。このように各国の取組を一覧で整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

各国の海洋政策の詳細については、本報告書の第1部第2章～第10章の記述、及び海洋政策研究財団が作成した各年度報告書の該当部分を参照されたい。

表1-1 各国の海洋政策の概要

	日本	米国	欧州連合
1. 海洋(基本)法令	・海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・大統領令13547(2010): 下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※EU条約(リスボン条約、2009発効): 共通漁業政策(CFP)に基づく海洋生物資源保護分野はEUが排他的な権限を持ち、海洋生物資源保護を除く漁業分野はEUと加盟国が権限を共有し、かつ、EU法が優位する。
2. 海洋(基本)政策	・海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・21世紀の海洋の青写真(2004): 2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 ・省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) ・国家海洋政策実施計画(NOC,2013)	・海洋環境戦略(2005) ・欧州連合の将来の海洋政策に向けて: 大洋及び海洋のための欧州のビジョン(グリーンペーパー)(2006) ・海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) ・共通漁業政策(CFP)(2013改正) ・欧州連合海洋安全保障戦略(2014)
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・国家海洋会議(NOC): 国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 ・省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政策等がNOCに対し助言支援。	・欧州委員会: 環境総局、海事・漁業総局(DGMARE)、等 ・欧州共同体の専門機関: 共同体漁業管理機関(CFCA)、 ・欧州環境機関(EEA)、欧州海上保安機関(EMSA)、等
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	・沿岸域管理法(1972/1990): 州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。	・欧州連合のための統合的海洋政策(2007) ・海洋空間計画枠組指令(2014)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・大統領布告5928(1988): 領海を3海里から12海里に拡大。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。	・領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づく。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・大統領布告5030: アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。	・排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権の権利を有する。
7. その他(特筆すべき政策等)	・我が国の北極政策(2015)	・国家海洋政策実施計画(2013): 生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。 ・北極圏戦略(2013)	

英国	フランス	ドイツ	ロシア
・海洋及び沿岸アクセス法(MCAA)(2009): 海洋管理機構(MMO)の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区(MCZs)の指定等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1)(2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2)(2010)」	・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海洋全般にわたる基本法令はない。
・海洋政策声明(2011): MCAAに基づき策定。	・海洋国家戦略青書(2009)	・海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略(国家海洋戦略)(2008) ・海洋開発計画: 統合的ドイツ海洋政策のための戦略(2011)	・ロシア連邦海洋ドクトリン(2015)
・海洋管理機構(MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省(DEFRA)が運営管理。	・海洋関係閣僚委員会(委員長: 首相)、海洋総合事務局 ・エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE) ・海洋沿岸国民評議会(CNML)が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される(2013)	・海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はない。 ※分野別に各省庁が所管する。	・ロシア連邦政府海洋協議会: 海洋政策に関わる省庁・機関の代表、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。
・東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続に入り2014年4月に採択、公表された。 ・南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続に入り2015-16年の採択を目指す。	・沿岸域法(Loi Littoral)(1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理 ※近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。	・統合的沿岸管理のための国家戦略(2006)	
・領水管轄権法(1878) ・領海法(1987)	・フランス領海の画定に関する法律(1971)	・ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言(1994): 領海幅員を12海里へ拡大。 ・連邦空間整序法(2008最終改正): 各州が領土・領海に対する管轄権を有する。	・ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)
・大陸棚法(1964) ・MCAA(2009): 排他的経済水域の設定について言及。	・共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) ・大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)	・連邦政府宣言(1964)で大陸棚を設定し大陸棚に関する権利についての暫定決定(1964、1974改正)。 ・北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言(1994) ・連邦空間整序法(2008最終改正): 連邦が排他的経済水域に対する管轄権を有する。	・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)
・クラウン・エステート法(1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 ・エネルギー法(2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域(REZ)として指定可能にすることを規定。	国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局 海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書(MEDDE他、2013)に法制度の整理がある。	・北海オフショア計画(2013): 送電網に関する海洋空間計画 ・再生可能エネルギー法(2014最終改正、EEG2.0): 洋上風力発電設備の設置目標が盛込まれた	・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略(2013) ・ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(2016年2月、ロシア下院に法案提出予定)

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日本(再掲)	オーストラリア	ニュージーランド
1. 海洋(基本)法令	・海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。
2. 海洋(基本)政策	・海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	オーストラリア海洋政策(AOP;1998): 海洋に関わる国家的指針を示す。	・海洋全般にわたる基本政策はない。
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	・環境省、農業省、防衛省、産業省、州・準州政府	・主たる所掌機関:環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省(DOC)、交通省、NZ海事局(MNZ)、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	・沿岸(州管轄)水域(1980) ・オーストラリア連邦沿岸政策(1995) ・沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチフレームワーク及び実施計画(2006)	・NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・1973年海域および沈降地法(SSL法)(1973、1990)	・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表(2012)	・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) ・排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)
7. その他(特筆すべき政策等)	・我が国の北極政策(2015)		・国家鉱物法(CMA)(1991) ・資源管理法(RMA)(1991): NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律

インド	中 国	韓 国	ブラジル
・海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ただし、全人代に提出された「第13次5カ年計画(2016-2020)」（草案）には、「海洋基本法」を2020年までに制定することが明記された(2016年3月5日)。	・海洋水産発展基本法(2002):海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。	・大統領令1994年第1.265号(国家海洋政策に関する大統領令)
・海洋政策声明(海洋開発局、1982)	・全国海洋経済発展計画要綱(2008)に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画(2011-2015)を策定(2013)	・第二次海洋水産発展基本計画(Ocean Korea 21)(2011～2020) 海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年毎に見直し。	・大統領令1980、2005年第5.377号改訂(国家海洋資源政策に関する大統領令)
・首相直轄の海洋開発局が設立(1981):外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省	・国家海洋委員会: 国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立 ・国家海洋局: 従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。	・海洋水産部(2013年省庁再編で発足) ・海洋水産発展委員会: 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。	・海洋資源省庁間委員会(CIRM)(1974) ・国家環境審議会(CONAMA)(1981)
・全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。	・中国海域使用管理法(2001)	・沿岸管理法(2001年制定、2013改正): 沿岸統合管理計画(国)、沿岸管理地域計画(地方)の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 ・同法に基づく第2次沿岸統合管理計画(2011～2021)(2013年大幅改訂)	・国家沿岸管理計画(1988): 法律1988年7.661号(国家沿岸管理計画に関する法律)
・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)	・中国領海及び接続水域法(1992) ・中国海域使用管理法(2001): 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定 ・全国海洋機能区画(2011-2020)(第2期:2012策定) ・全国海洋主体機能区計画(2015) ・中国国家安全法(2015)	・領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。	・法律1993年第8.617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律)
・自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場。	・中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) ・全国海洋機能区画2011-2020(2012) ・全国海洋主体機能区計画(2015)には計画範囲にEEZ等を含む	・排他的経済水域法(1996)、排他的経済数域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(1996) ・海洋環境管理法(2007年制定、2013年最終改訂)	・法律1993年第8617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律) ・法律1989年第98145号(大陸棚調査計画に関する法律)
・地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている。	・中国海島保護法(2009)に基づき、中国海島保護計画(2011-2020)策定(2012) ・海洋再生資源発展綱要2013-2016(2013) ・深海海底区域の資源探査開発法(2016年2月26日)	・第4次海洋環境総合計画(2011～2020): 海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画。 ・漁業管理能力強化のための総合対策発表(2013) ・北極総合政策推進計画(海洋水産部、2013)	

第2章 米国における海洋政策の動向

本章では、2013年4月に米国で制定された、「国家海洋政策実施計画(National Ocean Policy Implementation Plan)」のその後の動向について、国連海洋法条約(UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea)を捉えた海洋政策と排他的経済水域(EEZ: Exclusive Economic Zone)に基づく取り組みをふまえて記述する。またハワイ沖の海洋保護区の拡張や、バラスト水への規制について概要を説明する。北極圏関連としては、2015年4月から米国が北極評議会議長国に就任したこと、それに先立ち、2013年5月、大統領府が「北極圏戦略(National Strategy for Arctic Region)」を公表したことについて説明する。

1. 米国における海洋政策関連法規と執行体制

2013年4月、国家海洋会議(National Ocean Council)は、「国家海洋政策実施計画(National Ocean Policy Implementation Plan)」を決定し、発表した。これは、2009年以来オバマ政権が「国家海洋政策(National Ocean Policy)」の下で推進している総合的な海洋ガバナンス政策の具体的な実施計画として位置づけられる文書であり、米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が整理された形で記述されている。ここでは、5つの主要なテーマ①海洋経済②安全と安全保障③海洋と沿岸域のレジリエンス④地方の選択⑤科学と情報と、214のアクションが定められている。また、2013年7月にNOCは、地域の取り組みを支援するために「海洋計画ハンドブック(Marine Planning Handbook)」を採択した。

国家海洋政策策定5周年を記念して、2015年3月には、国家海洋政策実施報告書がまとめられた。(Report on the Implementation of the National Ocean Policy)¹

また、2015年11月には、政治的、管轄的、および地理的な境界にまたがる海洋問題に関してNOCに助言するため、新たなメンバーからなるガバナンス調整委員会(GCC)²が招集された。新たに2015年に招集されたGCCメンバーは、今後2年間でNOCと協議して戦略的行動計画、政策、研究の開発、および国家海洋政策の実施に関するガイダンスにあたる。



図1 新しいGCCメンバー

出典: The White House: National Ocean Council Blog

¹ https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/nop_highlights_annual_report_final_-_150310.pdf

² 2010年に組織されたGCCは、オバマ大統領が、米国海洋、沿岸域、五大湖の生態系や資源、およびそれらが提供する利益の保護、維持、および回復を目的に創設した

2. 米国の海洋政策の近年の動向

(1) ハワイ沖に海洋保護区設定

米国は「海洋経済」の観点を重視しながらも環境保全を意味する「沿岸域・海洋の回復能力」に配慮するという傾向を強めている。2009年1月、ブッシュ大統領は、ハワイ諸島北部に連なる島、環礁に文化遺産と同じレベルの保護を与え、各島の50カイリまで、195,500平方マイルを海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)に指定した。この海洋保護区制定は1906年に可決した連邦法、遺跡保護法 (Antiquities Act)を根拠としており、同法に基づき議会の承認を得ず、大統領権限で布告できる。

2014年9月、オバマ大統領は、この海洋保護区を距岸50カイリから200カイリに拡張し、これまでの6倍の面積の約127万平方キロに拡大すると発表した。保護区の領域は日本の国土面積の3倍を超え、「世界最大の海洋保護区」となる。これは、手つかずのサンゴ礁や豊かな生態系を人間活動の影響から守るのが目的で、この海域では商業目的での漁や資源の採掘、ゴミの投棄等が全面的に禁止される。しかしながら、今回のオバマ大統領の海洋保護政策に対しては、ハワイ在住の研究者らが「現地住民らへの経済的影響を加味していない」「設定された海域が広大すぎる」などとして反対する声も上がっている。³

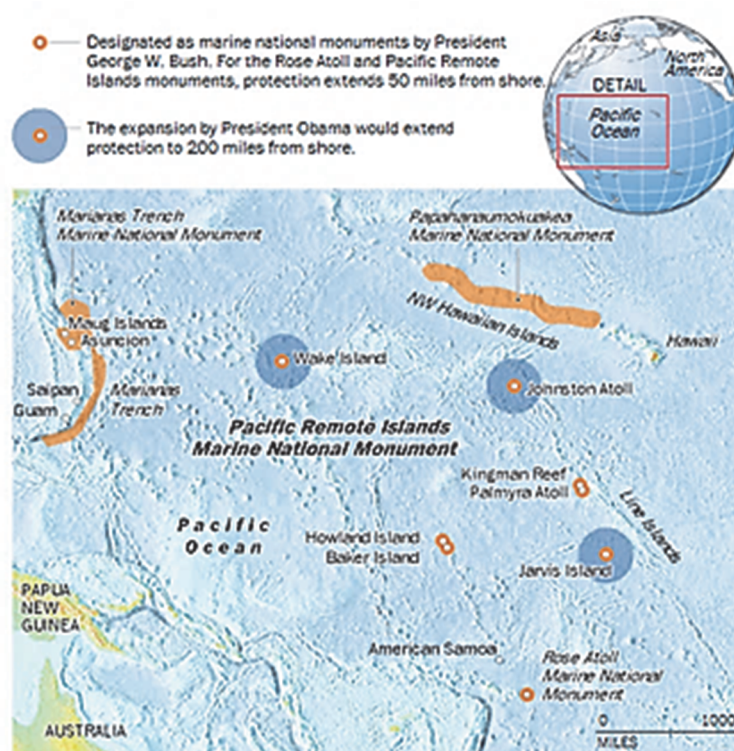


図2 米国が設定した海洋保護区のイメージ

出典: Interior Department. GRAPHIC: Patterson Clark. Published Sept. 24, 2014

³ <http://www.ipsnews.net/2014/09/championing-ocean-conservation-or-paying-lip-service-to-the-seas/>

(2) バラスト水規制関連

バラスト水 (Ballast Water) によって、有害な水生生物が外来種として生態系に影響を与えたり、病原体が移動したりすることを防止するため、2004 年に国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization、IMO) は「バラスト水管理条約」⁴を採択し、規制が進められている。この条約は、船舶の建造時期及び大きさに応じ、排出基準を満たすバラスト水処理を義務化している。

2012 年、米国沿岸警備隊 (USCG) は、IMO の基準とは別に厳しいバラスト水規制 (BWDS)⁵を打ち出しており、北米に就航する船は、その基準を満たした処理装置の搭載を義務付けられている。BWDS は、IMO によるバラスト水管理条約における規則と同基準であるが、米国の場合、連邦法である HR2830 を含めて州ごとに異なった基準のバラスト水管理法律が制定されているため、注意が必要である。

USCG のバラスト水排出規制は 2012 年 6 月 21 日に施行され、USCG が型式認証したバラスト水管理システム (BWMS) を船舶の建造年別に規定した期日までに設置することを求めているが、USCG 型式の認証には長時間を要するため、IMO により承認された型式のバラスト水処理装置が、USCG により一時的に認められる AMS (Alternate Management Systems) と呼ばれる措置がとられている。

一方、AMS が適用された船舶に対しても、米国環境保護庁 (EPA) は、バラスト水排出をはじめとする船舶の通常の運航に伴う汚染物質の排出に関わる要件 (VGP: Vessel General Permit) が適用され、搭載されるバラスト水処理装置は、VGP にも対応していることが要求されるため、米国海域内を航行する場合には、BWDS 及び VGP の両方に適用していなければならない⁶。これに異を唱える業界団体や USCG からの圧力により、EPA は、2013 年 12 月 24 日に「EPA/USCG 共同書簡」、2013 年 12 月 27 日に「Enforcement Response Policy」を公表した。共同書簡によれば、EPA は USCG とともにバラスト水処理に関する問題に取り組むこと、また早期に USCG の型式承認された技術が利用できるようにするため努力するとされているが、現状、両機関での調整はついておらず、二重基準での運用が続いている。

その他、同国では、広大な国土や連邦制といった国情を反映し、それぞれの地域ごとの優先課題の多様性への対応、および、それらの多様性を踏まえた海洋ガバナンスの確立が課題とされている。

(3) 北極関連

北極評議会は、1996 年 9 月、オタワ宣言 (Declaration on the Establishment of the Arctic Council) に基づき設立された。同議会は、北極圏に係る共通の課題 (特に持続可能な開発、

⁴ 船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約: International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments

⁵ Standards for Living Organisms in Ship's Ballast Water Discharged in U.S. Waters

⁶ 2008VGP は 2013 年 12 月 19 日に失効し、新しい 2013VGP が適用となった。

環境保護等)に関し、先住民社会等の関与を得つつ、北極圏 8 か国(カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国)間の協力・調和・交流を促進することを目的とした、ハイレベルの政府間協議体である。なお、同評議会では、軍事・安全保障事項を扱わないことが明確に確認されている。

2013 年 5 月、米国は、大統領府が北極に関する包括的な国家戦略である「北極圏戦略(National Strategy for Arctic Region)」を公表した。「この戦略は、北極圏における合衆国の国家安全保障上の国益を定義し、連邦、州、地域、部族組織による現在のイニシアチブの上に積み上げるべき努力の優先順位を明らかにし、機会が存在し行動が求められている分野の活動に焦点を当てることを狙いとしている」とした上で、3 つの柱として、①合衆国の安全保障上の国益を追求する、②責任ある北極圏の管理を迫及する、③国際協力を強化する、を掲げている。ここでは、安全保障を安全な通商・科学探査活動から国防まで、幅広い活動要素を含んだものとして捉え、また、「我々は、合衆国の国連海洋法条約への参加のために働きかける」と述べられているなど、「北極圏戦略」は、北極圏に限らない言わば国家海洋戦略として位置づけられているのが特徴と言える。

米国は、2015 年 4 月からの 2 年間、北極評議会の議長国を務めることとなった。これを受けて米国は、議長国プログラムとして「北極はひとつ: 機会、課題、責任の分担共有(One Arctic: Shared Opportunities, Challenges and Responsibilities)」を策定し、このなかで、包括的目標、主題別目標およびその下での個別施策をあげている。

包括的目標は、「政府間協議体としての北極評議会の強化」、「北極評議会における長期的優先課題の導入」、「米国内及び国際社会における北極への関心と気候変動に対する認識の促進」である。

また、主題別目標として、①経済と生活の改善(地域社会)、②北極海の航行の安全、安全保障とスチュワードシップ(海洋)、③気候変動の影響への対応(気候)の 3 つを提示している。これらの目標は、2015 年 4 月カナダで開催された北極評議会の実務者会議(Arctic Council's Senior Arctic Officials: SAO)で提示されたが、これに先立ち米国は、2015 年 1 月に、オバマ大統領の命令により北極運営委員会(AESC: Arctic Executive Steering Committee)を設置した。AESC は、北極地域における国家戦略の実施のために設立され、アラスカ、アラスカ先住民コミュニティ、米国議会、財界、国際的なパートナー等との調整を目的に、副長官レベルで召集される。

2015 年 4 月に開催された北極評議会においてケリー国務長官は、「現在、われわれが直面する最大の課題として誰もが口にするのが気候変動だ。控えめに言っても、あらゆる数値は警戒レベルにある」と述べ、関心が環境問題にあることを示した。これに関連して米国は、同評議会に対して、メタンガス排出およびガスの燃焼や石油探査活動で放出される黒色炭素(ブラックカーボン)を規制する行動計画の枠組みを提出している。

第3章 欧州連合における海洋政策の動向

近年、欧州連合（以下、EU とする。）においては、海洋に関する重要な加盟国に対する法的拘束力を有する文書や政策文書が幾つも新たに採択あるいは改正されてきた。「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則¹」（2012 年）及び「（改正）共通漁業政策に関する規則第 1380/2013 号²（CFP）」（2013 年）、2014 年には「欧州連合海洋安全保障戦略³」や「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号⁴」等がそれぞれ採択されている。

昨年(2015 年)は、大きな政策文書の採択や改正は見られなかったものの、漁業政策分野における違法・無報告・無規制（以下、IUU とする。）漁業政策に関して、タイや台湾といった水産大国へ取り締まりが不十分として警告を実施した他、IUU 漁業規則に関する一部改正に向けた動きがあった。また、シリア難民の急増による密航船の海難事故の頻発などから、今後の海洋政策への影響も想定される EU 全体としての対応を求める動きがあった。本章では、以下、EU の IUU 漁業に対する政策の動向に加えて、移民・難民問題に関する動向から 2015 年の EU における海洋政策について概観する。

1. EU における違法・無報告・無規制（IUU）漁業政策

(1) 世界における IUU 漁業の動向

世界的な IUU 漁業に対する動きとして、1982 年に国連海洋法条約（UNCLOS）から排他的経済水域が導入され、水産資源についても沿岸国による適切な保管理が必要とされた。1992 年のリオデジャネイロ「地球サミット」において「アジェンダ 21」、1995 年には、国連公海漁業協定や国連食糧農業機関（FAO）による「責任ある漁業のための行動規範」、2002 年にはヨハネスブルグ「持続可能な開発のための世界サミット」において「ヨハネスブルグ実施計画」が採択された。その後、2012 年 6 月に開催

¹ 同規則は、2012 年 9 月 25 日に採択、同年 10 月 25 日に署名、及び、同年 11 月 17 日に発効した。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1026/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on certain measures for the purpose of the conservation of fish stocks in relation to countries allowing non-sustainable fishing である。

² 同規則は、2013 年 12 月 10 日に採択、同年 12 月 11 日に署名、同年 12 月 29 日に発効、及び、2014 年 1 月 1 日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

³ 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

⁴ 同指令は、2014 年 7 月 23 日に署名・採択、及び、同年 9 月 18 日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

された国連持続可能な開発会議（Rio+20）において、「我々の求める未来」の成果文書の中で、海洋・沿岸域は地球の生態系の基本的な構成要素であり、その保全と持続可能な利用のために必要な行動を取ること、海洋とその資源の保全と持続的利用の法的枠組みを構成する国連海洋法条約等の義務を履行することなどが述べられ、具体的な行動計画として IUU 漁業の排除が盛り込まれている。そして、2015 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット 2015」において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、海洋に焦点を当てた「目標 14：持続可能な開発のための海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用」の中で、2020 年までに漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施するとされた。

(2) EU における IUU 漁業対策

EU において、海洋生物資源及び漁業に関する政策については、リスボン条約（2007 年 12 月 13 日署名、2009 年 12 月 1 日発効）により、「共通漁業政策（Common Fisheries Policy：以下、CFP とする。）に基づく海洋生物資源の保護」分野は EU が排他的な権限を持つ領域とされ（リスボン条約第 3 条 1 項（d））、「海洋生物資源の保護を除く農業及び漁業」分野は EU が加盟国と権限を共有する領域かつ EU 法が優位する領域とされている（リスボン条約第 4 条 2 項（d））。EU における IUU 漁業対策は、CFP に基づく海洋生物資源の保護分野に該当し、EU が排他的な権限を持つ領域として積極的な取り組み姿勢がみられるとともに世界的にも IUU 漁業対策をリードする立場となっている。

近年、EU 域内に輸入される水産物の約 1 割弱程度が IUU 漁業を起源とするものであるとの推定から、EU は IUU 漁業を海洋生物資源保護及び持続可能な漁業に対する深刻な脅威であると位置づけ、適切に対処する必要があるとの方針を示してきた。そのため、EU は、2008 年以降、これらの IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために IUU 規則として、「IUU 漁業規則第 1005/2008 号」（2008 年）、「共同体水域外における共同体漁船の漁業活動及び第三国漁船の共同体水域のアクセスの承認に関する規則第 1006/2008 号⁵」（2008 年）及び「共同体水域における共通漁業政策の遵守のための共同体管理システムを確立するための規則第 1224/2009 号」（2009 年）を採択し、2010 年 1 月 1 日より全面的に施行した。その後、これらの規則だけでは、IUU 漁業を完全に防止、抑制及び排除することは困難であったことから、「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則⁶」（2012 年）及

⁵ 同規則の正式名称は、Council Regulation (EC) No 1006/2008 of 29 September 2008 concerning authorisations for fishing activities of Community fishing vessels outside Community waters and the access of third country vessels to Community waters (OJ L 286, 29.10.2008, p. 33). である。

⁶ 同規則は、2012 年 9 月 25 日に採択、同年 10 月 25 日に署名、及び、同年 11 月 17 日に発効した。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1026/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on certain measures for the purpose of the conservation of

び「（改正）共通漁業政策に関する規則⁷」（2013 年）が採択された。

これらの IUU 漁業規則は、違法に漁獲された水産物製品を EU の市場から完全に排除することを目的として、水産物を漁獲した漁船の旗国または輸出国政府に対し、EU 域内に水揚げ・搬入される、全ての水産物製品の起源及び合法性（非 IUU であること）を示す証明書の添付を義務付けている。この制度において、輸出国の証明が信用できない、或いは不十分と判断された場合、EU 委員会は当該国に対し警告（イエローカード）を与えて改善に向けた協力及び支援を実施する。一定期間内（通常、6 ヶ月～1 年）に問題が解決しなければレッドカードを与え、当該国から EU への水産物輸入が禁止される。さらに、IUU 漁業対策の一環として、EU 加盟国の税関当局者間における違法取引が疑われる事例の情報共有により、違法取引を防止するための EU 域内警戒システムも導入したとされている。

このような IUU 漁業規則の全面的施行から 2015 年で 5 年目となるが、2015 年 4 月時点において、50 カ国以上が 2 国間及び多国間レベルで EU との間の IUU 漁業対策に関する国際協力体制を強化するに至っている。また、91 カ国におよぶ EU 以外の国が、EU に対し、自国漁船に対する証明制度を実施するための法的枠組み保有について報告している。さらに、2010 年以降、27 カ国の 200 隻以上におよぶ漁船について検査を実施した結果、約 50 隻に対し総額約 800 万ユーロ（約 11 億円）の罰金が旗国または沿岸国政府によって課されたほか、数カ国において漁獲証明制度の改善と船舶位置モニタリングシステムの導入を実現している。そして、2015 年 4 月にタイ、10 月に台湾といった大きな水産物貿易相手に対し EU はイエローカードを与えた。全世界のツナ缶詰の 3～4 割を生産するタイや、カツオ・マグロ、サンマなど日本を凌ぐ漁獲量を記録する台湾に対し、今後、レッドカードが示され、輸入禁止措置が取られる事態になった場合、世界の水産物流通にも影響が出ることも懸念されるなど、今後の動きが注目されている。

(3) EU における IUU 漁業規則改正へ向けた動き

EU における IUU 漁業対策が着々と進められている中、2015 年 12 月、EU 船籍の域外漁業活動の管理の対策強化として、EU 水域内外における共同体漁船の漁業活動について、統一基準を適用することを目的とした「外部漁船団における持続可能な管理に関する規則案⁸」が提案された。

fish stocks in relation to countries allowing non-sustainable fishing である。

⁷ 同規則は、2013 年 12 月 10 日に採択、同年 12 月 11 日に署名、同年 12 月 29 日に発効、及び、2014 年 1 月 1 日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

⁸ 提案の正式名称は、Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the sustainable management of external fishing fleets, repealing Council Regulation (EC) No

この提案は、2008 年の「共同体水域外における共同体漁船の漁業活動及び第三国漁船の共同体水域のアクセスの承認に関する規則第 1006/2008 号」に対する改正案となっており、2001 年 FAO で採択された IUU 漁業の防止、抑制、排除のための国際行動計画 (IPOA-IUU) や 2014 年旗国責任順守のための自主的指針 (Voluntary Guidelines for Flag State Performance) に加えて、国際海洋法裁判所 (ITLOS) から 2015 年 4 月に出された「IUU 問題を防止し抑制する責任については、海外操業も含めて船籍国が責任を負い、船籍国が許認可を発行した船舶に対し、法執行や行政管理を含む適切な配慮を行わない場合、船籍国の責任を問うことができる」という見解 (アドバイザリーオピニオン) 等を受ける形で提示された。

今回の改正案は、対象を EU 船籍の漁船が EU 域外で漁業活動を行う場合と第 3 国の漁船が EU 域内で漁業を行う場合の両方としており、約 700 の共同体漁船のうち約 300 が持続可能な漁業協定 (SFPAs) に基づき漁業を行っているが、その他の漁船(チャーター船や便宜置籍船、プライベートライセンス船等)を含む全ての漁船に対して共通の規則を適用することで、第 3 国の排他的経済水域 (EEZ) や公海における漁業活動についての許認可とモニタリングを行うこととしている。

本規制案は、改正に関する説明文、前文、47 の条文、漁業許認可申請のための 70 項目 (Annex1) と (Annex1 の申請によって) 漁業の許認可を受けた船をサポートする船の登録申請のための 54 項目 (Annex2) から構成されている。

この改正規則は、2017 年発効予定とされており、世界の船籍及び漁業活動の管理に関する世界標準となりうることから、今後の議論の動向が注目される。

2. EU における難民・移民政策

(1) EU の海洋政策に大きな影響を与える地中海を渡る難民・移民の問題

近年、主にシリアからヨーロッパへと向かう大量の難民・移民の存在が問題視されている。難民・移民の増加という問題自体は、2011 年のいわゆる「アラブの春」で各国の政権が不安定化したり内戦が生じたりしてからすぐに発生しており、これが 2013 年ころから増加していた。2015 年に入ると、リビア内戦の混乱の隙をついて、密航業者らがリビアに多く現れるようになり、彼らが移民・難民を規模や装備も劣悪な密航船に乗せてリビアからマルタ・イタリア・ギリシャへ送り出すといった動きが頻発するようになった。

この問題への対処を複雑化させたのが、イタリアやギリシャのような地中海に接していて移民・難民の上陸地点となるヨーロッパ諸国と、ドイツや北欧諸国等の温度差が表面化したことである。さらには、ユーロ経済の中で「一人勝ち状態」であるとされ、経済が好調で高齢化・少子化による人手不足も抱えているドイツと、経済的な苦

1006/2008 である。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2015:636:FIN>

境にあり失業率が高いギリシャ・スペイン・イタリアといった国々との経済的・社会的事情の大きな違いも浮き彫りとなった。こういった地理的・経済的な事情が、現在の EU の海洋政策に大きな影響を及ぼしており、従来とは異なる個別的でない EU としての対応が求められている。

(2) EU における難民・移民への対応と海洋安全保障政策の動向

上述した背景のもと、イタリア、マルタ、オーストリア、ギリシャなど、不法難民・移民の危機に直面している国々は、加盟国が個別に対応するのではなく、組織体としての EU が不法移民対処の責任を加盟国と同等に共有するよう主張し始めた。そこで EU 理事会は、2015 年 5 月 18 日、地中海における人身売買や密航のビジネスモデルを阻止すべく、EU の海軍共同作戦である「地中海 EU 海軍部隊 (EUNAVFOR Med) ⁹」を展開することで合意し、地中海の難民・移民問題に主体的に対処する姿勢を示した。元々、EU における海洋安全保障問題は、リスボン条約第 4 条第 2 項により、「安全保障は各加盟国の排他的な責任のもとに留保される」とされており、EEZ (排他的経済水域) と同様、EU が主体となるためには原則として特別の規則と手続きを要する。したがってこの決定は、地中海を渡る移民・難民という新たな課題に対する EU の海洋安全保障政策の重要なものである。

2015 年 9 月 14 日、EU 理事会は、「一般情報 (インフォメーション)」や「機密情報 (インテリジェンス)」の収集と分析に焦点を当てた、「地中海 EU 海軍部隊」の「フェイズ 1」に対する評価書を採択した。同評価書は、同作戦における全ての軍事的目的は達成され、公海上における「フェイズ 2」の初期段階に進むための条件が満たされたと結論づけた。今回の評価は、この作戦を公海上での実力行使を伴う「フェイズ 2」に移行させるための正式な手続きとして必要なものである。同評価が終了したことで EU は、部隊編成会議および交戦規定の承認の手続きを行った。

2015 年 10 月 9 日、EU が海軍力による実力行使に対する権原として、同年 5 月から国連安全保障理事会に対して求めていた国連決議が行われた。この「国連決議 2240 号 (S/RES/2240 (2015), 9 October 2015, Maintenance of international peace and security) ¹⁰」は、地中海で頻発している難民・移民の遭難死亡事故という悲劇的事案に対処するものとして、各国の主権・管轄権やリビアの国家的権益を最大限に尊重した上で UNCLOS をはじめとする国際法の規範に則って同海域で執り行われる実力行使を、EU の「地中海 EU 海軍部隊」に委ねる旨を規定したものである。同日、EU の海洋安全保障政策のトップであるフェデリカ・モグリーニ EU 外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長は、国連安保理において「国連決議 2240 号」が採択されたことを受け、EU は今後も国連および関係各国と緊密に協力しながら、同作戦の継続的成功を

⁹ 後に「ソフィア作戦」へと呼び名が変更された。

¹⁰ [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2240\(2015\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2240(2015))

図るとの声明を発表した。

国連の承認が得られたことで、同作戦は、2015 年 10 月以降、情報収集や漂流難民などの人命救助といった「フェイズ 1」の初期活動から、公海上での強制力を有する準軍事作戦である「フェイズ 2」へと移行することになった。なお、同作戦に対しては、一部の国際法学者から、今回の「国連決議 2240 号」が国連憲章 39 条の「平和に対する脅威」を明示的には認定しておらず、かつ、「平和に対する脅威」を認定している他の決議に言及するわけでもなく、「国連憲章第 7 章下での行動」としてリビア沖の公海上での船舶の臨検・拿捕を授權していることを疑問視する声が上がっている¹¹。いずれにせよ同作戦は、今後、その対象海域を公海からリビア領海内へと拡大する見込みである。

「ソフィア作戦」の目に見える成果はこれからになると考えられるが、2015 年 12 月 17 日に開催された EU 理事会は、欧州への難民・移民の流入問題に関する取組みの進捗状況を検証し、①ホットスポット（難民管理センター）の運営、②難民の移住決定および送還の実施、③EU の対外国境の管理、④移民・難民の出身国および通過国との協力、をこれまで以上に加速させることで合意した。

また、2016 年 2 月 10 日、EU 委員会も同問題に対する取組みを振り返り、「EU は、自身が直面する新たな課題に対応すべく、難民・移民に関する政策を強化している。しかしながら、重要な基礎となる対応策は動き出したものの、現地レベルでの完全な実施は、いまだ不十分である。持続可能な移民・難民管理制度に達するために取り組むべきことは、今なお多い」とする報告書を公表した。

以上のとおり、「ソフィア作戦」は、海洋安全保障問題を原則として各加盟国の権利と責任の下で解決すべきとしてきた EU が初めて主体となって取組んでいる海軍作戦である。現在の計画に従えば、同作戦はその対象範囲を公海のみから地中海沿岸国の領海にも広げることになっており、今後、その成果や課題は国家統合体である EU の海洋政策に大きな影響を与えると思われる。

¹¹ 濱本正太郎「国際法研究教育情報」
<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp/news.html>

第4章 英国における海洋政策の動向

英国は海洋に囲まれた国家で、海洋は重要な食糧や交通基盤の提供するものとして、また、8,000 にもおよぶ海洋生物種の世界的に重要な生息地として重視されている。2009 年に制定された海洋沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act 2009）により、海洋管理機構（Marine Management Organisation, MMO）が設立され、海洋域の持続可能な開発と清浄、健全、安全、生産的かつ生物学的に多様な海洋保全推進が図られている。本章では、海洋に関連する英国の法制度について、特に今年度の顕著な動きに焦点を当て詳述する。尚、英国あるいはイギリスの用語は、通常、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」のことを指し、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを包含するもので、海洋分野においてもそれぞれの地域固有の法制度があることから、英国全体共通の法制度に触れつつ、イングランド、およびその他の地域法制度を概観する。

1. 英国海洋法制度の概略

英国政府は、海洋関連条約に関し、1960 年 3 月 14 日に領海条約、公海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約を、1964 年 5 月 11 日に大陸棚条約を批准し、締約国となっている。1997 年 7 月 25 日に英国政府は国連海洋法条約に加入し、同年 8 月 24 日に同条約は英国に対して発効した。この他、英国政府は、各種の海洋関連法を制定している。¹

2. 海洋沿岸アクセス法および海洋政策声明

英国政府は 2009 年 11 月 12 日に海洋沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act 2009）を制定し、統合的な海洋管理の推進を目指している。海洋沿岸アクセス法では、その第 1 章第 1 条で、海洋管理機構（Marine Management Organisation、以下 MMO）の設立を規定し、第 2 条で MMO の責務を MMO 領域において人々による活動が持続可能な開発の実現に寄与する目的で、適切な事実や事象を考慮し、一貫性があり調整されていなければならないと規定している。海岸沿岸アクセス法は、各地域の個別の政策で具体的な実施が図られているが、海岸アクセス法自体、その第 44 条でイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの大臣・部局が海洋政策声明を作成し、英国の海洋地域における持続可能な開発の実現に寄与する政策を表明すると規定している。

イングランド政府は海洋沿岸アクセス法の第 44 条に従い 2011 年 3 月に「海洋政策声明（Marine Policy Statement）」を発表した。この海洋政策声明は、海洋計画策

¹ 海洋政策研究財団 平成 25 年度『総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』に詳述されている。

定の枠組みとして位置付けられ、海洋計画の策定を促進・支援し、海洋資源の持続可能な利用を目指すことを謳っている。声明では、海洋資源の持続可能な利用を通じて、(1) 持続可能な経済開発の促進、(2) 低炭素経済への移行と気候変動の原因や海洋酸性化の緩和およびそれらの影響への適応、(3) 持続可能な海洋環境および健全で機能的な海洋生態系の保全と海洋生物生息地や遺産の保護、(4) 地域社会での社会的経済的課題に対応するための海洋資源の持続可能な利用を含む海洋地域の社会的恩恵の確保を目的とすると規定している。

スコットランド政府は、スコットランド海洋局 (Marine Scotland) を設立し、スコットランド沿岸の海の統合的管理を推進している。その目的は、重要なステークホルダーやスコットランド自然遺産局およびスコットランド環境保護庁との連携しながら、繁栄と環境持続性確保のためにスコットランドの海を管理することと定めている。スコットランド政府は 2010 年 4 月に「スコットランド海洋ビジョン (Marine Scotland Vision、正式には、Making the most of Scotland's seas: turning our marine vision into reality)」を発表し、「清浄、健全、安全、生産的、生物学的に多様な海洋および沿岸環境を目指し、人々および自然の長期的なニーズと高度な海洋目的の実現を図る」と謳っている。

ウェールズでは、自然資源・食糧省が海洋政策を所管している。ウェールズ議会は、ウェールズの海洋政策に関する議論を行ってきており、2013 年 1 月に海洋政策に関する報告書を刊行している。その後、議会は関係団体との協議を進め、漁業・船舶などの団体や環境 NGO など 19 の団体が意見書を提出している。ウェールズ議会の環境・持続性委員会の委員長は、自然資源・食糧大臣宛てに、海洋政策文書作成の進捗についての情報提供を求めてきており、2014 年 5 月段階で、同大臣は書簡にて、統合的沿岸域管理の原則を実施していくことを強調した他、海洋・漁業戦略計画を 2015 年までに作成する旨の方針を表明している。

北アイルランドでは、海洋の効果的管理を目指し、2013 年 9 月 17 日に「海洋法 (The Marine Act)」を採択、翌日より施行されている。同法により、北アイルランド環境省に、海洋保全区域を指定する権限が創出されたことで、同年、「海洋保護区ネットワーク形成に関する大臣声明」を発表し、特別保全区域、特別保護区域、特別科学関心区域、ラムサール湿地保全区域、海洋自然保護区などの設定し、海洋保護区ネットワークの拡大を進めていく方針を表明している。また、2013 年には「北アイルランド海洋保護区戦略案」が、2014 年には「北アイルランド沿岸地域海洋保全区域の選定と指定に関するガイドライン案」が立案され、その後、協議が進められている。

こうした海洋政策の展開は、欧州連合の立法措置に寄与するところが多い。欧州連合は 2008 年に「海洋戦略枠組指令 (2008/56/EC)」を採択し、欧州域内の海洋沿岸域の良好な環境状況の実現を目指している。この指令では、欧州連合加盟国は

2020 年までに良好な環境状況を実現するための管理施策を策定することが義務付けられた。この指令では、人間活動の生態系に立脚した管理を進め、良好な環境状況を実現するための範囲内で総体的な人間活動が行われなければならないと規定している。英国海洋政策声明はこうした欧州連合の立法措置との整合性を確保することを目的としている点についても言及している。

3. 海洋計画

イングランドでは、11 の海洋計画区域が設定され、20 年という長期的枠組みで計画が作成されている、あるいは策定が予定されている（図 1²）。計画は 3 年毎に見直しが行われる。計画自体は、北西部は 2 区域を統合する計画が作成される予定であることから、計画自体は合計 10 となる予定である。全ての計画は 2021 年までに策定が終了することになっている。

海洋計画の必要性について、MMO は、海洋経済は年間 470 億ポンドの経済効果を英国にもたらし、その重要性は増加傾向にあることを指摘し、世界の先陣を切って海洋計画を策定した実績に鑑み、陸域同様に海洋においても持続可能な開発のための明確な枠組みを規定することが必要であると説明している。

この海洋計画は海洋保全区域（Marine Conservation Zones, MCZs）や英国の海洋保護区ネットワークとの整合性を図ることと説明されている。海洋計画の策定にあたっては、MMO は地域社会の人々との連携を強調しており、情報公開やワークショップの開催などを通じて、計画を地域社会の人々との共同作業で策定することを明確な方針として打ち出している。

このうち、「東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画」及び「南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画」が開始され、東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画は、2014 年 4 月に採択発表されている。東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画は具体的に下記の 11 の目標を掲げている。



図 1 イングランドの海洋計画区域

² https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325688/marine_plan_areas.pdf

- (1) 経済的に生産的な活動の持続可能な発展の促進、
- (2) 雇用創出、
- (3) 再生可能なエネルギーの可能性の実現、
- (4) 活気ある持続可能な社会の支援、
- (5) 遺産の保全、
- (6) 健全、対応力ある適応可能な海洋生態系の保持、
- (7) 生物多様性の保護、保全、回復、
- (8) 海洋保護区の活動支援、
- (9) 気候変動適応と緩和の活動促進、
- (10) 主要活動の他の計画への統合、
- (11) 海洋に関する基礎的情報源の構築、

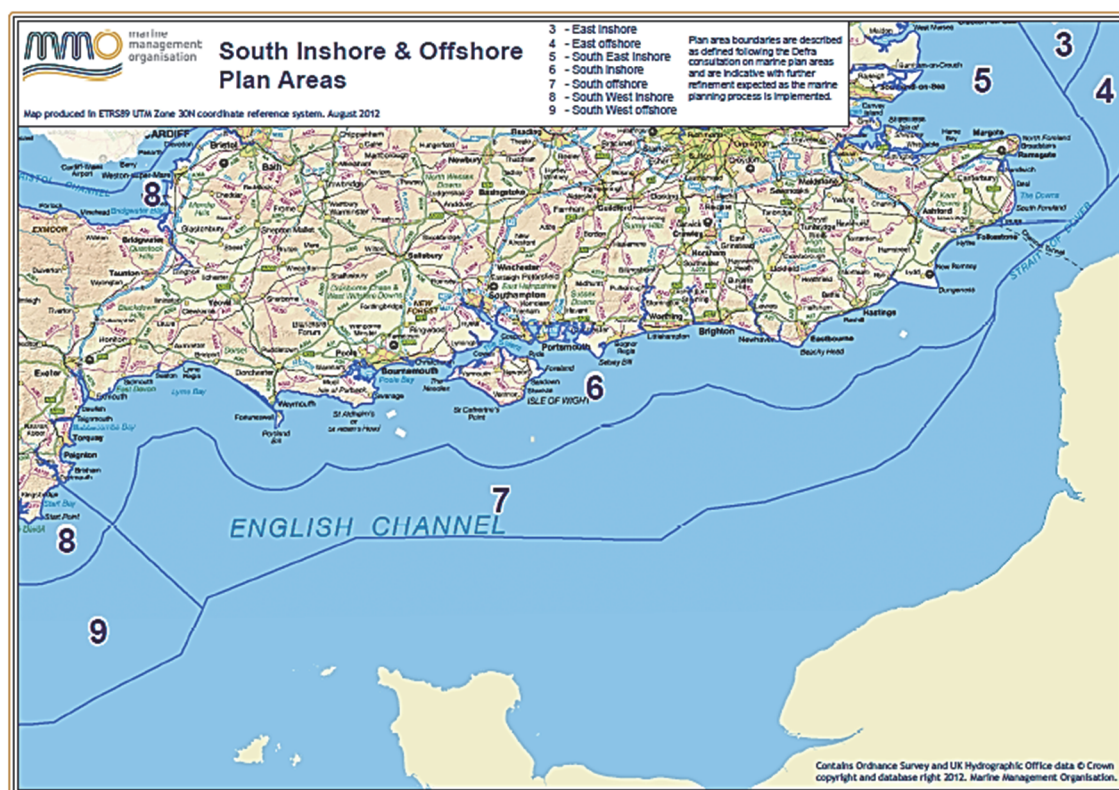
こうした計画策定にあたっては、海洋環境の調査や評価を行う手続きが詳細に定められ、そうした調査・評価結果を踏まえ、計画が立案され、その後のモニタリング活動が進められている。³

2014 年 4 月に「東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画分析」という報告書が出され、そこで具体的に分野別の海洋計画の予想される経済的影響を下記 11 項目例示している。

- (1) 炭素固定と貯留 (CCS)：海底炭素貯留候補地の存在
- (2) 石油とガス：埋蔵資源の存在
- (3) 再生可能なエネルギー 風力：洋上風力発電の可能性
- (4) 再生可能なエネルギー 波力・潮力エネルギー：波力・潮力発電の可能性
- (5) 通信ケーブル：海底ケーブルの利用の可能性
- (6) 骨材：砂利・砂の採取
- (7) 港：海上輸送：海上輸送拡大の可能性
- (8) 漁業：小規模漁業を含む漁業の基盤
- (9) 養殖：魚介類養殖基盤
- (10) 観光・余暇：沿岸地域社会の収入源
- (11) 防衛：国民の保護と領土・領海の保全

「南部沿岸および南部沖合に関する海洋計画」については、2012 年に策定作業開始され、地域住民関係者との対話や情報収集、目的設定などが 2013 年を通じて実施された。

³ 海洋計画策定の手続きについては海洋政策研究財団『平成 26 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』にて詳述。



https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/312537/south_marine_plan_areas.pdf

図2 南部沿岸および南部沖合計画区域地図

2014 年からは取組の選択肢の策定や政策立案などが進められ、2014 年 7 月に「南部沿岸および南部沖合に関する海洋計画地域の展望と目的（草案）」が発表され、その後の協議概要に関する報告書が 2014 年 10 月に発表されている。また、検討範囲を設定するいわゆるスコーピング報告が作成され、これについての協議が 2015 年 2 月から 1 か月実施され、関連する報告書が作成されている。2016 年 2 月には、MMO はハル大学河口沿岸研究所が作成した南部沿岸および南部沖合に関する海洋計画地域の水質改善のための環境修復に関する報告書を発表し、生物資源を利用した水質浄化措置の可能性を示している。計画案の検討は継続されており、2016 年の採択が目指されている。海洋計画の策定は長期的展望に立ち、中期的作業計画に基づき、参加型で策定作業が進められていることがわかる。

この他、北アイルランド政府は、2012 年 6 月「北アイルランド海洋計画 市民参加声明」を発表し、海洋計画策定に向けた市民参加推進の方針を打ち出している。環境局が所管し、大まかに策定までの過程を 4 段階と想定している。具体的には、(1) ステークホルダー（利害関係者）の予備的対話（2012 年 2～6 月）、(2) 情報収集と計画立案（2012 年 6 月～2013 年 12 月）、(3) 協議と調査（2014 年 1～4 月、必要である場合は 6～12 か月の調査）、(4) 採択（協議・調査終了から 2～3 か月）と規定

されている。協議すべき利害関係者グループとしては表1にあるように、多様な利害関係者を対象としている。作業工程はその後、見直され、2013年9月に海洋計画の展望と目的案が閣内で回覧され、2015年9月には、海洋計画の持続可能性評価が専門家により行われている。その評価作業が完了した後に、一般協議の作業が開始される。2016年秋が海洋計画採択の目標時期として掲げられており、その後、採択時期の見直しがありうるものの、今後の進捗が注視されている。

ウェールズでは、沿岸および沖合を含む国家海洋計画の策定が目標として掲げられてきており、ウェールズ議会は環境・持続可能性局を中心に海洋チームを立ち上げ海洋計画の策定作業を進めている。計画では、経済、海運、自然保護、漁業、持続可能なエネルギーなどを中心にとりまとめを進め、持続可能性評価や一般協議の手続きを経ることが想定されている。

スコットランドでは、海洋計画の策定を進めてきており、スコットランド議会は2015年3月27日に国家海洋計画に関する声明にて国家海洋計画を発表している。この海洋計画は、2014年7月に出されたEU指令（2014/89/EU）に従い策定されたと規定されている。

内容としてはイングランドの海洋計画と類似しているが、特徴的なのは、「鮭および遡河魚を含む回遊魚」の保全と持続的利用を謳っている点が挙げられる。

総じて、英国における海洋計画の立案とその実施に関しては、海洋沿岸アクセス法に従い、EU指令に準拠し、専門家や一般市民との協議を重ね、沿岸や沖合を含む持続可能な海洋利用の推進に向け区割り（ゾーニング）や許可制度の運用等を進めている。

表1 主要な利害関係者一覧(例)

全般
淡水漁業、漁業、食糧
保全、環境団体
防衛、安全保障
浚渫、廃棄物処理
エネルギー生産、インフラ開発
港湾、船舶、海事
表流水管理
通信、ケーブル敷設
観光、余暇
排水処理・処分

第5章 フランスにおける海洋政策の動向

フランスはヨーロッパ連合（EU）最大の国土面積を誇り、風景も変化に富んでいる。本国領土はヨーロッパの西端に位置し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する約 5,500 km の海岸線に囲まれている。複数の島が点在し、中でも地中海に浮かぶコルス（コルシカ）島が最大である。さらに、多数の島を含む海外領土を有する。

しかし、フランスは、歴史的に大陸国家としてのアイデンティティが強く、自国の領有する海外の領土とそこから発生する広大な管轄海域についてあまり関心を持ってこなかったと言われている。経済発展・雇用創出の場としての海洋の可能性が着目され、フランスの海洋政策が本格化したのは、2007 年 5 月に成立したサルコジ政権以降のことである。2012 年 5 月のオランド政権発足後も、海洋政策の全般的方向性につき大きな転換はない。

1. フランスの海洋法制度と政策文書

フランスにおける海洋および沿岸域に関わる法整備や政策に関しては、地域、国家、欧州、国際のレベルで分類し捉えることができ、国家、欧州、国際のレベルにおける主要な法的背景は、表 1 にまとめた。欧州においては、フランスに先行するかたちで、統合的の海洋政策や安全保障戦略、ブルーエコノミー推進等の総合的な政策方針が打ち出されており、フランスもそれらを受け国内法整備を進めている状況である。

2014 年には「欧州連合海洋安全保障戦略¹」や「海洋空間計画の枠組構築に係る 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会指令第 2014/89/EU 号²」等がそれぞれ採択されている。フランスもこれに呼応し、国内における関連法整備を進めている。2015 年に発行された「欧州連合海洋安全保障戦略」をフランスの文脈で捉え策定した「海洋安全保障戦略³」が同年発表されている。また、現在、海洋空間計画についても国内計画策定のための作業が進められている。さらに、ブルーエコノミー推進法案（*Proposition de loi pour l'économie bleue*）も国民議会（下院）を通過し、元老院（上院）での審議を経て、2016 年中には可決される見込みとのことである。現在、フランスの主たる総合的の海洋政策である「海洋国家戦略青書」の実施も進んでいる。同国では、総合的な海洋基本法の制定は依然とされていないが、省庁やセクター横断的に海洋政策を立案実施する政府内の組織的な編成や取り組みは着実に進んでいる。海洋政策の全般的動向に関わる法体系と組織概要につき、過去の当財団の過去の報告書（20 年度第 1 部第 1 章、23 年度第 1 部第 4 章）を参照しつつ紹介する。

¹ 同戦略は、2014 年 6 月 24 日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

² 同指令は、2014 年 7 月 23 日に署名・採択、及び、同年 9 月 18 日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

³ Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes

(1) 環境グルネル (Grenelle de l'environnement)

サルコジ大統領は、環境と調和した経済発展、すなわち「持続可能な開発 (développement durable)」を実現するための政策の一環として、就任から間もなく「環境グルネル」政策を開始した。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書 (20年度、第1部第1章) を参照されたいが、その要点は、多様な利害関係者 (中央政府、地方自治体、環境NGO、雇用者、被雇用者の5グループ) を政策形成過程に関与させることで、当該政策の実効性および民主的正統性を高めることにあると言える⁴。具体的な法令としては、2009年8月3日の「環境グルネルの実施に関するプログラム法律 (グルネル実施法1)」⁵、2010年7月12日の「環境のための国家の義務を定める法律 (グルネル実施法2)」⁶が制定され、海洋政策を含めた環境政策全般の推進のための基礎を提供している。

(2) 国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン (COMOP12)

2008年1月から6月までの間、海洋および沿岸域の統合的管理を専門に扱う実行委員会 (COMOP12) が設置され、グルネル実施法案に海洋に関する条項を設けるための作業がおこなわれた。COMOP12のメンバーは、フランス国民議会議員 (委員長)、全仏県連合会、全仏州連合、海洋事務総局、エコロジー・持続可能開発及び国土整備省、海洋保護区庁、国家沿岸域審議会、土木総評議会、国立海洋開発研究所、国立自然史博物館、海洋漁業・養殖業国家委員会等の代表で構成され、10回の全体会合が開催された。

COMOP12における具体的な検討項目は、第1に、沿岸域を生態系アプローチに基づき統合的に管理すること、第2に、漁業資源の持続可能な管理、第3に、陸上活動に起因する海洋汚染の削減と防止、である。COMOP12が作成した法律案には、第1に、国家レベルでは、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインを2010年までに策定し、地域レベルでは、沿岸地域戦略を策定すること (計画の策定)、第2に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域審議会を設置し、地域レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置すること (多機関調整)、第3に、海洋・沿岸域管理国家基金を創設すること (資金調達) が盛り込まれた。

(3) 海洋グルネル (Grenelle de la mer)

上記(1)の環境グルネルは、海洋分野に限定されない広範な分野の政策を扱うものであったが、海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策の開始が2009年2月に宣言された。詳細な政策遂行過程については当財団の過去の報告書 (21年度第1部第4章) を参照されたいが、その成果物として、2009年7月10日、15日の最終会合において、137のコミットメントを盛り込んだ政策提言文書「海洋グルネルコミ

⁴ 「グルネル」の語源は、パリのグルネル通りにある労働省において締結された1968年の労使協定「グルネル協定」であり (当財団20年度報告書、第1部第1章、p.5)、そこでの交渉過程で見られた「多様な利害関係者の参加」という要素が「グルネル」という言葉に込められるようになった。

⁵ Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en oeuvre du Grenelle de l'environnement (1).

⁶ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

ットメント青書⁷⁾」が発表された。

(4) 海洋国家戦略青書 (Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan)

「海洋グルネルコミットメント青書」発表の翌日（2009 年 7 月 16 日）、サルコジ大統領は、ルアーブルにおいて海洋政策に関する講演⁸⁾を行い、同青書を土台として、年内にフランスの海洋戦略に関する青書を作成する旨を述べた。その後、SGMer における戦略策定作業、CIMer の採択を経て、12 月 8 日、フィヨン首相によって「海洋国家戦略青書」⁹⁾が発表された。海洋グルネルコミットメント青書の内容をほぼ踏襲している。

「海洋国家戦略青書」は戦略的優先課題とガバナンスという 2 つの項目から構成されており、4 つの優先課題として、（1）海洋知識の醸成や海洋教育等を通じた将来への投資、（2）持続可能な海洋経済の構築、（3）海外領土における海事関連活動の促進、（4）国際的な場におけるフランスの地位確立、が挙げられている。さらにガバナンスの改善と題した項目では、海洋政策のより効果的な実施を目的としたガバナンスの拡張、中央政府の責任についても触れ、そのリソースの増加の必要性も含めて指摘している。海洋政策の分野でのフランスの国際的な貢献の重要性についても記載されている。2013 年 3 月に発行された「海洋国家戦略青書」第 2 期報告書に、2009 年から 2011 年までの成果が報告されている。

(5) 海洋安全保障戦略 (Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes)

2015 年 10 月 22 日には、「欧州連合海洋安全保障戦略」を受けて、フランスの「海洋安全保障戦略」を CIMer が発行している。フランスは、国連安全保障理事会常任理事国の一国で、欧州連合原加盟国、G7、北大西洋条約機構 (NATO)、経済協力開発機構 (OECD)、世界貿易機関 (WTO)、フランコフォニー国際機関等を含む多くの国際機関の加盟国でもある。フランスは、同盟国の安全保障や安全に貢献し、ひいては世界の安全保障に寄与する大国としての国際的責任を有するとの見解は、防衛政策等にもあらわれている。

2013 年 4 月に発行された「防衛白書」や「フランスとアジア太平洋地域の安全保障」という政策文書では、近年の欧州とアジア地域との緊密な相互依存関係、世界におけるアジアの経済的、技術的、軍事的な重要性等に鑑み、当該地域でフランスの関与をより強化していく方針を打ち出している。さらに、フランス「海洋安全保障戦略」では、フランス海域の適切な管理、海賊行為やテロ等からの国民や船舶の保護、海域での違法取引の根絶、国益に資する経済的利益の確保等の優先的課題が挙げられている。

フランスの EEZ の 62%が太平洋に位置し、24%はインド洋に位置する。脆弱な海洋環境の保護、豊富な漁業資源や鉱物資源、エネルギー資源の利用と保全に取り組む必要があ

⁷⁾ Le Livre Bleu des engagements du Grenell de la Mer (10 et 15 juillet 2009).

⁸⁾ Discours de M. Le Président de la République Sur la Politique Maritime de la France (Le Havre, 16 juillet 2009).

⁹⁾ Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).

り、軍事的な拠点や人材は、そのような役割をも担っている。昨今、積極的に設定されている太平洋地域における保護区もフランスの国際的な保全責任の履行と同時に自然資源開発等の経済的な利益確保、さらには安全保障上の積極的関与の布石とも見て取れる。

表1 : 海洋および沿岸域の統合的管理の法的背景

国際レベル	地域レベル	EU レベル
・ 国連海洋法条約 ・ IMO（国際海事機関）関連条約 ・ 生物多様性条約 ・ リオ地球サミット・アジェンダ 21 ・ ヨハネスブルグサミット実施計画 ・ ラムサール条約 ・ MDGs（ミレニアム開発目標） ・ 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標＜SDGs＞） ・ パリ協定	・ パルセロナ条約 ・ ベルン条約 ・ オスパー条約 ・ ボン条約 ・ カルタヘナ条約 ・ CCAMLR（南極の海洋生物資源の保存に関する条約） ・ ナイロビ条約 ・ スメア条約	・ 野鳥指令 ・ 共通漁業政策 ・ 生息地指令（ナチュール 2020 ネットワーク） ・ 水枠組み指令 ・ 沿岸域総合管理の実施に関する勧告 ・ 通達「欧州持続可能な開発戦略」 ・ グリーンペーパー ・ ブルーブック ・ 海洋戦略枠組み指令 ・ 通達「海洋政策の統合的アプローチのためのガイドライン」 ・ リスボン戦略 ・ 統合的海事政策 ・ ヨーロッパ 2020 戦略 ・ 海洋空間計画の枠組構築に係る指令

2. 主要な海洋政策担当機関

海洋に関する政策項目は多岐にわたり、それらを担当する行政機関も多いが、以下では海洋政策を担当する主要な行政機関について、当財団報告書（23 年度第 1 部第 4 章）に基づき記述する。

(1) 海洋関係閣僚委員会（Comité interministériel de la mer <CImer/CIMER>）

CImerについては、1995年11月22日のデクレ¹⁰に詳しく規定されている。CImerの任務は、国家の海洋政策を決定し、海洋におけるあらゆる分野の国家活動—とりわけ、海洋空間の利用、海域の保護、海洋資源の利用および持続可能な管理—の指針を定めることである。加えて、沿岸警備については、そこに含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関の調整を行う。さらに、海洋政策に関わる国際的および共同体（EU）的な立法案を承認することができる（1条）。CImer の議長は首相が務め、海洋政策に関係のある多くの閣僚が参加する。事務局は、政府事務総局（le secrétariat général du Gouvernement）に置かれる（2条）。

¹⁰ Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au secrétariat général de la mer.

(2) 海洋総合事務局 (Secrétariat général de la mer <SGMer/SGM>)

SGMer についても同様に、1995 年 11 月 22 日のデクレに詳しく規定されている。SGMer は首相の権限の下に創設される。事務局長は閣議を経たデクレによって指名され、CIMer の会合に参加する (3 条)。

SGMer の任務は、概略以下の通りである。①CIMer の討議の準備、そこでの決定の執行、海洋に関する国家政策の策定作業の促進および調整、②海洋政策に関する統制、評価、調査業務の執行 (海洋に関する種々の委員会への参加など)、③海洋における国家活動の調整 (海軍軍管区長官、海外領土の政府代表の活動の促進および調整など)、④沿岸警備政策の策定作業の促進および調整、⑤国際法、共同体法の発展を考慮して、海洋に関する文書の調査およびその必要な変更の提案がなされるよう確保する、⑥海洋政策および海洋に関する国家活動についての報告書を毎年作成し、首相に提出する (4 条)。

(3) 環境・エネルギー・海洋省 (Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer <MEEM>)

MEEM は海洋問題を担当する主要官庁である。前身である「エコロジー・持続可能開発・エネルギー省 (Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie<MEDDE>)」との比較で、2016 年 2 月 11 日の改組により、「海洋」という文言が復活したが、省内組織構造に大きな変化はないと考えてよい。同省の中央行政機構について規定した 2008 年 7 月 9 日のデクレ¹¹を見ても、省内には「インフラ・運輸・海洋局」が設置されている。

大臣の権限は、2010 年 11 月 25 日のデクレ¹²によって規定されており、それによれば、持続可能な開発、環境、気候、運輸分野などと並んで、海洋分野についての国家政策を準備し実施する権限を有する (ただし、漁業、海洋文化、造船分野は除かれる)。また、首相の委任の下、CIMer の議長を務めることができる。

その他、様々な官庁が海洋政策を担当していることは言うまでもない。例えば漁業については「農業・農産加工業・林業省 (Ministère de l'Agriculture, de l'Agroalimentaire et de la Forêt)」が、海上防衛、沿岸警備については「国防省 (Ministère de la Défense)」が、海外県・海外領土については「海外県・海外領土省 (Ministère des Outre-Mer)」が、それぞれ所管している。

(4) 州際海洋局 (directions interrégionales de la mer <Les DIRM >)

州際海洋局は、MEEM に属する中央の出先機関 (le service déconcentré) であり、その

¹¹ Décret n° 2008-680 du 9 juillet 2008 portant organisation de l'administration centrale du ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de l'aménagement du territoire.

¹² Décret n° 2010-1443 du 25 novembre 2010 relatif aux attributions du ministre de l'écologie, du développement durable, des transports et du logement.

組織および任務については、2010 年 2 月 11 日のデクレ¹³によって規定されている。管轄海域は、以下の 4 つ—①英仏海峡東部から北海（本部：ルアーブル）、②大西洋北部から英仏海峡西部（本部：ナント）、③大西洋南部（本部：ボルドー）、④地中海（本部：マルセイユ）—に区分されている（1-I 条）。また、MEEM に属しつつも、必要に応じて、農業・食料・漁業・農村地域・国土整備省の命令にも服する（1-II 条）。

州際海洋局は、州の海洋担当部局を統合して創設される（2 条）。その任務は、州知事および海軍軍管区長官の権限の下でなされ、具体的には、海洋における持続可能な開発、海洋資源管理、海洋活動の規制についての国家政策の指揮、および、海洋・沿岸域活動の規制についての（地方レベルも含めた）政策の調整などである（3-I-1 条）。州際海洋局長は、MEEM 大臣、州知事、州際海洋局長は、MEEM 大臣、州知事、海軍軍管区長の権限の下で海洋政策を執行する。具体的には、海上標識、海洋情報の発信、海上人命救助、海上交通の監督、海上汚染事故対策、水先案内の監督、専門家教育などである（3-II 条）。その他、個々の州、県のレベルにおいても、海洋に関する国家政策が執行される。

(5) 海軍軍管区 (la préfecture maritime)

前述の通り、本土の沿岸海域のうち、港湾・河口部分を除いた海岸線（低潮線）の外側は、地方ではなく国の管轄である。海域ごとに、以下の 3 つの海軍軍管区—①大西洋軍管区（本部：ブレスト）、②英仏海峡・北海軍管区（本部：シェルブール）、③地中海軍管区（本部：トゥーロン）—に区分されており、それぞれの軍管区の長たる海軍軍管区長官（le préfet maritime）は、当該海域の海洋政策について国家を代表する（「海洋における国家活動に関する 2004 年 2 月 6 日のデクレ」¹⁴、1 条）。

海軍軍管区長官は管轄海域における一般警察権限を有し、海洋におけるあらゆる国家活動—とりわけ、防衛、秩序維持、人や財産の保護、環境保護、違法行為への対処活動の調整など—について法令を執行する（1 条）。ただし、沿岸域を基点とする一定の海上活動については、海岸線から沖合 300 メートルまでを限度として、当該沿岸域の市町村長（la maire）が特別に警察権限を有する（「地方自治体一般法典」¹⁵、L2213-23 条）。

(6) 海洋保護区局 (Agence des aires marines protégée)

「2006 年 4 月 14 日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」⁹の 18 条によって環境法典¹⁰の L.334 条が改正され、海洋保護区局（Agence des aires marines protégée）が創設された（L.334-1 条 I）。同局は、フランスにおける海洋保護区の活性化および国際的レベルでの海洋保護区の創設・管理へのフランスの参画に貢献するものとされている（L.334-1 条 II）。

¹³ Décret n° 2010-130 du 11 février 2010 relatif à l'organisation et aux missions des directions interrégionales de la mer.

¹⁴ Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.

¹⁵ Code general des collectivités territoriales.

3. フランスの海外領土

フランス共和国は、コルシカを含むフランス本土だけでなく、海外にも領土を有しそれらは、海外県(DOM : départements d'outre-mer)、旧来の海外領土(TOM : territoires d'outre-mer)を含むその他の海外公共団体(collectivité d'outre-mer)、さらに、フランスが領有を宣言している南極大陸および南極圏領土(Terres australes et antarctiques françaises)がある。フランスは、これらの領土に対して、一定程度の自治権を認めつつ、なおフランス領の一部として扱っている。海域を含む海外領土は表2の通り。現在、フランスは、国連大陸棚申請委員会に対して、仏領ポリネシア海域の200海里以遠の大陸棚申請を提出しており、これが承認されると、仏領ポリネシアの排他的経済水域(EEZ: exclusive economic zone)面積は470万km²となり、フランスが管轄権を有する海域の約半分となる。

さらに、ニューカレドニア(Nouvelle-Calédonie)については、1998年のヌメア協定、その実施を可能にするための憲法改正、住民投票によるヌメア協定の承認を経て、同協定の方針を具体化する組織法律・通常法律(1999年3月19日法)が制定された。そこでは、主権の分割・共有が認められるとともに、将来、独立の是非を問う住民投票が実施されることを前提として、フランス本国からニューカレドニアへの権限移譲が定められている。ニューカレドニアでは、独自の鉱業法を有し、EEZ内での鉱物資源開発に関わる科学調査のライセンスや探査採掘権を付与する権限を現地の自治を担う特別共同体が行使しており、延長が承認された大陸棚においても同様の権利を、フランスに対して主張している。

4. 排他的経済水域および大陸棚法

フランスは、世界第2位の排他的経済水域(EEZ: exclusive economic zone)を有しており、その規模は11,035,000 km²に及ぶその大半(97%)は、海外領土に属している。EEZには、共和国の沖合の経済水域及び生態系保護水域に関する法律(1976)、大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)等が適用される。

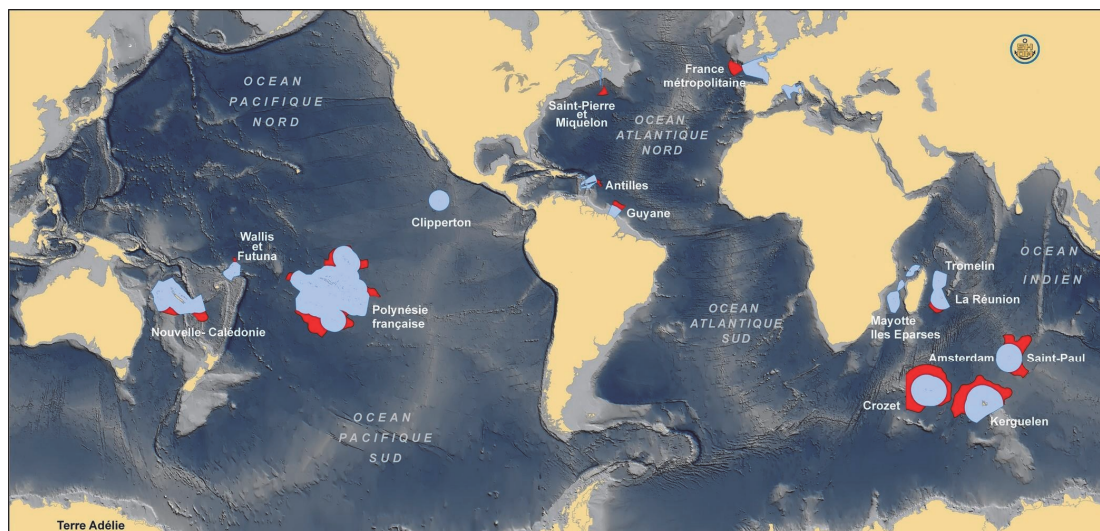
また、国連海洋法条約第76条に基づいて、フランスによる大陸棚申請が行われており、特に海外領土における大陸棚の境界決定に資する海洋探査や科学的プログラムとしてEXTRAPLAC(Programme français d'extension du plateau continental)という取り組みを開始することが、1998年4月1日にCIMerにより発表されている。EXTRAPLACの下、

表2 フランス海外領土が占める海域と人口の割合

領土	海域	人口
仏領ポリネシア	46.22%	0.41%
ニューカレドニア	12.85%	0.48%
ケルゲレン諸島	5.64%	0.00%
クローゼー諸島	5.33%	0.00%
サンボール島・アムステルダム島	4.78%	0.00%
フランス本土 /コルシカ	4.51%	95.85%
クリッパートン島	4.09%	0.00%
フランス領インド洋無人島群	3.67%	0.00%
レユニオン	2.91%	1.26%
トロリン島	2.87%	0.00%
ウオリス・フテュナ	2.53%	0.02%
フランス領ギアナ	1.31%	0.36%
アデリーランド	1.09%	0.00%
グアドループ	0.90%	0.61%
マヨット	0.61%	0.33%
マルティニーク	0.50%	0.59%
サン・ピエール・エ・ミクロン島	0.12%	0.01%
サン・バルテルミー島	0.04%	0.01%
サン・マルタン	0.02%	0.05%

(出典：海洋安全保障戦略、2015年)

大陸棚限界委員会に提出した申請により、既に 66 万 km² の追加的な大陸棚の延長に成功している。延長が承認された大陸棚での資源開発等について、2014 年 1 月 1 日に財政法・鉱業法が改正され、沖合の炭化水素探査に関しては、最大で生産価値の 12% のロイヤルティを現地の代表らに支払うこととなり、海外領土における資源開発へのインセンティブが設定された。海外領土の EEZ や大陸棚での潜在的な可能性を活かすには科学調査の充実や法的整備、さらに現地の代表らへの働きかけ等の外交努力も不可欠であろう。



図：フランスの海域（大陸棚延長申請を行った部分は赤色）

（出典：service hydrographique et océanographique de la marine <SHOM>）

5. 海洋保護区

海洋保護区局の管理対象となる海洋保護区として、①海域を有する国立公園、②海域を有する自然保護区、③海域を有するビオトープ条例区、④海洋自然公園、⑤海域を有する Natura2000 サイト、⑥沿岸域整備機構に属する区域の海域部分の 6 種類が列举されている。2020 年までに管轄海域の 20 パーセントを海洋保護区することとなっている。

さらに、2011 年6 月3 日のアレテ12によって、以下の9 種類の海域が海洋保護区として追加され、海洋保護区局の管轄下に置かれることとなった。⑦湿地に関するラムサール条約（1971 年）の適用対象海域、⑧ユネスコ世界遺産条約（1972 年）の適用対象海域、⑨ユネスコの生物圏保存地域（réserves de biosphère）に関するセヴィリア戦略を承認する決議（1995 年）の適用対象海域、⑩地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関するバルセロナ条約（1995 年）の適用対象海域、⑪北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR 条約）の付属書V（1998 年）の適用対象海域、⑫カリブ海の特別保護地域および野生生物に関するカルタヘナ条約議定書（1990 年）の適用対象範囲、⑬東部アフリカの保護地域および野生動植物に関するナイロビ条約（1985 年）の適用対象海域、⑭環境保護に関する南極条約議定書（1991 年）の適用対象範囲（以上、全て1 条）、そして、⑮海域を

有する国立禁猟区（2 条）である。（海洋保護区制度の詳細については、当財団報告書24年度第1部第5章を参照されたい。）

以上、現在フランスには合計 15 種類の海洋保護区が存在しており、2020 年までに管轄海域の 20 パーセント（中間目標としては 2012 年までに 10 パーセント）の海域を海洋保護区にすることを政策目標としている。イロワーズ海洋自然公園は、海洋自然公園の第 1 号として 2007 年に創設され、最も長い活動実績を有する。続いて、2010 年にマイヨット海洋自然公園（インド洋）、2011 年にリヨン海洋自然公園、2012 年 2 月グロリューズ海洋自然公園（マダガスカル北西沖）、2012 年 12 月 11 日のデクレ 13 によってピカール河口・オパール海海洋自然公園（フランス北部、パ＝ド＝カレー県の西部沿岸海域）が創設された。さらに昨今注目されているのは、2014 年 4 月に設立されたヌヴェルカレカレドニ（ニューカレドニア）海洋公園（Marine Park）である。広大な面積の海洋公園の設立により、フランスが 2020 年までに管轄海域の 20 パーセントを保護区として指定するという目的は早くも達成されたことになる。今後は保護活動の実施が期待される。

6. 海底鉱物資源と海洋公園

フランス政府は、2009 年の海洋円卓会議にて環境影響に配慮しつつ海底地下資源採掘の開発と産業化を進める方針を打ち出した。地下資源の探査にあたっては、安全第一の原則を確認すると共に、生物多様性が高度に集中する区域を特定し国際海底機構（ISA）で指定を受け保護を進める方針を示した。2010 年には、フランス海洋探査研究機構（Ifremer）を中心とするコンソーシアムを立ち上げ、南太平洋に位置する海外領土（海外準県）であるウォリス・フテュナ（Wallis and Futuna）で海底地下資源探査および採掘技術開発を開始すると共に、2011 年には産業界のネットワーク構築を視野に専門家作業部会を設立し、その調整機能を Technip 社に委託している。現在、フランスは、南太平洋、大西洋、インド洋の海外領土周辺で鉱物資源探査と採掘技術の開発を進めている。

近年注目されているのは、2014 年 4 月に設立されたニューカレドニア海洋公園（Marine Park）である。130 万 km²の海域を網羅する海洋公園は世界最大で太平洋島嶼国 16 か国および 6 つの地域が共同で太平洋の海洋の保全と管理を進める太平洋海洋構想（Pacific Oceanscape）と軌を一にするもので、ニューカレドニア政府は国際環境保護 NGO であるコンサベーション・インターナショナル等の団体と共にその管理を進める。特徴的なのは、利用区域を設定し、持続可能な利用を条件に観光、漁業、鉱物資源開発を認め、管理委員会には先住民のグループの代表を含めるなど参加型の管理体制を構築していることである。こうした取組をつうじて、海洋の持続的な利用を通じた島嶼地域での海洋経済（Blue Economy）の発展を目指している。

第6章 ロシアにおける海洋政策の動向

本章では、2015 年のロシアの動向から、海洋政策に関わる事柄を整理するとともに、改定された「ロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации）」、また現在検討がなされている「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法（Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации）」の進捗状況を報告するとともに、以前から伝えられていた北極海大陸棚の限界延長申請の再申請、および、わが国と海を接する極東ロシアに関する主な海洋政策の動きを纏める。

なお、情報の収集にあたっては、ロシアの海洋政策を協議・策定・推進する、ロシア連邦政府海洋協議会¹（Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации）や、ロシア大統領府²、ロシア連邦政府³の公式ウェブサイト等を参考にした。

1. 「ロシア連邦海洋ドクトリン(Морская доктрина Российской Федерации)⁴」の改定

2015 年 7 月 26 日、プーチン大統領は、新たな「ロシア連邦海洋ドクトリン」を承認した。ロシア連邦海洋ドクトリンは、平成 26 年度の本報告書で報告したとおり⁵、2001 年公布の「2020 年までのロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года）⁶」を改定したもので、第 1 期プーチン政権 2 年目に承認したドクトリンが、実に 14 年を経て刷新されたものである。

海洋ドクトリン改定の目的に関し、プーチン大統領は「国益の保護のため、一貫し有効なロシアの海洋政策を示すこと」とし、ロゴジン副首相は「国際情勢の変化と海洋国家としてのロシアの強化」と述べている⁷。新海洋ドクトリンで挙げられる 4 つの機能的方針（①海運、②天然資源開発、③海洋科学、④海洋軍事活動）は、今後ロシアが注力する海洋活動の柱となるものである。また、地域的方針には、新たに南極を加えた 6 つの海域（①大西洋、②北極、③太平洋、④カスピ海、⑤インド洋、⑥南極）が挙げられ、とりわけ、太平洋地域では中国、インド洋ではインドと、国名を挙げて友好関係の発展が示されていることが注目される。

¹ ロシア連邦海洋協議会公式ウェブサイト Морская коллегия, <http://mk.esimo.ru/portal/portal/arm-mk/%D0%93%D0%BB%D0%B0%D0%B2%D0%BD%D0%B0%D1%8F>

² ロシア大統領府公式ウェブサイト Президент России, <http://www.kremlin.ru/>

³ ロシア政府公式ウェブサイト Правительство России, <http://government.ru/>

⁴ Президент России, “Морская доктрина Российской Федерации”, 26 July 2015 at <http://static.kremlin.ru/media/events/files/ru/uAFi5nvux2twaqjftS5yrIZUVTJan77L.pdf>

⁵ 「平成 26 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」参照。 https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2015_03_09.pdf

⁶ Президент России, “Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года”, 27 July 2001 at <http://archive.kremlin.ru/text/docs/2001/07/58035.shtml>

⁷ ГЕО ПОЛИТИКА, “Внесены изменения в Морскую доктрину Российской Федерации”, 27 July 2015 at <http://geo-politica.info/vneseny-izmeneniya-v-morskuyu-doktrinu-rossiyskoy-federatsii.html>

ロゴジン副首相は、「このところ、南極に関して、取り上げるに十分な出来事が展開している」と述べており⁸、航路や資源開発によって北極への関心が高まる中、南極での政策方針を示している点は新たな特徴である。2001 年の海洋ドクトリンに遡ると、当時のドクトリンでは、南極がインド洋の地域的方針に含まれており、「南極での科学調査の実施は、国家政策実現の主要要素として、この地域でのロシアの位置づけの保持と強化を目指すものである」という言及に留められている⁹。一方で、今回改定された新ドクトリンでは、南極が「莫大な資源ポテンシャルを有する」と見なすとともに、「ロシア連邦は、この地域での平和と安定を維持するため、また広範な科学研究実施の諸条件確保のために、(南極に)客観的な関心がある」とされている。更に、「南極条約協議国¹⁰であるロシアの継続的・積極的なプレゼンスは、南極利用に関する国際問題の解決において、(ロシアの)十分な関与を促進する」とも示されている。ここから、ロシアは、①南極の資源、②国際的な取り決めに基づく南極の平和と安定の維持、③科学調査¹¹、④南極利用に関する国際問題の解決に寄与、といった観点から南極政策を捉えていることがわかる。中でも、新たに南極条約についての言及がなされていることから、国際的な枠組みにおいて、後れを取らないプレゼンスの維持・拡大といったロシアの姿勢が窺える。

海洋ドクトリンの改定には、海軍が主導的役割を担っていたことから、軍事・安全保障に言及する箇所も多く見られる。また当初、本ドクトリンの草案は、ロシアが定めるドクトリンや戦略文書が通常、対象となる期間を示す慣行に違わず、2030 年までを対象とすることが検討されていたが¹²、最終的に対象年限を示さぬ文書としたことは大きな特徴である。これは、プーチン大統領が「国益の保護のため、一貫し有効なロシア海洋政策を示す」と述べていることから、恒久的な国家海洋政策の策定を目指したとも読める一方で、昨今の国際情勢やロシア経済、軍事・安全保障環境が不安定であることに鑑みれば、必要に応じて随時、また即時に対応していくというロシアの姿勢の現れとも読み取れる。

新たに承認された「ロシア連邦海洋ドクトリン」の全文翻訳は、本報告書巻末の参考資料編を参照されたい。

⁸ ВЗГЛЯД "В День ВМФ Путин утвердил новую Морскую доктрину", 26 July 2015 at <http://vz.ru/society/2015/7/26/757987.html>

⁹ Совет Безопасности Российской Федерации, "Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года", 27 July 2001 at <http://www.scrf.gov.ru/documents/34.html>

¹⁰ 2016 年 2 月現在、南極条約協議国は、ロシアや日本を含む 29 カ国である。外務省「南極条約・環境保護に関する南極条約議定書」at http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/s_pole.html

¹¹ 近年ロシアが実施した科学調査の一例としては、2012 年 2 月に南極最大の氷床下湖「ボストーク湖」(氷床下約 3,800 メートル)から湖水を採取したことが挙げられる。氷床に閉ざされていた湖水から、未知の生命体が発見できる可能性もあるとされ、分析結果が待たれている。

¹² 当初、「2030 年までのロシア連邦海洋ドクトリン (Морская доктрина Российской Федерации на период до 2030 года)」という名称の草案であった。

2. 「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации)¹³」策定の進捗状況

平成 26 年度の本報告書でも報告したとおり、ロシアでは、海洋活動に関する新たな連邦法の策定に取り組んでいる。本法案は 2013 年に公表された「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法構想 (О концепции федерального закона о государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации)」がベースとなっており、本構想の前文によれば、有効な国家海洋政策の実行には、しっかりとした法的基盤が必要であり、(そのような法整備により、) ロシアの海洋活動におけるガバナンスの統一性を目指すとしている。このような構想を基に、2014 年には「ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации)」案が公開され、更に 2015 年には「ロシア連邦政府海洋協議会 (以下、ロシア海洋協議会)」のウェブサイトでパブリックコメントを受け付けた後、本法案はその内容を大幅に充実させた¹⁴。

ロシア海洋協議会の議事録¹⁵によると、2015 年 10 月に完成させた法案をロシア海洋協議会専門家会議に提出し、専門家の評価を得た後、2015 年 12 月にはロシア海洋協議会のメンバーであるロシア下院議員の最終合意を得て、その結果をロシア海洋協議会で報告した。同年 12 月には、本法案をロシア連邦政府に提出し、2016 年 2 月にロシア下院に提出することが予定されている。

ロシア海洋協議会では、先に述べた、海洋ドクトリンの改定と本連邦法策定の検討を 2013 年には始めており、これら 2 つの課題を一括りの議題として、2013 年 3 月と 2014 年 12 月の会議で取り上げている¹⁶。海洋政策を示すドクトリンと、その法的基盤としての連邦法が、当初から対のものとして検討されていることがわかる。また、ロゴジン副首相は海洋ドクトリンの承認を受け、「新たな海洋ドクトリンは、海洋活動の国家管理に関する連邦法案策定の基礎となるものだ」と述べている¹⁷。2015 年 8 月 31 日のロシア海洋協議会議事録¹⁸には、現在ロシアは国際海洋法に基づき海洋活動を実施しているものの、既存の海洋法では海洋活動における国家管理の有効性を保障するには不完全であるとの報告がなされており、ま

¹³ Морская коллегия, “Федеральный закон О государственном управлении морской деятельностью Российской Федерации” at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561102>

¹⁴ パブリックコメントを受け付けていた 2015 年 2 月時点の法案は 16 ページであったが、その後大幅に内容が修正され、2015 年 6 月 17 日に公開された草案は 56 ページとなっている。

¹⁵ Морская коллегия, ロシア海洋協議会 2015 年 9 月 8 日会議議事録 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/562017>

¹⁶ Морская коллегия, ロシア海洋協議会 2013 年 3 月 29 日会議議事録 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561340>

2014 年 12 月 9 日会議議事録 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561873>

¹⁷ РИА Новости, “Погозин: Путин утвердил новую версию Морской доктрины России”, 26 July 2015 at http://ria.ru/defense_safety/20150726/1148580340.html

¹⁸ Морская коллегия, ロシア海洋協議会 2015 年 8 月 25 日会議議事録 at <http://portal.esimo.ru/cbmdserver/services/cbmd/doc/file/561997>

た、本法案の策定が、ロシア連邦大統領によって承認された新たな海洋ドクトリンの最初の
体現であり、規範となるメカニズムの形成とその履行となるものだと言われている。

3. ロシアによる北極の大陸棚延長申請

ロシアは2015年8月3日、北極海のロモノーソフ海嶺やメンデレーエフ海嶺を含むその
他海嶺を、自国の大陸棚の延長と認めるよう、大陸棚限界委員会（Commission on the Limits
of the Continental Shelf: CLCS）に再申請を行った。

ロシアは2001年12月にもロモノーソフ海嶺を含む北極海海底の権利を主張し申請を行
ったが、科学的根拠が不十分だとして認められなかった。その後ロシアは北極海海底の地質
調査を進める一方で、2001年の申請に含めていたオホーツク海中央部の大陸棚については
個別に申請するなど作戦を変更した。その結果、今回の北極海中央部の申請に先立つ2014
年3月、オホーツク海中央部の5万2,000平方キロに及ぶ海域がロシアの大陸棚の一部であ
ると大陸棚限界委員会に認められている¹⁹。

申請によれば、ロシアは、ロシア以外に北極海海底の権利を主張するデンマーク、カナダ、
ノルウェーと協議を行ったとされる。既に提出されているデンマークの申請においても、グ
リーンランド北部の大陸棚で、ロシアとデンマークの主張の多くの部分が重なり合ってい
ることが示されている²⁰。

ロシアの申請は第40回大陸棚限界委員会（会期：2016年2月1日～3月18日）のアジ
ェンダに加えられ、2月9日にロシア天然資源環境相が本申請に関するプレゼンテーション
を行った²¹。天然資源環境相は、大陸棚限界委員会での検討には2年から4年を要すること
を見込んでいる。なお、ロシアの申請の要旨は、大陸棚限界委員会の公式ウェブサイトに掲
載されている²²。

4. 「漁業・水産資源保全法（N166-ФЗ "О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов"）」の改正による、さけ・ます流し網漁の禁止

プーチン大統領は2015年6月29日、ロシアの排他的経済水域におけるさけ・ますの流
し網漁を2016年1月から禁止する「漁業・水産資源保全法（N166-ФЗ "О рыболовстве и
сохранении водных биологических ресурсов"²³）」の改正案に署名した²⁴。

¹⁹ 「平成26年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向
報告書」 at https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2015_03_09.pdf

²⁰ ТАСС, “РФ повторно подала в ООН заявку на расширение континентального шельфа в Арктике”, 4 August
2015 at <http://tass.ru/politika/2162910>

²¹ ТАСС, “Россия представила в ООН пересмотренную заявку на расширение шельфа в Арктике”, 10
February 2016 at <http://tass.ru/politika/2653214>

²² CLCS, Submission by Russian Federation – partial revised Submission in respect of the Arctic Ocean, 3 August
2015 at

http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev15/2015_08_04_UN_NV_AS_001.eng.pdf

²³ КонсультантПлюс, N166-ФЗ "О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов", 20 December
2004 at http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_50799/

²⁴ Президент России, “О внесении изменений в Федеральный закон ‘О рыболовстве и сохранении водных
биологических ресурсов’”, 29 June 2015 at <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201507010004.pdf>

わが国はこれまで、「ロシア連邦の 200 海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの漁獲に関する日ロ政府間協議」により、毎年、ロシア側と漁獲割当量や操業条件について協議を行い、ロシア極東の排他的経済水域内で流し網漁を行ってきた。この改正法により、当該海域での漁が不可能となる日本の漁業者や関連産業に大きな損失がもたらされる恐れがあるため、わが国としては、安倍首相からプーチン大統領への働きかけを行うなど、伝統あるさけ・ます流し網漁の存続を訴えてきたが、施行に至ったものである²⁵。

流し網漁の禁止は日ロ双方の漁船が対象となるため、サハリンや千島列島の漁業者への影響も大きく²⁶、中でも、北千島地域では定置網の設置ができず、流し網漁が唯一の漁獲方法であることから、切実な問題となっている²⁷。本改正法案の制定理由を、ロシア側は、さけ・ます等遡河性魚類が産卵のために回遊する経路の保全と、流し網漁による海鳥や海洋哺乳類の混獲を食い止めるためとしている。一方で、定置網による沿岸漁業を行うカムチャツカ地方のロビー活動が功を奏したという見方もあり、この改正法の背景には、流し網以外の漁法を用いるさけ・ます漁師の取り分を増やす思惑があるのではないかと、とも言われている。

本改正により、「漁業・水産資源保全法」の最終規定の文言に修正が加えられた他、流し網漁を禁止する以下の項目が追記された。

第 6 章「水産資源と水産資源の棲息環境の保全（Сохранение водных биоресурсов и среды обитания водных биоресурсов）」に 50 条 2 を追加。

50 条 2 「産卵場所への回遊経路における遡河性魚類の保全について（Требования о сохранении анадромных видов рыб на миграционных путях к местам нереста）」

産卵場所への回遊経路における遡河性魚類の保全を確保するため、ロシア連邦の内水、領海および排他的経済水域での商業漁業、調査研究や管理目的での漁業を実施する際、流し網の使用は禁止される。

²⁵ 水産庁プレスリリース「ロシア連邦の 200 海里水域における流し網漁を禁止する法案の成立について」2015 年 7 月 1 日 at <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/150701.html>

²⁶ サハリン漁業協会会長によれば、サハリンと千島列島の 12 の小規模事業所が閉鎖に追い込まれ、それにより 600 名以上が失業を余儀なくされる。

²⁷ PrimaMedia.ru, “ИА REX : Запрет дрифтерного лова на Дальнем Востоке как зеркало ‘рыбного’ лоббизма”, 25 June 2015 at <http://primamedia.ru/news/economics/25.06.2015/445882/ia-rex-zapret-drifternogo-lova-na-dalнем-vostoke-kak-zerkalo-ribnogo-quo.html>

5. 「ウラジオストク自由港に関する連邦法(федеральный закон о свободном порте Владивостока)²⁸」の制定

第3期プーチン政権が政権の最重要課題として位置づける極東地域の発展は、「ロシア連邦極東開発省」が新設されたのを契機に、2014年に「優先的社会経済発展地域(территория опережающего социально-экономического развития: ТОСЭР)」を設置する特区法「ロシア連邦の優先的社会経済発展地域に関する連邦法(Федеральный закон “О территориях опережающего социально-экономического развития в Российской Федерации”)²⁹」を定めるなど、極東の経済発展を推し進めている。

同年12月に行われたプーチン大統領の年次教書演説の中で³⁰、ウラジオストク港を自由港とする方針が明らかになった。それを受け、2015年7月には「ウラジオストク自由港に関する連邦法」が成立、同10月12日に発効した。本連邦法の対象範囲は、ウラジオストク港のみではなく、極東南部の主要港を含むロシア沿海地方の15の自治体に亘る。ウラジオストク自由港設置の目的は、①国境を越えた貿易の拡大、②輸送インフラの発展、③ロシア沿海地方の国際的な輸送ルートへの編入、④投資の誘致、⑤ロジスティックセンターネットワークの構築、⑥非資源の輸出型産業や高付加価値製品の生産向上など、グローバルなビジネス拠点を指すため、税制の優遇措置や、通関・査証手続の簡略化などが行われる³¹。

ウラジオストクを自由港とする期間は70年を予定しているが、状況に応じて期間延長が可能である一方、市民の生活または健康、国民の文化遺産(歴史的・文化的建造物)、環境、国防と安全保障を脅かす事態が発生した場合には、早期に自由港を廃止する可能性もあるとしている。極東の経済発展を推進したい一方、ロシア太平洋艦隊司令部が置かれる軍港としてのウラジオストクの側面から、自由港を巡る状況は、安全保障環境によって左右されかねない背景が窺える。

²⁸ КонсультантПлюс, "Федеральный закон о свободном порте Владивостока" at https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_182596/

²⁹ КонсультантПлюс, N473-ФЗ "Федеральный закон “О территориях опережающего социально-экономического развития в Российской Федерации””, 29 December at http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_172962/

³⁰ Президент России, "ПосланиеПрезидента Федеральному Собранию", 4 December 2015 at <http://kremlin.ru/events/president/news/47173>

³¹ Eastern Economic Forum 「ウラジオストク自由港」 at <http://jp.forumvostok.ru/mesto-provedeniya/about-free-port.html>

6. ロシア極東における造船業の発展

ロシアの海洋ドクトリンにおいて、「国家海洋政策実現の確保」に造船業が示されたのは、改定された「ロシア連邦海洋ドクトリン」が初めてである³²。ロシア安全保障会議³³のポポフ副書記が、「造船業と造船関連産業の発展なしに、独立した海洋政策の実施が困難なことは明らかだ」とし、ロシアの海洋政策を実行する上で、造船業の発展が肝要であることを指摘しているように、極東ロシアの経済発展、また海洋政策にとって、重要なツールの一つになると考えられるのが造船業の発展である。

2013年8月の大統領指示により³⁴、ロシア産業貿易省の主導で極東の「造船コンソーシアム」が創設されることとなったのをきっかけに、翌年2014年7月には、プーチン大統領が、極東の造船業の発展を推奨し、極東および北極におけるロシア連邦の大陸棚開発の効率向上を目指して、大統領令「極東における造船業の発展について（Указ Президента Российской Федерации "О развитии судостроения на Дальнем Востоке"³⁵）」を発令した。これを受け同年9月にロシア政府は、極東地域における国内造船業の競争力向上と投資魅力の改善を目的として、複合的な大陸棚開発のため、造船業界の生産能力の発展を推進するという内容の訓令を発している³⁶。

造船コンソーシアムは、極東造船船舶修理センター（Дальневосточный центр судостроения и судоремонта: ДЦСС）が母体となって設立されたもので、①貨物輸送のための商船建造や大陸棚開発を担う海洋技術機器を製造すること、②船舶、海洋技術機器、海洋設備、電子・金属などの関連機器の競争力を持った製造をより集中させること、③製品の競争力を上げ、国内外市場におけるロシア造船業界の経済的能力を向上させることを主な目的としている。北極の石油・ガス開発のための船舶やプラットフォームの受注センターとして機能することも、その役割の一つである³⁷。コンソーシアムは、第1フェーズ（2010年-2019年）、第2フェーズ（2018年-2022年）、第3フェーズ（2021年-2024年）の3段階による発展が計画されており、長期的視点で極東の造船業の発展に取り組む姿勢であることが窺える。現時点で、ロスネフチ、ガспロム、ノバテック、ソフコムフロート、統一造船会社³⁸、ガспロ

³² ТАСС "Совбез: Морская доктрина сохранила цель по укреплению позиций РФ среди ведущих держав", 12 August 2015 at <http://tass.ru/politika/2181937>

³³ ロシアの国家安全保障問題を協議する機関。ロシア大統領の直属機関で、大統領が議長を務める。

ロシア連邦安全保障会議公式ウェブサイト Совет Безопасности Российской Федерации, at <http://www.scrf.gov.ru/>

³⁴ Поручения Президента Российской Федерации от 30 августа 2013 года Пр-2236

³⁵ Президент России, N524 "Указ Президента Российской Федерации 'О развитии судостроения на Дальнем Востоке'", 21 July 2014 at <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201407220088.pdf>

³⁶ Правительство Российской Федерации, Распоряжение N1804-р, 12 September 2014 at <http://government.ru/media/files/rdOGUf4MIIM.pdf>

Правительство России, "О развитии судостроения на Дальнем Востоке", 12 September 2014 at <http://m.government.ru/docs/14748/>

³⁷ Дальневосточный центр судостроения и судоремонта, <http://dcss.ru/company/about.html>

"Создание нового судостроительного промышленного кластера на Дальнем Востоке РФ" at <http://dcss.ru/assets/files/klaster-sentyabr-2014.pdf>

³⁸ ОСК: Объединенная судостроительная корпорация, 日本では「統一造船会社（OSK）」と表記されることが多い。

ム銀行が造船コンソーシアムへの参加に合意しており、既に北極海の資源開発に着手しているエネルギー企業と造船会社が名を連ねている。

造船コンソーシアムの投資プロジェクトは、現在進行中の以下のようなプログラム、および戦略の枠内で実施される。

- ・政府プログラム「2013 年～2030 年における造船業の発展」³⁹
- ・「軍事産業コンプレックスの発展に関するロシア連邦の政策の基礎」⁴⁰
- ・「2020 年までの造船業発展戦略と展望」⁴¹
- ・連邦特定目的プログラム「2007 年～2010 年、および 2015 年までの軍事産業コンプレックスの発展」⁴²
- ・連邦特定目的プログラム「2009 年～2016 年の非軍事的海洋技術の発展」⁴³
- ・「2025 年までの極東およびバイカル地域の社会経済発展戦略」⁴⁴
- ・造船業の改革や発展に関する政令やその他規定

極東の造船業の発展は、造船コンソーシアムを軸に動き出したばかりである。2012 年 12 月のプーチン大統領教書演説で「ロシアの発展のベクトルは東部にある」とし⁴⁵、極東開発政策を推進してきたロシアが、「ウラジオストク自由港」や「造船業の発展」など、海洋を基礎とした方策を念頭にそれを更に推し進めること、またそれが北極の資源開発や北極海航路の利用拡大を視野に入れたものであることから、ロシアの海洋政策において極東は、引き続き、大きな潜在力として位置づけられるものであろう。

³⁹ Государственные Программы РФ “Развитие судостроения на 2013 – 2030 годы” (утверждена Распоряжением Правительства РФ от 24 декабря 2012 г. N 2514-р), 24 December 2012 at <http://www.gosprog.ru/gosprog-018/>
http://minpromtorg.gov.ru/common/upload/files/docs/INFOGRAFIKA_GP_sudostroenie_small.pdf

⁴⁰ Совет Безопасности Российской Федерации “Основы политики Российской Федерации в области развития оборонно-промышленного комплекса на период до 2010 года и дальнейшую перспективу” (утверждена Президентом РФ 27.07.2001 г.), 27 July 2001 at <http://www.scrf.gov.ru/documents/22.html>

⁴¹ ГАРАНТ.РУ “Стратегии развития судостроительной промышленности на период до 2020 года и на дальнейшую перспективу (утвержденной приказом Минпромэнерго России от 06.09.2007 года № 354), 6 September 2007 at <http://www.garant.ru/products/ipo/prime/doc/92194/>

⁴² ФЦП «Развитие оборонно-промышленного комплекса Российской Федерации на 2007-2010 годы и на период до 2015 года»

⁴³ ФЦП «Развитие гражданской морской техники» на 2009 - 2016 годы (утверждена Постановлением Правительства РФ от 21.02.2008 г. № 103), 21 February 2008 at

⁴⁴ Министерство Российской Федерации по Развитию Дальнего Востока, “Стратегия социально-экономического развития Дальнего Востока и Байкальского региона на период до 2025 года” (утверждена Распоряжением Правительства РФ от 28 декабря 2009 г. N 2094-р), 28 December 2009 at <http://minvostokrazvitiya.ru/upload/iblock/75a/DVBR2025.pdf>

⁴⁵ Президент России, “Послание Президента Федеральному Собранию”, 12 December 2012 at <http://kremlin.ru/events/president/news/17118>

第7章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

本章では、オーストラリアの海洋政策について、本年度動きのあった海洋環境、国境警備、捕鯨問題に焦点を当て、その動向について概説する。

1. 海洋環境

(1) 連邦海洋保護区

オーストラリアでは中道左派の労働党と自由党・国民党を中心とする中道右派の保守連合の二大政党制がとられているが、社会保障のような対立軸の明確な政策課題とは異なり、海洋に関する政策については両党ともこれまで環境保護に重点を置いてきた。

国連海洋法条約により 819 万 km² もの広大な排他的経済水域を得たオーストラリアは、海洋の総合的管理に向けた「オーストラリアの海洋政策—保護、管理、賢明な利用」を 1998 年に策定した。「オーストラリアの海洋政策」は、複雑化した海洋の利用者間の調整や、更なる海洋生態系保護の必要性の高まりに対応し、これまで縦割りであった統治システムを省庁横断的なものへと転換させ、環境保護と産業振興を効率的かつ効果的に行うことを目指す画期的な試みであった。しかし、州政府との調整不足や新たな統治システムの機能不全により政策実施は思うように進まず、幾つもの困難に見舞われた¹。

2002 年におこなわれた同政策のレビュー報告書に基づき、「オーストラリアの海洋政策」で導入された省庁横断的な統治機構は解体され、あらためて各省庁による海洋管理がおこなわれることとなった²。海洋環境の保護については、環境省が海洋保護区の設置を中心とした生態系に基づいた管理 (ecosystem-based management) の実現を目指すこととなり、各地域の生態系の状況に最も効果的な環境保護・生物多様性保全の施策を講ずるための「海洋生物地域計画 (marine bioregional planning)」の策定がおこなわれた。海洋生物地域計画により確認された保護価値の高い海域は、科学者やステークホルダーを交え海洋保護区とすることが検討され、2012 年 11 月には、既存の海洋保護区に 40 もの新たな海洋保護区を追加して構成される「連邦海洋保護区ネットワーク (Commonwealth Marine Reserves Network)」³が議会により承認されるに至った。しかし、2013 年 9 月に実施された連邦議会総選挙では、遊漁団体や漁業者らの支持を受けたアボット氏率いる保守連合は連邦海洋保護区のあり方に異を唱え、全面的見直しを選挙公約の一つに掲げて圧勝した。アボット政権は、2014 年 9 月から連邦海洋保護区の見直し作業に着手し、海洋保護区の科学的側面を扱う専門家科学委員会 (Expert Scientific Panel) と、海洋保護区の社会的・

¹ Vince, J. 2015, Integrated policy approaches and policy failure: the case of Australia's Oceans Policy, Policy Science:48(2), 159-180.

² ibid

³ 「連邦海洋保護区」は、1998 年より連邦政府が取り組んでいる全国的な海洋保護区ネットワーク化 (National Representative system of marine protected areas: NRSMPA) の構想に基づくものである。

経済的側面を扱う生物地域諮問委員会（Bioregional Advisory Panel）を立ち上げ、その統括役として共同議長 2 名を置いた⁴。

生物地域諮問委員会は 2015 年に入り活動を本格化させ、2 月から 8 月にかけて全国で 250 を超えるミーティングを開催し、ステークホルダーとの意見交換をおこなった他、オンライン上からもパブリックコメントの受付をおこなった⁵。こうした意見を科学的見地から検討するため、生物地域諮問委員会は専門家科学委員会へと諮問し、共同議長はその結果をまとめ最終案の取り纏めを行うこととなっている⁶。

(2) グレート・バリア・リーフ

サンゴ海に面したクイーンズランド州沿岸 2,300km に広がるグレート・バリア・リーフは、2,900 のサンゴ礁からなる世界最大の単一のサンゴ礁群生海域⁷であり、1,625 種の魚類、411 種のハード・コーラルをはじめ数千種の生物が生息する極めて豊富な生物多様性を有する⁸。1960 年代以降顕在化した、産業活動による海洋汚染やオニヒトデの増加といった脅威から卓越したサンゴ礁生態系を保護するため、1975 年に「グレート・バリア・リーフ海洋公園法（Great Barrier Reef Marine Park Act : GBRMP 法）」が制定された。以来、一帯は海洋公園に指定され、グレート・バリア・リーフ海洋公園管理局（Great Barrier Marine Park Management Authority）のもとで厳格に管理されており⁹、1981 年には国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界自然遺産に登録された。グレート・バリア・リーフはオーストラリアの海洋保護の象徴的存在であると同時に、年間 51 億豪ドルの観光収入を生み出す重要な観光資源でもある¹⁰。一方で、流域からの土壌や農薬の表面流出を起因とする水質汚染、商業漁業・遊漁による漁獲、沿岸域の開発による生息域の破壊、気候変化の影響が疑われる大規模なサンゴ白化現象等、グレート・バリア・リーフの保護には様々な課題も指摘されている¹¹。

この数年、グレート・バリア・リーフを巡り特に論争を呼んでいるのは、クイーンズランド州北部の町ボーウェンから北に 25 キロ程のところに位置するアボット・ポイント（Abbott Point）と呼ばれる石炭積出港の拡張計画である（図 1 参照）。この計画は、近

⁴ 連邦海洋保護区の見直しにかかる各委員会の役割や構成については、本事業の平成 26 年度の報告書を参照されたい。

⁵ オンライン上で 3,100 のパブリックコメント、1,859 のオンライン・サーベイを受け取るなどして、関係者や一般公衆から広く意見を募った。

⁶ この最終案の取りまとめは当初 2015 年中頃を予定していたが、作業には遅れが生じているようであり、現在のところ 2016 年前半には政府に提出され、その後公表される予定である。

⁷ UNESCO World Heritage Centre, n.d., ‘Great Barrier Reef’, UNESCO, (Retrieved February 2, 2016, <http://whc.unesco.org/en/list/154>).

⁸ Great Barrier Reef Marine Park Authority, 2014, ‘Great Barrier Reef Outlook Report 2014’, GBRMPA, Townsville, (Retrieved February 2, 2016, <http://elibrary.gbrmpa.gov.au/jspui/handle/11017/2855>)

⁹ 瀬木志央, 2013, 「生態系に基づいた海洋ガバナンスに関する世界的動向と日本への政策的含意」, 『海洋政策研究』 11: 17-43.

¹⁰ Great Barrier Reef Marine Park Authority, 2014, ‘Great Barrier Reef Outlook Report 2014’, GBRMPA, Townsville, (Retrieved February 2, 2016, <http://elibrary.gbrmpa.gov.au/jspui/handle/11017/2855>)

¹¹ *ibid.*

年高まっていた石炭への需要に応えるため、クイーンズランド州中西部のガリリー盆地のカーマイケル炭鉱とアボット・ポイントを石炭輸送用の鉄道で結び、アボット・ポイントに新たな港湾設備を導入することで取扱能力を大幅に高めるというものである¹²。2013 年 12 月、アボット政権は港湾施設拡張とワーフ建設により発生する浚渫土砂およそ 300 万 m³ をグレート・バリア・リーフ海洋公園内に投棄することを承認した。政府は土砂投棄が海洋生態系に及ぼす悪影響は科学的に確認できないとしたが、環境保護団体は計画には多くの懸念が残るとして強く反発したほか、メディアや一般市民からも一斉に批判の声が上がった。また、このオーストラリア政府の決定を受けて、ユネスコはグレート・バリア・リーフを「危機に晒されている世界遺産」に登録するかについて審議することを決め、オーストラリア政府に報告書の提出を求める事態へと発展した。

こうした国内外からの厳しい批判を懸念したオーストラリア政府は、2014 年 10 月、グレート・バリア・リーフ内の浚渫土砂投棄計画の承認を取り消すことを発表した。2015 年に入り、オーストラリア政府はユネスコの危機遺産リストへの登録回避や急落した支持率を回復させるため、これまでの姿勢を一転させ、グレート・バリア・リーフ海洋公園の管理強化に乗り出した。ユネスコの審議を 2 ヶ月後に控えた 2015 年 3 月には、グレート・バリア・リーフ海洋公園全域での浚渫土砂の一切の投棄を禁止する法律を定めることを発表し¹³、また今後 35 年間に渡る海洋公園の管理計画を示した「リーフ 2050：長期持続可能性計画（Reef 2050 Long-term Sustainability Plan）」を公表した¹⁴。こうしたオーストラリア政府の方針転換に一定の評価を与えたユネスコは、危機遺産リストへの登録は見送るものの、取り組み状況については引き続き監視をしていくという決定を下した¹⁵。

¹² Australian Broadcasting Corporation. 2012. 'Newman defends scaled back Abbot Point port', May 22, (Retrieved February 2, <http://www.abc.net.au/news/2012-05-22/newman-defends-scaled-back-port/4026134>)

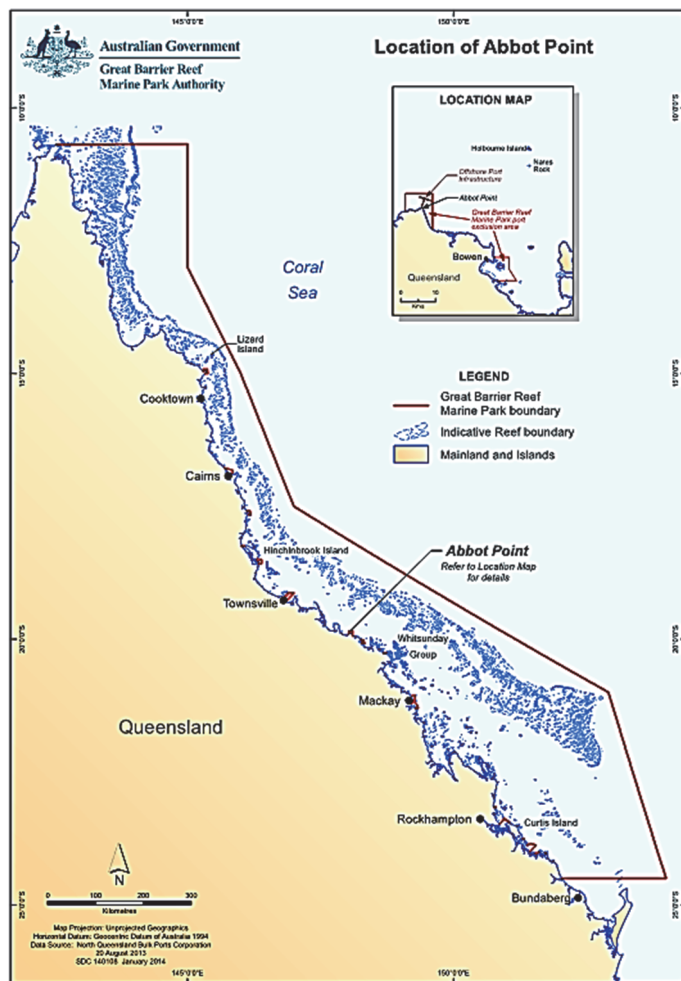
¹³ Hunt, G. 2015, 'Banning capital dredge disposal in the Great Barrier Reef Marine Park once and for all', media release, 16 March, Australian Department of Environment, Canberra, (Retrieved February 2, 2016, <http://www.environment.gov.au/minister/hunt/2015/mr20150316.html>)

¹⁴ 同計画は、今後 10 年の間でおおよそ 20 億豪ドル（おおよそ 1,700 億円、1 豪ドル＝85 円で計算）の予算を充て、連邦政府とクーンズランド州政府が協調して海洋公園管理にあたり、具体的な数値目標を示しながら水質改善や生物資源量等に取り組むとしている。

Abbott, T., Palaszczuk, A., Hunt, G., Miles, S. 2015, 'Long-Term Sustainability Plan for Australia's Iconic Great Barrier Reef', media release, 21 March, Australian Department of Environment, Canberra, (Retrieved February 2, 2016, <http://www.environment.gov.au/minister/hunt/2015/mr20150321a.html>)

¹⁵ オーストラリア政府は、ユネスコの要請に従い 2016 年 12 月までに同計画の実施状況や成果について報告することとなっている。

Hannam, P. 2015. 'Great Barrier Reef UNESCO verdict confirmed but future status remains murky', July 1, The Sydney Morning Herald, (Retrieved February 2, 2016, <http://www.smh.com.au/environment/great-barrier-reef-unesco-verdict-confirmed-but-future-status-remain-murky-20150701-gi2wjc.html>)



(図1) グレート・バリア・リーフ海洋公園の範囲とアボット・ポイントの位置を示す。赤線は海洋公園の境界線。アボット・ポイントはタウンズビルとマッケイのほぼ中間に位置する。(出典：グレート・バリア・リーフ海洋公園管理局¹⁶⁾)

2. 国境警備

オーストラリアは「人道的支援プログラム」を通して毎年約1万3千人程度を上限に庇護を求める人々を難民として受け入れているが、その一方で正式な手続きを経ず密航船で渡ってくる庇護希望者（asylum seekers）に対しては厳しい対応をとっている。近年、オーストラリアでは、政情不安や迫害等から逃れるためイラン、アフガニスタン、イラク、スリランカ、南スーダン等の国々からインドネシア等を経由してオーストラリアへ渡航を試みる、いわゆる「ボート・ピープル」¹⁷の扱いについて、国を二分する論争がおこなわれている。

¹⁶ Commonwealth of Australia. 2015. 'Reef 2050 Long-term sustainability Plan', Canberra, (Retrieved February 2, 2016, <https://www.environment.gov.au/marine/gbr/publications/reef-2050-long-term-sustainability-plan>)

¹⁷多くは身体への危険や厳しい貧困といった切迫した状況から、やむを得ず非正規な手段により庇護を求めることを選んだ人々である。こうした密航は、通常庇護希望者から多額の支払いを受けた難民ビジネスが手配するのだが、彼らが用意する定員数を大幅に超え救命設備を持たない簡素な密航船はしばしば遭難し、2013年4月から現在までに少なくとも239名が命を落としたとされる。

Border Crossing Observatory, 2015, 'Australian Border Deaths Database', Monash University, (Retrieved February 2, 2016, <http://artsonline.monash.edu.au/thebordercrossingobservatory/publications/australian-border-deaths-database/>)

無秩序な庇護希望者の流入を抑制するため、2001 年よりオーストラリア政府はハワード首相（保守連合）のもと、違法に国境を越えた庇護希望者らを海上で拘留し、ナウル共和国やパプアニューギニア等の太平洋地域の第三国に設けた収容施設に移送したうえで難民認定審査を行う「パシフィック・ソリューション」政策を導入した。移送された庇護希望者は、長期間に渡り抑圧的な環境での生活を余儀なくされること、また仮に難民認定されてもオーストラリアで生活できる保証を与えられなかったことから、ボート・ピープルとなり渡航を目論む人々への抑止力となり、ボート・ピープルは一旦減少した¹⁸。しかし、パシフィック・ソリューションによる庇護希望者の抑留は非人道的であると国内外から強い批判を受け、2007 年にはラッド首相（労働党）により廃止され難民政策が緩和されると、再びボート・ピープルがオーストラリアの岸を目指し大挙して押し寄せる事態に至った¹⁹。これを受け、2013 年 7 月、ラッド首相は第三国による難民認定審査（オフショア・プロセッシング）の再開を発表し、収容施設にて難民認定された庇護希望者でさえもオーストラリアでの定住は認められず、パプアニューギニア等の第三国での定住か、逃れてきた国へと戻るかの選択肢が与えられるのみとなった²⁰。その後、かねてよりボート・ピープル問題に対して妥協をしない姿勢を明確にしていた保守連合のアボット首相が政権の座に就くと、オーストラリア政府は更なる国境警備の強化策を打ち出した。

アボット政権、そして 2015 年 9 月に誕生したターンブル政権（保守連合）による海上の国境警備強化策としては、まず一点目に 2013 年「海洋取締権限法（Maritime Powers Act 2013）」の制定が挙げられる。オーストラリアではこれまで、2005 年に設置された国境保護司令部（Border Security Command）により海軍と税関・国境警備局の活動を調整し一体的な運用をおこなってきた²¹。しかし、法執行に関わる連邦法は多数あり、これらが円滑な活動の妨げになっていたほか、関係省庁の縦割りによる非効率を解消する必要があったことから、海洋での法執行に関わる連邦法を整理し法執行権限を「海洋取締権限法」のもとに統合した²²。

二点目は、2013 年 12 月のオーストラリア海軍による「国境統治作戦（Operation Sovereign Borders）」の開始である。先に述べた通り、これまで領海内で拘留された密航船に乗る庇護希望者は収容施設に移送され難民認定審査がおこなわれたが、国境統治作戦

¹⁸ 松本直樹, 2014. 『一件落着にはほど遠いボート・ピープル問題』日豪プレス, (2016 年 2 月 3 日取得, http://nichigopress.jp/nichigo_news/tenbo/66145/)

¹⁹ Philips and Spinks (2013) によると、2007 年度には 3 隻 (25 名) であったものが、2008 年度には 23 隻 (1,033 名)、さらに 2012 年度には 403 隻 (25,173 名) と急増した。

Philips, J. and Spinks, H. 2013. 'Boat arrival in Australia since 1976', Parliament of Australia, (Retrieved February 2, 2016, http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/BN/2012-2013/BoatArrivals)

²⁰ 松本直樹, 2014. 『一件落着にはほど遠いボート・ピープル問題』日豪プレス, (2016 年 2 月 3 日取得, http://nichigopress.jp/nichigo_news/tenbo/66145/)

²¹ 等雄一郎, 2013. 『立法情報 オーストラリア 海洋取締権限法の制定』「外国の立法・月刊版：立法情報・翻訳・解説」256-2: 22-23 (2016 年 2 月 4 日取得, http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8262625_po_02560210.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

²² 同上

では庇護希望者の身柄を拘束せず、庇護希望者を乗せた密航船を曳航するなどしてオーストラリア領海の外へと連れ出す「追い返し作戦（turnback operations）」がおこなわれるようになった（図 2 参照）。オーストラリア国営放送（ABC）によると、作戦開始から 2015 年 8 月までの間に少なくとも計 633 人を乗せた 20 隻の密航船が領海外まで“追い返され”、収容施設に移送される庇護希望者は 2014 年 7 月にクリスマス島近海で拘留された 157 名のみ（2015 年 6 月時点）と、拘留されるボート・ピープルの数は激減しているようである^{23, 24}。

三点目は、オーストラリア国境警備隊（Australian Border Force）の創設が挙げられる。オーストラリアには元来海洋における法執行を行う専門機関は存在せず、海軍、税関・国境警備局、漁業管理局等の諸機関がそれぞれその任に当たっていた²⁵。しかし、高まる国境警備強化への要請を背景に、2005 年には海洋での海上警備活動の調整や任務の指揮を統合的に行う専門組織である統合沖合警備司令部（Joint Offshore Protection Command）が、司法省税関・国境警備局に設けられた²⁶。

2015 年 7 月、アボット政権は、単一機関による警備機能の集約化や、海軍などとの連携強化による国境警備の一層の強化を目的に、司法省の税関・国境警備局を移民国境警備省に移管した上で、同省内にオーストラリア国境警備隊²⁷を創設した²⁸。オーストラリア国境警備隊の初代国境警備隊長官には、税関・国境警備局の最高執行官であったオーストラリア連邦警察出身のクイードブリーグ氏が就任した。国境警備隊長官は、連邦警察長官、国防軍司令官、オーストラリア保安情報機構長官と同等に位置づけられ、移民国境警備大臣への説明責任を負う²⁹。法執行の権限を持つ国境警備隊職員は、これまで部分的に許可されていた銃火器の携帯や、一定の刑事免責が認められるようになり、海上での取り締りの他、空港、港湾、不法移民収容施設等で活動することになった。

²³ Australian Broadcasting Corporation, 2015. ‘Operation Sovereign Borders: Log of boat arrivals and other asylum seeker incidents’, October 25, 2013, (Retrieved February 3, 2016, <http://www.abc.net.au/news/2013-10-25/log-of-boat-arrivals-and-other-asylum-seeker-incidents/5014496>

²⁴ Hasham, Nicole, 2015. ‘In a rare disclosure, Abbott government admits turning back 633 asylum seekers’, The Sydney Morning Herald, (Retrieved February 3, 2016, <http://www.smh.com.au/federal-politics/political-news/in-a-rare-disclosure-abbott-government-admits-turning-back-633-asylum-seekers-20150806-gist50.html#ixzz3zG4PXg9M>)

²⁵ 等雄一郎, 2014. 『オーストラリアの海上保安体制と 2013 年海洋取締権限法』「外国の立法・季刊版」259: 145-183 (2016 年 2 月 29 日取得, http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8433522_po_02590010.pdf?contentNo=1)

²⁶ 翌年には「国境警備司令部（Border Protection Command）」へと改称。

²⁷ これに伴い、「国境警備司令部」はオーストラリア国境警備隊の一組織となり、「海洋国境司令部（Maritime Border Command）」へと再び改称。

²⁸ 吉本紀, 2015. 『立法情報 オーストラリア 国境警備部門の統合』「外国の立法・月刊版：立法情報・翻訳・解説」264: 22-23, (2016 年 2 月 4 日取得, http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9480564_po_02640210.pdf?contentNo=1)

²⁹ 同上



(図2) オーストラリア政府が作成した「国境統治作戦」宣伝用のポスター。荒れ狂う海をさまよう小型船のイメージ、禁止マークの中にあるオーストラリア大陸、そしてその下にある「決してあり得ません。あなた達がオーストラリアに居住することは。」という赤字のメッセージは強烈な印象を与える。(出典：オーストラリア政府³⁰⁾)

3. 捕鯨問題

1982年の国際捕鯨委員会（International Whaling Commission）による商業捕鯨のモラトリアムの採択を受け、日本は1987年より南極海域でミンククジラ、ナガスクジラ、イワシクジラの生態を調べるため調査捕鯨をおこない、毎年百～数百頭の捕獲をおこなってきた。オーストラリアを含む反捕鯨国は、こうした調査捕鯨は「科学調査」の名を借りた商業捕鯨であると主張し、日本に対して調査捕鯨活動の停止を求めてきた。鯨類に対するオーストラリア人の愛着は一般的に強く、自らの庭先（特に、オーストラリアの主張する南極領土に付属する領海及び排他的経済水域）でおこなわれる日本の捕鯨活動に対しては大きな反感を抱いていることから、反捕鯨キャンペーンは、支持政党や政治思想に関わらず国民の支持を最も得やすい政治課題の一つと言える³¹。

2007年に政権交代を果たした労働党のラッド首相は、日本の調査捕鯨に対する法的措置をとることを選挙公約に掲げた。しかし、日本が調査捕鯨を継続したことから、2010年5月、オーストラリア政府は日本の調査捕鯨は国際捕鯨取締条約に違反するとして国際

³⁰ Department of Immigration and Border Protection of Australian Government.
(<https://www.border.gov.au/about/operation-sovereign-borders/counter-people-smuggling-communication>)

³¹ Rose, J. 2015. 'A necessary harvest: it's time to allow Japan to kill whales', The Conversation, (Retrieved February 9, 2016, <https://theconversation.com/a-necessary-harvest-its-time-to-allow-japan-to-kill-whales-51740>).

司法裁判所へ提訴した。国際司法裁判所では、主に調査捕鯨の正当性について争われ、両国から提出された申述書や口頭弁論をもとに審理が進められた。2014年3月、国際司法裁判所は、日本の調査捕鯨は科学的研究を目的とするものではないとする判決を下し、日本側の全面的な敗訴により裁判は終了した³²。日本政府はこの判決を受け入れ、2014年度は南極海で鯨の捕獲を伴わない目視調査を実施するに留めたが、2014年11月には「新南極海鯨類科学調査計画」を国際捕鯨委員会科学委員会へと提出し、2015年度から今後12年間は同計画のもと南極海にて毎年333頭のクロミンククジラを捕獲するとした³³。

日本政府による調査捕鯨の再開に対して、オーストラリア政府はこれに強く反発している。2015年12月、調査捕鯨船団が南極海に向けて出港したことを受け、ブランディス司法長官は上院の答弁にて、調査捕鯨船団の監視のため税関巡視船の派遣もあり得ると発言した。また、ハント環境相とビショップ外相は連名のステートメントの中で、他の反捕鯨国とともに更なる法的措置についても検討していることを明らかにした。さらに、2015年12月に安倍首相と会談したターンブル首相も「心から懸念している」と深い失望を表明している。

³² Darby, A. 2014. 'International Court of Justice upholds Australia's bid to ban Japanese whaling in Antarctica', March 31, The Age, (Retrieved February 9, 2016, <http://www.theage.com.au/federal-politics/political-news/international-court-of-justice-upholds-australias-bid-to-ban-japanese-whaling-in-antarctica-20140331-35ude.html>)

³³ 2015年10月には、今後捕鯨を含む海洋生物資源に関する国際紛争は、国連海洋法条約に基づく国際海洋法裁判所にて解決を図ることとし、国際司法裁判所での裁判には応じない方針を国連に伝えたという。
時事通信, 2015. 『捕鯨問題、国際司法裁で応じず＝敗訴踏まえ方針変更－政府』, (2016年2月9日取得, <http://www.jiji.com/jc/zc?k=201510/2015102800749>)

第8章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向

ニュージーランドは南西太平洋に位置し、北島および南島を中心に 16 の地方行政区画により構成される国家であり、イギリス連邦加盟国である。また、チャタム諸島（南島の東方約 1000km）はニュージーランドの特別領として位置づけられている。ニュージーランド王国（Realm of New Zealand）と言う場合には、ニュージーランド国王（英国国王、王位は独立）を国家元首とする地域全体を意味し、ニュージーランドのほか、ニュージーランドと自由連合の関係にあるクック諸島、ニウエ、トケラウおよびロス海属領により構成されている。

ニュージーランドにおいては、分野に応じて各省庁が海洋政策を所掌している。また、ニュージーランドは国連海洋法条約（1982 年）の締約国として、同条約に従って海域を区分すると共に、管理を進めている。本章では、ニュージーランドにおける海洋に関する制度の概要とともに、今年度注目すべき点を中心に詳述する¹。

1. ニュージーランドの海洋法制度の沿革

ニュージーランド政府は、1965 年 1 月 18 日に大陸棚条約を批准（1965 年 2 月 17 日発効）した後、1996 年 7 月 19 日に国連海洋法条約を批准（1996 年 8 月 18 日発効）している。海域については、国連海洋法条約に従い、基線より 12 海里を領海、12-24 海里を接続水域、12-200 海里を排他的経済水域（以下「EEZ」とする）として海域を規定している。なお、ニュージーランド政府は領海条約、公海条約および漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約に署名したものの、批准は行っていない。

1991 年に制定された資源管理法は、沿岸域の管理を規定しているが、ニュージーランド政府は同法の規定に従い、1994 年にニュージーランド沿岸域政策声明（以下「NZCPS」とする）を策定し、2010 年に改訂版を発表している。NZCPS においては、NZCPS に関連する政策の実施については、保全大臣（Minister of Conservation）が主管大臣となり、実施の責任を負うことを規定している。また、2010 年に行われた NZCPS の改訂においては、自治体により中心的な役割を

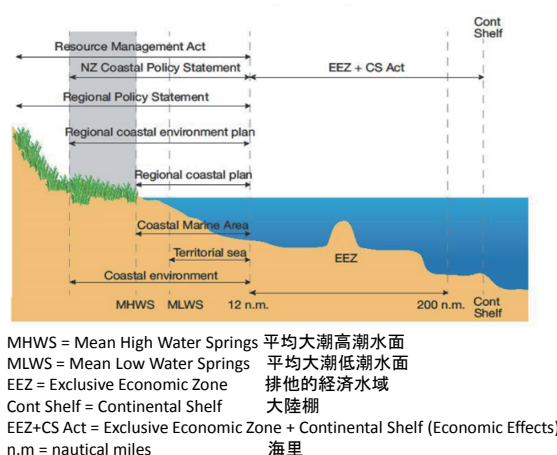


図1：資源管理法沿岸管理管轄権

NZ国全土より作成・RMA-QPR, n.d. <http://www.qualityplanning.org.nz/index.php/planning-tools/coastal-land-development/introduction-and-the-framework-and-principles-for-coastal-management>

¹ NZ の海洋関連法制度の歴史的展開については、海洋政策研究財団『平成 25 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』にて詳述している。

担うことが規定され、自治体と保全省（Department of Conservation）による共同プログラムが策定され、地方議会が NZCPS をより良く理解した上で国家実施計画に従い、それらの共同プログラムの実施を支援していくことが規定されている。

資源管理法（1991 年）により、保全局や保全大臣は、(i) 沿岸政策声明の策定と見直し、(ii) 地域沿岸計画とその改訂の承認、(iii) 沿岸政策声明と沿岸における規制活動の影響の監視、(iii) 特定離島沿岸域における自治体議会の権限の行使、(iv) 介入措置、(v) 沿岸利用権に関する決定を行うことが求められている。一方、EEZ および大陸棚の管理は環境省が所轄する。また、環境保護局（Environmental Protection Authority）（以下「EPA」とする）は EEZ に関する合意形成、監視、履行確保を行うこととなっている。

大陸棚に関しては、国連海洋法条約の規定に基づき、2006 年に 200 海里以遠の大陸棚延長申請を国連海洋法条約大陸棚限界委員会に対して実施し、2008 年に 350 海里・170 万 km²の延長が認められた。しかし、ニュージーランド政府は、延長大陸棚を含む海図の国連への寄託を行っていない。また、EEZ および大陸棚については、ニュージーランド政府は排他的経済水域および大陸棚（環境影響）法²（以下「EEZ・大陸棚法」とする）を 2012 年 9 月 3 日に採択し、2013 年 6 月 23 日より施行している。同法は EEZ および大陸棚における自然資源の持続可能な管理を目的としており、許認可活動や環境影響評価、異議申し立て、強制執行等の手続きを定めている。

2. 統合的沿岸域管理

1994 年に制定された NZCPS においては、保全大臣がその実施の主管大臣と規定されている。2010 年の改訂においては、自治体がより中心的な役割を担うことが規定されると共に、NZCPS に基づく自治体と保全省の共同プログラムが策定され、自治体議会が NZCPS をより良く理解し、国家実施計画に従い、共同プログラムの実施を支援すると規定されている。また、2010 年には NZCPS に基づく国家実施計画が発表され、同計画においては、実施期間を 2010 年 12 月から 6 年間の 2016 年 12 月までとし、優先課題として、

(1) 関与（Engagement）、(2) 指示と支援措置（Guidance and supporting measures）、(3) 実施（Implementation）、(4) 監視（Monitoring）を掲げている。併せて、関連する政策として、再生可能なエネルギー発電、淡水管理、生物多様性保全、淡水養魚、海洋沿岸地域法、資源管理法、EEZ 等を挙げ、これらの政策との連携を求めている。

2010 年 12 月には、16 ある全ての地方議会で地域沿岸計画を作成し、保全大臣の承認を受けている。また、地区計画の作成も進められ、それらの実施が進められている。例えば、ニュージーランドの南西、ウェリントンの北部に位置するカピチ海岸（The Kāpiti Coast、旧称 The Golden Coast）では、2012 年に地区計画を発表し、それ以降改訂を重ねてきている。これらの地区においては、沿岸域の安全管理、防災、気候変動対策や危険施設を特定し、危険箇所を地図化することにより、沿岸域の保全と安全管理を確保に努めている。

² 英名は “Exclusive Economic Zone and Continental Shelf (Environmental Effects) Act 2012”。

この他にも、ニュージーランド北部のワイヌイ海岸（Wainui Beach）では、海岸侵食防止戦略を 2003 年に策定し、海岸保全を進めてきている。沿岸保全の専門家や様々な利害関係者と共同で戦略は策定され、2014 年 8 月には改訂版が採択されている。会合は一般公開で数か月に一度の頻度で開かれてきており、住民参加型の取組みが進められている。

3. 排他的経済水域（EEZ）

ニュージーランドは、世界第 4 位の広大な EEZ を有しているが、その 3 分の 2 は未探査とも言われている。ニュージーランドは EEZ と大陸棚における自然資源の持続的利用と有害物質や廃棄物等の不法投棄や焼却に起因する公害から環境を守ることを目的とし、2012 年 9 月 3 日に EEZ・大陸棚法を制定し、2013 年 6 月 28 日に施行された。EEZ・大陸棚法においては、主に（1）石油と鉱物の試掘と探査、（2）石油と鉱物の採掘、（3）沖合構造物からの有害物質の漏出、（4）廃棄物の投棄、（5）地震観測、（6）海洋科学調査、試掘と探査、（7）海底ケーブル、（8）水葬、（9）試掘と探査に起因する堆積物の排出といった活動について規定を設けている。EEZ・大陸棚法の施行については、第 13 条において海洋利用申請の審査や同法の遵守のモニタリングや履行確保、啓発活動などを EPA が行うと規定し、EPA が同法施行を所管することが明示された。

EEZ・大陸棚法は 2013 年に改正され、既に採掘を行っている石油採掘事業者は採掘権申請の結果が決定されるまで採掘継続が認められた。EEZ・大陸棚法の施行に関しては、各種施行規則が制定されており、2015 年 10 月 31 日に施行された規則では、ニュージーランド海事局（Maritime New Zealand）所管であった沖合構造物や船上の採鉱施設からの有害物質の漏出、水葬、EEZ 内の廃棄物の投棄に関しては、EPA が所管することが明記された。

なお、EEZ・大陸棚法は、第 171 条以降で既存立法の修正を規定している。そうした修正が明記されていない限りにおいては、漁業法（The Fisheries Act）（1996 年制定）、海事交通法（The Maritime Transport Act）（1994 年制定）、雇用安全衛生法（The Health and Safety in Employment Act）（1992 年制定）、野生生物保護法（The Wildlife Act）（1953 年制定）、国家鉱物法（The Crown Minerals Act）（1991 年制定）等の既存の法令や施行規則が適用される。

4. 利用許可制度

地域沿岸域の様々な活動の多くは、利用許可（concession and permits）を受けることが求められる。公共保全地区における鉱物資源採掘にあたっては、国家鉱物法（1991 年）に従うことが求められている。国家鉱物法においては、同法に基づく所定の活動が領海内の場合には広域自治体（Regional Council）が、領海以遠の EEZ の場合には EPA がそれぞれ所管し、領海と EEZ の両方に及ぶ場合には、広域自治体と EPA が共同で意思決定を行うことが規定されている。

沿岸・海底地下資源の採掘については、環境影響評価を含む申請書が審査され、環境保全等の条件が充足される場合に付与される。例えば、トランスタスマン資源会社（TTR、本社：ウェリントン）は、ウェリントン北部の南タラナキ湾内の沿岸から 22-36km 沖合に位置する 65.76 km²の海域において、年間 5000 万トンの砂鉄採掘に関する申請を行った際、ビジネス・イノベーション・雇用省は 2014 年 5 月に採掘権付与の決定を行ったが、その後、EEZ・大陸棚法第 38 条に基づき、環境影響評価の審査が環境保護庁により行われている。この審査においては、25 日間の公聴期間の間に 4850 の意見書が一般より提出された他、ウェリントンをはじめとする主要な 5 つの関連都市で公聴会が開催された。その上で、2014 年 6 月 18 日に EPA の意思決定委員は、TTR の砂鉄採掘計画が環境へ及ぼす悪影響の範囲と度合いおよび既存の漁業やマオリ先住民集落への影響等についての不確実性が払拭できないとして、採掘申請を却下する決定を行っている³。

TTR は 7 年の歳月と 5000 万ドルの費用をかけて環境影響評価を検証し、不確実性は払拭できているとして、この却下決定を不服として、ウェリントンの高等裁判所に 2014 年 7 月 8 日に控訴した。しかし、TTR は申請を見直すとの方針を打ち出し、2014 年 12 月に本控訴を取り下げた。その一方で、2015 年 1 月に北島のタラナキ沿岸ではなく、南島の北西部の沿岸 1km から領海内の海底でチタン鉄鉱（イルメナイト）、ジルコン、ガーネット、金を含む砂鉄の採掘計画をニュージーランド石油・鉱物局に提出している。この地域では、2011 年に別会社が商業利用の見込みが乏しいとの理由で鉱物資源探査が取りやめとなった経緯がある。

5. 海洋保護区

ニュージーランド政府は、生物多様性戦略（2000 年）および生物多様性条約の下での誓約実現のために、海洋保護区（以下「MPA」とする）政策（2005 年、保全局および水産省）を策定し、「ニュージーランドの海洋生息地および生態系を代表する海洋保護区のネットワークを創設することで海洋生物多様性を保護すること」を目指している。この政策では、ニュージーランドの海洋環境の 10%を保護する目標の実現を目指している。

ニュージーランド政府は MPA をタイプ 1 とタイプ 2 との 2 つに分類している。タイプ 1 は、漁業を禁止した禁漁区で、その割合は 1%程度と推定されている。タイプ 2 は、一定の漁法を禁じるというもので、例えば、底引き網漁や機船底引網、底引といった漁法である。環境への悪影響の少ない漁法を容認すると共に、悪影響の大きい漁法を禁じることにより、一定の保護措置を実現している。

ニュージーランド南部に位置するカイコウラ（Kaikoura）は、2014 年 8 月に施行されたカイコウラ海洋管理法により海洋管理区域に指定された。同法は、海洋保護と持続可能な

³ トランスタスマン資源会社による砂鉄採掘の申請却下に関する経緯については、海洋政策研究財団平成 26 年度「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向」報告書を参照されたい。

漁業のための措置を規定している。その内容は、ヒクランギ（Hikurangi）等 2 つの禁漁区、テロヘオテ ワナウプハ等 2 つの禁漁保護区、零細漁業区域の設定等である。保全大臣および漁業大臣が諮問機関であるカイコウラ海洋監視団のメンバーの任命権を持つことも規定されている。保全と保全型零細漁業の両立を図る取組として注目されている。

2015 年 9 月にニューヨークで開催された国連総会において、ニュージーランドのジョン・ケイ首相はケルマデック海洋保護区の設立を発表し、国際的な賞賛を受けた。ニュージーランドの北東 1000km の海域に広がる約

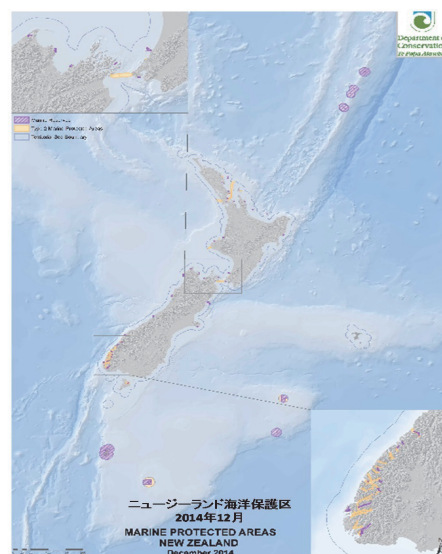


図 2： NZ の海洋保護区
NZ保全省.n.d. <http://www.doc.govt.nz/pagefiles/524/marine-protected-areas-map.jpg>

62 万km²を MPA とする構想は、ニュージーランドで既に設置されていた MPA（44 か所）の総面積の 35 倍に相当するもので、ニュージーランドの EEZ の 15%を占める。ニュージーランド政府は必要な立法措置を 2016 年 10 月 1 日までに整備する方針を示している。ケルマデック海域は原自然で特異な環境が残されており、海底火山や世界で 2 番目に深い海溝が存在している。この海域には 39 種 600 万羽と見積もられる海鳥、150 種の魚類、35 種の鯨類、3 種の絶滅危惧種の海亀の他、貴重なサンゴ礁や甲殻類が生息している。また、MPA においては、漁業や鉱物資源採掘が禁止される他、バラスト水の交換可能や海底ケーブル敷設が可能な水域が指定される。

6. 小島嶼国支援

ニュージーランドは太平洋島嶼国との関係が深く、これらの国々における課題に対応するため、太平洋島嶼省（Ministry of Pacific Island Affairs）という特徴的な行政機関を設置している。この省はニュージーランド国内居住の太平洋島嶼国出身者の福利向上を促すことを目指しており、大臣はサモア出身の国会議員が務めている。同省は諮問理事会（Advisory Council）の事務局を務める他、太平洋島嶼国出身者の地域社会グループと協力し、太平洋島嶼国の言語や文化の推進を図っている。太平洋島嶼国の言語や文化を教える教員の数、2008 年の 1,477 名から 2013 年には 1,916 名へと増加している。また、経済振興への参画は重要な施策であり、雇用増進、起業、教育や職業訓練等を施している。特にビジネス創出や経済開発については、太平洋島嶼国における経済の多様な可能性を模索し、雇用や反映を拡大していく重要課題として位置づけられている。ニウエおよびクック諸島はニュージーランドと自由連合を形成しており、外交・防衛をニュージーランド政府に委任すると共に、国民全員がニュージーランド国籍を有しているという、ニュージー

ランド政府と太平洋島嶼国との関係の特殊性を表している⁴。

また、2014 年 9 月にサモアで開催された第 3 回小島嶼開発途上国国際会議において採択された行動計画の実施推進に向け、ニュージーランド政府は積極的な役割を果たしている。ニュージーランド政府は、2015 年 7 月の国連安全保障理事会の議長国として、2015 年 7 月 15 日に「小島嶼開発途上国が直面する平和と安全保障の課題」と題する資料を配布した。また、同月 30 日に安全保障理事会において公開討議を開催することを提案し、ニュージーランドのマレイ・マクリー外務大臣が議長を務め、サモアやセイシェル首相等が参加し、23 名の閣僚を含む約 70 名が公開討議を開催している。公開討議においては、小島嶼開発途上国が狭隘な国土を有し、個々の国家が遠隔に位置することにより自然災害や気候変動の影響を受けやすいことや違法漁業が経済活動や食料安全保障を脅かしているといったことが指摘され、小島嶼開発途上国がそうした課題を克服するために国際協力を強化していくことが強調された。この公開討議の成果については、2016 年 2 月 3 日に小冊子として一般公開された⁵。

⁴ このため、国家としての要素を満たしていないという理由で多くの国が国家承認をしていないが、我が国はクック諸島を 2011 年に国家承認し、首相夫妻の来日を契機に、外交関係を築いている。

⁵ New Zealand. 2016. Peace and Security Challenges Facing Small Island Developing States - United Nations Security Council Open debate 30 July 2015. https://www.mfat.govt.nz/assets/_securedfiles/MFAT263-SIDS-Booklet_Web-Version.pdf. 追加情報は次の資料に所収。United Nations. 2015. United Nations Security Council 7499th meeting. S/PV.7499. http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/PV.7499

第9章 中国における海洋政策の動向

2015年の中国の海洋政策は、「第十三次五カ年計画（2016～2020）」の編成にあわせて、内容が調整されている。「一帯一路」の建設、海洋空間の開拓と発展を求めるなか、生態文明建設¹がますます重視されている。まず、生態文明の建設は、中国の特色のある社会主義の構築や、人民の福祉と民族の未来にかかわる重要な内容であることが強調され、4月25日に中共中央²・国務院より「生態文明の建設推進の加速に関する意見」³が配布された。次に、8月1日に、国務院が「全国海洋主体機能計画」⁴の実施を批准し、海洋開発の内容、開発の秩序、開発の能力、海洋開発方式について具体的な指示とルールを定めた。続いて、2015年11月に、「中共中央による第十三次五カ年計画の制定に関する建議」⁵が公布され、ブルーエコノミー空間の開拓と海洋生態文明の建設が重点政策方針として打ち出された。

その他、2015年7月1日に、「中華人民共和国国家安全法」⁶が制定され、その中では、領土主権や海洋権益の保護が新たに加えられ、宇宙空間、国際海底、極地といった新領域の平和的探索と利用が安全保障上の任務と国家安全維持の範疇に盛り込まれた。

I. 国家戦略・ビジョンにおける新たな動き

1. 背景

中国では、1949年の建国後、1953年から、基本的に5年ごとに経済・社会の発展プランが五カ年計画として定められ、これに基づき各分野の政策が策定・実施されてきた。2015年は第十二次五カ年計

¹ 「生態文明建設」の言葉は、初めて公式に使われていたのが、2007年10月に開催された中国共産党第17回全国代表大会の場である。胡錦濤総書記（当時）が行った報告のなかで、「小康社会の全面的な建設という目標の実現に向けての新たな要請」の一つとして、「生態文明の建設」が言及された。その中で、「省エネ・省資源と生態環境保護の産業構造、成長パターン、消費モデルを基本的に形成させる。循環型経済がかなり大きな規模をもつに至り、再生可能なエネルギーの比重が顕著に引き上げられる。主要な汚染物質の排出が効果的に抑制され、生態環境の質が明らかに改善される。生態文明の意識が社会全体に定着するようになる」との記述があった。ここから、「生態文明の建設」は、生産方式、生活方式、社会構造、価値観といった4つの側面から捉えられる。また、「生態文明」には、「生態環境」、「生態環境保護の制度」、「生態環境保護の意識」といった3つの要素が含まれているといえよう。

新華社の英語報道には、「生態文明」の英訳を“ecological civilization”を使っている。

² 中共中央とは、中国共産党の最高指導機関である中国共産党中央委員会の略称である。中国の中で、一般的に、中国共産党中央委員会を中共中央或いは党中央と呼ぶ。

³ 「中共中央国务院关于加快推进生态文明建设的意见」2015.4.25.

<<http://politics.people.com.cn/n/2015/0506/c1001-26953754.html>> [last accessed: 2016/2/15]

⁴ 「国务院关于引发全国海洋主体功能区规划的通知」2015.8.1.

<http://www.gov.cn/jzhqce/content/2015-08/20/content_10107.htm> [last accessed: 2015/9/10]

⁵ 「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十三个五年规划的建议」2015.10.29.

<http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-11/03/c_1117027676.htm> [last accessed: 2015/11/9]

⁶ 「中华人民共和国国家安全法」2015.7.1. <http://news.xinhuanet.com/politics/2015-07/01/c_1115787801.htm> [last accessed: 2015/10/30]

画の最終年であり、2016年3月に開催される全国人民代表大会の後、第十三次五カ年計画が始動する予定である。

第十三次五カ年計画期（2016～2020年）の最終年である2020年は、中国共産党設立100周年の年であり、また、全面的に「小康社会」⁷を実現する目標年でもある。それゆえ、第十三次五カ年計画期間は、中国の現代化建設プロセスにおいて大きなカギとなる5年間である。

2. 第十三次五カ年計画(2016～2020年) (以下、「十三・五」)の編成作業における海洋分野の動き

(1) 海洋分野の「十三・五」計画の編成作業

2014年4月23日、国家開発改革委員会は、第十三次五カ年計画編成作業始動記者会見を開催し、計画編成作業開始の状況について説明を行った。これを受け、国家海洋局は、6月16日に全国テレビ会議を開催し、海洋分野の「十三・五」計画の編成作業を正式にスタートした。当会議において、「海洋分野における『十三・五』計画の編成作業方案」が通達され、①前期の実施内容に対する評価、②今期の編成計画の研究と策定、③今期の海洋事業の発展の基本的考え方の研究と提出、④今期の編成作業前の研究を深く手堅く行う、⑤海洋分野の関連計画の編成作業、といった5作業をしっかりと取り組むよう、指示が出された。

(2) 「中共中央による第十三次五カ年計画の制定に関する建議」

2015年10月26日から29日にかけて、中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議において、次期五カ年計画の制定に向けて「中共中央による第十三次五カ年計画の制定に関する建議」（以下、建議）が議論され、最終日に採択された。建議全文は、11月3日に発表され、全8章で構成される。

海洋分野に係る主な内容は、以下の通りである。

① 新たな発展空間の開拓と発展（第3章第2節）

「一帯一路」の建設、北京・天津・河北の地域一体的発展と長江流域の経済ベルト建設に先立ち、沿海、沿江、沿線経済ベルトを主とした縦と横の経済軸帯を形成する。また、ブルーエコノミー空間の開拓と発展、陸海統合政策の堅持、海洋経済の増強、科学的な海洋資源の開発、海洋生態環境の保

⁷ 「小康社会」の詳細は、若英「什么叫全面建成小康社会」『紅旗文稿』2013.1.p39；孟健軍「2020年全面的小康社会への展望」RIETI ディスカッション・ペーパー、独立行政法人経済産業研究所、2012.4を参照。

「小康社会」について、中国国民の間では一般的に「やや資産があり、ゆとりのある家」、あるいは、「衣食に困らず、経済的に比較的に余裕のある生活」と理解されている。「小康社会」の言葉を提起した鄧小平は、「小康社会」を中国が貧窮社会から豊かな近代国家に至る1つの発展段階として捉え、それは「4つの現代化の実現」であり、「衣食が満ち足りる状態を超えるが、富裕のレベルまでには至らない社会」と説明した。

2012年の中国共産党18回全国代表大会の報告では、それまで使用してきた「小康社会の建設」という言い方を「小康社会の建成」に変えている。この変化について、中国共産党中央の機関雑誌である『紅旗文稿』は、「小康社会の実現が感知でき、予期できるようになったからである」と説明した。2008年6月に国家統計局が「全面建設小康社会統計監測方案」を公布し、小康社会を実現したと言える状態の指標を提示した。その指標には経済発展、社会和諧、生活質量、民衆法制、文化教育、資源環境の6分野から23項目が含まれている。

護、海洋権益の維持と海洋強国の建設に力を入れる。

② 新たな産業体系の構築（第3章第5節）

「十三・五」の期間中に、中国は、インテリジェント製造プロジェクトの実施に力を入れ、新たな製造体系を構築する。航空宇宙設備、海洋工事設備とハイテクノロジー船舶産業の発展を促進する。海洋、宇宙、ネット空間といった分野において重大プロジェクトと措置を打ち出し、軍民融合発展の新しいモデル区を作り出す。

③ 生態環境の保全（第5章第4、6節）

最も厳格な水資源管理制度を実行し、節水型社会を建設する。雨水の利用、再生水の利用と海水の淡水化を実施する。国家の地下水観測システムを構築する。また、生態系の安全保護システムを構築し、優先的な保護と自然回復を主とし、山、水、森林、耕地、河湖、湿地、草原、海洋の生態系システムの安定性と生態系サービスの効能性を向上させる。江河の源と水源涵養区の生態保護を強化し、海湾の整備を展開する。

④ 相互利益的な対外開放戦略の維持（第6章第3節）

「一帯一路」建設を推進し、関係国・地域との多分野にわたる相互利益となる関係の構築を推進し、陸海・国内外が連動し、東西双方向から開放していく新しい対外開放の局面を構築する。

⑤ 国際的影響力の強化（第6章第5、6節）

グローバルな経済ガバナンスへ積極的に参加し、ネット空間や深海、宇宙空間など新分野での国際ルール策定へ積極的に参画する。また、国際的な責任と義務を積極的に負い、気候変動枠組条約締約国会議、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」関係国際会議へ積極的に参加する。

II. 法制の整備と改正

1. 新「中華人民共和国国家安全法」⁸

2015年7月1日に、第12次全国人民代表大会常務委員会第15回会議において、新しい「国家安全法」（以下、新法）が採択・施行された。新法は領土主権や海洋権益の防衛を加え、宇宙空間、国際海底、極地といった新領域の平和的探索と利用を安全保障上の任務と国家安全維持の範疇に盛り込み、これらの新領域における活動、資産と利益の安全確保に、法的な根拠を与えた。

新法は全84条からなり、海洋分野に関係する内容は、以下の通りである。

(1) 「国家の安全」の定義

国家の安全とは、国家の政権、主権、統一及び領土の保全、国民の福祉、経済社会の持続可能な発

⁸ 1993年に制定された従来の「中華人民共和国国家安全法」は、2014年11月1日をもって廃止され、その大部分の内容は新たな「中華人民共和国反スパイ法」に取り込んだ。本法は、中国の国家的安全保障が直面する新情勢と新任務に対応し、各分野における国家安全を全面的に保護するため、制定した。

展及び、その他の国家の重大な利益に関して、相対的に危険がなく、内外からの脅威を受けない状態にあり、その安全な状態を持続する能力を保障することである（第2条）。

(2) 国家、国民及び国土の安全

国家は、国境、海洋及び空域の防衛を強化し、必要な全ての防衛及び管制措置をとり、領土、内水、領海及び領空の安全を守り、国家の領土主権と海洋権益を維持する（第17条）。

(3) 国際協力活動の参加

国家は武力の革命化、現代化、正規化を強化し、国家の安全と発展の利益に必要とする適切な武力を構築・保護する。積極防御の軍事戦略方針を積極的に実施し、侵略を防御・抵抗し、武力転覆及び分裂を食い止める。国際的な軍事安全協力を展開し、国連の平和維持活動、国際救援、海上護衛、国家の海外利益を維持するための軍事活動を実施し、国家の主権、安全、領土の保全、発展の利益及び世界平和を維持する（第18条）。

(4) 宇宙、深海底、極地の平和利用

国家は、宇宙空間、国際海底区域及び極地の平和的な探査及び利用を堅持し、安全な活動の実施、科学調査、開発利用の能力を増強し、当該空間における活動、資産及びその他の利益の安全を維持する（第32条）。

2. 「深海海底区域の資源探査開発法（草案）」

2015年10月30日に、第12期全国人民代表大会常務委員会第17回会議において、「深海海底区域の資源探査開発法」の草案⁹が審議され、11月6日から12月5日まで、中国人民代表大会のウェブサイト上でパブリックコメントを受け付けていた。本草案の作成は、深海海底における資源の探査と開発活動を規範化すること、海洋環境を保護すること、人身と財産の安全を確保すること、海洋科学技術の研究と資源調査の能力を高め、深海海底資源の持続可能な利用を促進することを目的としている。

草案は全文7章、32条からなる。

この法案は、2016年2月26日に、第12期全国人民代表大会常務委員会第19回会議において成立した。

III. 主な政策の動向

1. 海上シルクロード政策の推進

(1) 「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」

2015年3月28日、国务院の指示により、国家開発改革委員会、外交部と商務部は、「シルクロード

⁹ 「深海海底区域資源勘探开发法（草案）」 <http://www.npc.gov.cn/npc/lftz/tlyw/node_28574.htm> [last accessed: 2015/11/9]

経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」¹⁰を共同公布した。

「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」の構成は以下の通りである。

序言

- 一 時代背景
- 二 共同建設原則
- 三 枠組み構想
- 四 協力の重点
- 五 協力メカニズム
- 六 中国各地方の開発態勢
- 七 中国の積極的な行動
- 八 明るい未来の共同創出

2. 海洋生態文明建設の推進

(1) 「中共中央・国務院による生態文明の建設推進の加速に関する意見」

中国共産党第 18 期全国代表大会が生態文明建設に重点的に言及した背景下で、2015 年 4 月 25 日に中共中央、国務院が「生態文明の建設推進の加速に関する意見」（以下、「意見」）を配布した。これは中央が生態文明建設を全面的に行う初の公文書であり、生態文明建設を重視する国の立場が明らかになった。「意見」は、現在と今後の一定期間にわたる中国生態文明建設の骨子となる文書である。特に、科学的な海洋資源の開発と海洋生態環境の保護について強調している。

全文 9 章、35 条から構成される。

主な内容及び海洋分野に関係する内容は、以下の通りである。

① 全体情勢の判断（序章）

全体的にみて、中国の生態文明建設の水準は依然として経済・社会の発展より遅れている。資源量の減少、深刻な環境汚染、生態系システムの退化、発展と人口資源環境との矛盾が深刻化している状況が、経済・社会の持続可能な発展の重大なボトルネックになっている。

¹⁰ 「推动共建丝绸之路经济带和 21 世纪海上丝绸之路的愿景与行动」2015.3.

<http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html> [last accessed: 2015/4/3]

和訳：「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」について、中華人民共和国駐日大使館ウェブサイト<<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t1250235.htm>> [last accessed: 2015/10/27]で閲覧できる。

② 理念（第1章第1節）

自然を尊重し、順応し、保護する。緑の水と青い山は金山・銀山である。

③ 基本原則と方針（第1章第1、2節）

資源節約と環境保護に関する基本的な国策を堅持し、生態文明の建設を重要な戦略的位置に据える。節約優先、保護優先、自然回復を中心とする基本方針を堅持する。グリーンな発展、循環型発展、低炭素発展を基本的な手法として堅持する。生態文明を社会主義の核心的価値の中に加え、生態文化の宣伝と教育を強化し、節約を提唱し、社会全体の生態文明に対する意識を高める。

④ 全体の主要目標（第1章第3節）

2020年まで、資源節約型と環境友好型の社会の建設に重大な進展を獲得する。主体機能区の分布を形成し、経済発展の質と利益を顕著に高め、生態文明における主流な価値観を社会全体に広く行き渡り、生態文明建設の水準を全面的な小康社会の実現と相応なレベルに達する。

⑤ 数値目標（第1章第3節）

GDP1単位あたりのCO²排出量を2005年より40～45%削減し、水使用量を6700億立方メートル内に抑える。工業付加価値1万元あたり水使用量を65万立方メートル以下に抑え、農地灌漑用水有効利用係数を0.55以上とし、非化石エネルギーが一次エネルギー消費に占める比率を15%前後とする。重要な河川・湖沼水機能区の水質基準達成率を80%以上とする。森林率を23%以上とし、自然沿岸線保有率を35%以上とする。

⑥ 海洋資源の科学開発と生態環境の保護（第2章第7節）

海洋資源環境の許容量に従い、科学的に海洋機能区画を編成し、海域毎の主体機能を確定する。海洋開発の強度をコントロールし、開発に適する区域において経済構造と産業分布の調整のスピードを上げる。海洋分野の戦略的な新興産業を積極的に開発し、生態環境に対する評価を厳格にし、資源の節約型利用と総合的な開発のレベルを上げ、海域の生態環境への影響を最大限に低減する。

⑦ 汚染防止・防除の全面的な推進（第5章第15節）

水汚染防止・防除行動計画を実施し、飲用水源の保護を厳格に行い、涵養区域、水源区域の水源地の環境を整備し、水供給プロセスの管理を強化し、飲用水の安全を確保する。重点流域、沿岸海域の水汚染の防止・防除、良好な湖の生態環境の保護・コントロール、淡水養殖の規範化に力を入れる。

(2) 「国家海洋局海洋生態文明建設の実施方案（2015～2020年）」

2015年5月に中共中央・国務院により配布された「生態文明の建設推進の加速に関する意見」を受け、国家海洋局が直ちに海洋生態文明建設調整チームを立ち上げ、「海洋生態文明建設実施方案」の作成に着手した。同年7月に、国家海洋局より「国家海洋局海洋生態文明建設の実施方案（2015～2020

年)」(以下、実施方案)が配布された。実施方案の内容は、「十三・五」期間中の海洋生態文明建設のロードマップを提示した。

実施方案は、海洋生態系システムと海洋の総合管理に基づき、海洋生態環境の保護と資源の節約利用を主要路線とし、5年間の努力を通じて、海洋生態文明制度のシステムを完成し、海洋管理能力を向上させ、生態環境の保護と資源の節約利用に関する進展を獲得することを目指している。「十三・五」の期間中において、海洋生態文明の建設を前進させることを目的としている。

全文では、10側面と31主要任務が提示されている。

3. 「全国海洋主体機能区計画」

2015年8月19日に、中国の海洋国土空間計画である「全国海洋主体機能区計画」(以下、「計画」)が李克強首相の裁可を受け、20日に国務院より全国の各省、自治区、直轄市人民政府、及び国務院各部・委員会、各直属機構を宛てに印刷・配布された。

「計画」は、「全国主体機能区計画」の重要な一部であり、海洋国土空間の科学的開発・調整と改善をするための行動綱領でもある。そして、「計画」は全国主体機能区戦略の実施を深め、揺るぎのない主体機能区制度を実施するための重要な戦略措置である。

また、「計画」が発表されたことは、海洋強国戦略の実施、海洋開発能力の向上、海洋の発展モデルの転換、海洋の環境保護、国家海洋権益の維持などを実施するにあたり、重要な戦略意義を持っている。

「計画」のなかで、内水と領海、排他的経済水域と大陸棚及び他の管轄海域など、それぞれの特徴と資源環境、開発能力、発展潜在力に合わせ、合理的な海域主体機能を定めている。そして、科学的な計画に沿って海洋開発を行い、開発内容を調整、改善し、開発秩序を規範化させ、開発の能力と効率を高め、海洋開発モデルを循環利用型に転換させるよう促し、持続開発可能な開発を実現させ、陸海間の協調と調和がとれた人と海の関係及び海洋空間開発の局面を構築することを定めている。

「全国海洋主体機能区計画」の主な構成は以下の通りである¹¹。

一 計画背景について

1 海洋自然状況

・自然地理 ・自然資源 ・自然環境 ・エコシステム

2 問題と挑戦

・粗雑な開発方式 ・開発の不均衡 ・環境汚染問題の突出 ・深刻なエコシステムの被害
・資源供給が直面する挑戦

¹¹ 「全国海洋主体機能区計画」の全文翻訳は、本報告書巻末の参考資料編を参照されたい。

二 全体に対する要求について

1 基本原則

陸海に対して統括的に計画を立てる。

自然を尊重する。

構造を最適化する。

集約的に開発する。

2 機能区分

海洋空間を4種類の区域に分ける。

最適化開発区域、重点開発区域、限定開発区域、開発禁止区域

3 主要目標

2020年までに主体機能区の分布を作り上げる。

海洋空間利用の構成が明確で合理的であること

海洋空間利用の効率を上げること

海洋の持続可能な発展力を高めること

三 内水と領海の主体機能区について

我が国の内水と領海の面積は、38万 km^2 がある。海洋開発を行う核心区域である。陸海と人口と環境が協調的に発展するための重要区域である。

1 最適化開発区域

範囲：渤海湾、長江口及び両翼、珠江口及び両翼、北部湾、海峡西部及び遼東半島、山東半島、蘇北、海南島付近の海域

2 重点開発区域

範囲：都市建設用海区、港と臨港産業用海区、海洋工程と資源開発区

3 制限開発区域

範囲：海洋漁業保障区、海洋特別保護区と海島及びその周辺海域

4 禁止開発区域

範囲：各レベルと各種類の海洋自然保護区、領海基点が所在する島嶼等

四 排他的経済水域と大陸棚及びその他の管轄海域主体機能区

我が国の排他的経済水域と大陸棚及びその他の管轄海域を重点開発区域と制限開発区域に区分する。

1 重点開発区域

範囲：資源探査開発区、重点辺境島礁及び周辺海域

2 制限開発区域

範囲：重点開発区域以外の海域

五 保障措置

1 政策保障

(1) 財政政策

海域・海島の復元、保護、管理に対して、財政投入を拡大し、資金の使用に対し、厳格な監督・監査を実施する。

(2) 投資政策

海洋モニタリング、海洋観測などの能力構築を強化し、海洋の立体観測能力を高める。

(3) 産業政策

高エネルギー消費、高汚染のプロジェクトの建設を厳格に規制し、低水準のプロジェクト建設の重複を避け、臨海産業の合理的な配置を促進する。

(4) 海域政策

海洋主体機能区の機能に基づき、海域管理の政策及び措置を整備する。

(5) 環境政策

海洋環境の質の改善と海洋生態系サービスの機能向上を目標とし、分類管理を実施する。

2 計画の実施と評価

沿海における各省レベルの人民政府が、計画の実施に責任をもって取り組み、省レベルの海洋主体機能区計画を策定し、法に基づき、環境影響の評価を計画し、沿海における各市・県レベルの人民政府に対する指導と協調を強化する。

IV. 海底地形の命名

2015年10月9日に、中国国家海洋局が新しく命名した124箇所の国際海底地形名を公表した。その中、101箇所は太平洋、15箇所はインド洋、8箇所は大西洋に位置する。その後、中国は、10月12日にブラジルで開催されて第28回海底地形名小委員会(SCUFN: Committee on Undersea Feature Names)において、20の海底地形名を提案し、結果として13件が登録された。その中、12箇所は太平洋、1箇所はインド洋に位置する。

中国は、5年連続でSCUFNに対して、海底地形名の提案を提出している。今回の会議を経て、中国の提案によって登録された海底地形名は56件にのぼる。

13箇所の地形名と地理情報については、以下の通りである。

	海底地形名	経緯度	位置
1	磨肱海山 (Huigong Seamount)	18°14.0' N , 179°26.8' W	中部太平洋
2	阿池海脊 (Echi Ridge)	18°40.28' N , 178°58.0' W	中部太平洋
3	張炳熹海嶺 (Zhangbingxi Ridge)	09°39.93' N , 151°45.0' W	東太平洋
4	鄭庭芳海山群 (Zhengtingfang Seamounts)	09°07.4' N , 154°20.3' W 09°06.5' N , 154°13.7' W 09°00.8' N , 154°23.5' W 08°58.8' N , 154°20.3' W 08°51.4' N , 154°14.2' W 09°00.5' N , 154°04.1' W	東太平洋
5	玊珍海丘群 (Gongzhen Knolls)	10°33.1' N , 154°27.6' W 10°31.1' N , 154°32.9' W 10°29.7' N , 154°28.2' W 10°29.3' N , 154°32.9' W 10°28.9' N , 154°25.4' W 10°27.6' N , 154°30.8' W	東太平洋
6	蘇洵海丘 (Suxun Knoll)	08°10.4' N , 146°43.2' W	東太平洋
7	蘇轍海丘 (Suzhe Knoll)	08°12.2' N , 146°30.5' W	東太平洋
8	蘇軾海丘 (Sushi Knoll)	08°12.6' N , 146°38.7' W	東太平洋
9	達奚通海丘 (Daxitong Knoll)	10°04.5' N , 154°42.8' W	東太平洋
10	蔦蘿海山 (Niaoluo Hills)	10°22.4' N , 151°56.0' W 10°20.5' N , 151° 56.9' W	東太平洋
11	静好海山 (Jinghao Seamount)	18°18.5' N , 123°16.6' E	西太平洋
12	天保海山 (Tianbao Seamount)	17°54.1' N , 123°17.2' E	西太平洋
13	陽阿海脊 (Yange Ridge)	28°00.0' S , 100°54.3' E	東インド洋

第 10 章 韓国における海洋政策の動向

2015 年の韓国の海洋政策を概観したところ、新たな方針を打ち出すような大きな変化がなく、これまでの政策方針を継続、発展することに注力したものとなっていた。主な政策動向としては、国を中心とした北極政策の動き、地方を中心とした沿岸管理制度の推進の動きのほか、セウォル号事故以降の船舶事故防止に関連するいくつかの取り組みが見られた。そこで本章では、韓国における「北極政策の推進」について詳しく報告する。

1. 「北極政策基本計画」に基づく政策の実行

韓国は 2013 年 7 月、「北極政策総合推進計画¹」を策定した。これは、同年 5 月に北極評議会のオブザーバー国となったことを契機に、「持続可能な北極の未来を開く極地先導国家」というビジョンの下、韓国が執る北極政策の目標と課題を示したものである。

更に 2013 年 12 月には、当該推進計画を具体化するための細部計画として、「北極政策基本計画」（2013～2017 年）を策定・公表し、北極政策を推し進めている²。北極政策基本計画は、7 つの省庁（海洋水産部、産業通商資源部、国土交通部、外交部、未来創造科学部、環境部、気象庁）と、韓国海洋科学技術院、韓国海洋水産開発院等の政府研究機関が参画し策定したものである。2013 年から 2017 年には、4 つの戦略課題を掲げ、これらの課題に取り組むことで北極政策を促進している。

【北極政策基本計画（2013～2017 年）4 つの戦略課題】

①国際協力の強化

- ・ 北極評議会の活動拡大
- ・ 北極関連の国際機構での活動強化
- ・ 民間分野の協力活性化
- ・ 北極大学（University of Arctic³）の加入等

②科学調査および研究活動の強化

- ・ 研究・活動基盤の拡充
- ・ 北極圏の研究情報の共有および融合研究の促進のために、産学研官連携の「韓国北極研究のコンソーシアム」を設立
- ・ 気候変化の研究強化

¹ 「北極政策総合推進計画」の詳細は、「平成 25 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究各国および国際社会の海洋政策の動向報告書」を参照。

https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2014_03_08.pdf

² 「北極政策総合推進計画」の原文は

<http://www.mof.go.kr/article/view.do?menuKey=376&boardKey=10&articleKey=1250>、北極政策基本計画の原文は <http://www.mof.go.kr/article/view.do?menuKey=386&boardKey=22&articleKey=4638> を参照（最終閲覧日はいずれも 2016 年 3 月 13 日）。

³ 2001 年北極評議会が設立した北極圏のネットワーク大学。130 の教育・研究機関が参画している。

- ・北極圏の空間情報システムを構築

③北極ビジネスの開発・推進

- ・北極航路の開拓等、海運港湾分野を支援
- ・資源開発協業および造船・海洋プラント技術の開発
- ・極地運航船舶の建造・航行技術の開発（Polar Code と連携）
- ・水産資源の協力-北東大西洋漁業委員会(NEAFC) 等の加入検討、産学研共同の北極海の水産資源調査の基本計画策定等

④制度基盤の整備

- ・極地政策の根拠法律となる「極地活動の振興法案」制定推進（2013 年）および細部法令の制定（2014 年～）
- ・極地情報システムの構築

2015 年 4 月に開催された、対外経済長官会議⁴では、北極政策基本計画の過去 1 年間の成果報告と、2015 年度の具体的な実施計画が発表された⁵。戦略課題別に見た 2015 年度の主な計画は以下のとおりである。

（国際協力の強化）

- ・北極圏沿岸国であるノルウェーやロシアと行なってきた国家間協議を定例化するとともに、アイスランドが主催する北極サークルにおいてサイドイベント「韓国の夜」を開催するなど、北極評議会の場のみならず、北極評議会加盟国との個別の協力関係を築く。
- ・北極海沿岸国の水産資源情報を共有するなどのための国際会議を開催し、水産資源管理などの分野でも今後積極的に貢献する。

（北極ビジネスの開発推進）

- ・特殊船や資源開発の資機材の供給、北極海を経由する船舶の韓国港湾への誘致など、韓国が競争力を持つ分野に重点を置いて取り組む。
- ・ビジネス環境の構築に積極的に取り組む。
- ・韓国国内企業の北極海における商業運航を促進するため、天然ガス開発事業の拡大が見込まれるヤマル半島での資源開発プロジェクトと連携する。
- ・ガスプラントでの需要を見越し、韓国が得意とするプラント資機材を積極的に供給するための体制構築を検討する。

⁴ 未来創造科学部、外交部、産業通商資源部、環境部、国土交通部、海洋水産部、気象庁の長官が参加する会議

⁵ 北極政策の具体的な施行計画は年度毎に決められており、前述の対外経済長官会議へ出席する関係部庁が合同で策定する。

・2014年1月に締結された「韓露港湾近代化と開発に関する覚書（MOU）」を足がかりに極東地域へ進出を希望する企業に向けて、政府レベルでの支援を行う。

（制度基盤の整備）

・2017年に発効する国際海事機関（IMO）の「極海域運航船舶の安全基準（Polar Code）」に備え、韓国国内での「極地運航船舶の安全基準」を設定し、2018年までに北極海における航海安全システムの開発を進める。

2015年度は、北極の資源開発や北極海の商業航行の促進や港湾利用の誘致などといったビジネス面に注力するとともに、これまで同様、北極圏諸国との協力基盤の構築や外交政策にも取り組む方針である。

2. 官民による北極政策の推進

（1）韓国籍船社による北極海航路の商業運行

北極政策の取り組みの一環として、CJ大韓通運は2015年7月、北極海航路を活用して、アラブ首長国連邦ムサファ（Mussafah）から、ロシア・ヤマル半島まで、オイル・ガスオフショアターミナルの建設のための荷役機器（4,000トン）を運ぶ約16,700kmの商業運航を実施した。使用船舶は、CJ大韓通運所有の韓国籍船（総トン数14,462トン）で、海洋水産部の「北極運航人材養成教育（Lloyd Register 認証取得）」を履修した海技士が乗船した。

韓国政府は、2013年9月にヒュンダイ・グロービスが北極航路の試験航海に成功した後、韓国企業の北極海航路の利用を活性化するための努力を続けており、極地運航を担える人材養成と北極海航路運航におけるインセンティブの付与のほか、船主・荷主が参加する北極海活用支援協議会の設立、ノルウェーなど北極海沿岸国との海運協力会議の開催を介した国内外の協力ネットワークなどにも力を入れている。

（2）韓国北極研究コンソーシアム

韓国政府は、北極関連研究機関のネットワークを構築し、体系的に北極研究を実施する目的で、2015年9月、北極関連の国内の産・学・研究機関30団体が参加する「北極研究コンソーシアム」を設立し、事務局を極地研究所に設置した。

北極研究コンソーシアムは、北極政策基本計画に基づき活動し、韓国の北極研究の中長期的な方針を打ち出すためのサポート役になるとともに、関係機関における協力体制の基盤となり、産学研が融合した複合研究の需要を発掘する機能を担うことを目指している。

これまでの韓国における北極研究は、小規模で単発的なものが中心であり、連携体制の構築が課題となっていた。米国や、近隣の日本などとの体系的な北極研究を遂行する上でも、その窓口として今後の役割が期待されている。

(3) 北極圏諸国との海運分野での協力強化

① デンマークとの協力強化

韓国政府は、北欧の海運先進国であるデンマークと共同で、海運協力を強化する目的で、2015年5月13日に、第2回海運協力会議（於韓国）を開催した。今回の会議は、2012年に「両国間の海運協力覚書（MOU）」を締結後、2013年に第1回海運協力会議（於韓国）を開催したことに続くものとなった。この会議では、韓国のジョン・ギジョン海洋水産部海運物流局長とデンマークのノセト（Nord Seth）海事庁長が首席代表として参加し、北極海航路の活用、及び、クルーズ産業の育成、船舶ファイナンスなどについての議論がなされたほか、2015年5月が期限となっている当該海運協力覚書を2018年まで延長するための合意が交わされた。

② ロシアとの協力強化

韓国政府は、ロシア極東開発部と共同で、ウラジオストクにおいて「韓国・ロシア海運物流協力会議」を2015年9月16日に開催し、実質的な議論を行った。

韓国側からは、極東ロシアの通関手続きの簡素化や、極東港湾開発協議を確実なものとするための実務協議の場を設けることを提案した。また、ロシア側からは、ロシア政府が推進するウラジオストク自由港に対する韓国需要を向上させることへの協力要請のほか、北極海航路開発計画に基づき極東ロシアの港湾を活用することなどについて言及された。また、韓国政府は、当該協力会議に同行した韓国企業・団体の関係者らが極東ロシア地域を中心とした物流市場の発展に関するロシア企業との情報交換を行なうための「韓国・ロシア海運物流協力セミナー」を同時に開催した。

③ ノルウェー・フィンランドとの協力強化

韓国政府は、ノルウェー政府との間で、北極海航路を活用した海運物流分野での協力体制について議論し、未来志向の海運協力のパートナーシップの構築のため、2012年9月に、海運協力覚書（MOU）を締結している。また、2014年11月には、フィンランドとも、このようなMOUを締結しており、韓国は、北極政策基本計画の推進の取り組みの一環として、北極評議会加盟国であり北極航路運航のノウハウと高い造船技術を持つこれらの国々との関係強化を図っている。

第 2 部

国際社会における海洋問題への対応

第1章 島と海のネット（IO ネット）

1. IO ネット（第1回）総会

(1) 概要

日程：2015年5月25日（月）－26日（火）

会場：東京大学本郷キャンパス伊藤国際学術研究センター伊藤謝恩ホール

主催：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所

共催：豪州海洋資源・安全保障センター（ANCORS）、東京大学海洋アライアンス

協力：日本財団

【コアメンバー】

笹川平和財団海洋政策研究所

ANCORS

太平洋共同体地球科学部（SOPAC－SPC）

太平洋地域環境計画事務局（SPREP）

南太平洋大学（USP）

太平洋フォーラム事務局（PIFS）：今回欠席

(2) 参加者

【参加者数：190名（参加国政府関係者を含む）】

海外要人：キリバス大統領 アノテ・トン閣下、キリバス在日本大使館 テコア・イ
ウタ大使、バヌアツ国土省 ラルフ・レゲンバヌ大臣、トンガ 国土・自然資源省 ア
シペリ・パラキ CEO

【参加国数：21ヶ国】

太平洋島嶼国：

メラネシア（パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ）

ミクロネシア（キリバス、ミクロネシア連邦、パラオ、マーシャル諸島）

ポリネシア（サモア、トンガ、クック諸島、ツバル）

東チモール

国際側：日本、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、アメリカ合衆国、
カナダ、韓国

その他：南アフリカ

国際機関：生物多様性条約事務局 ジヒュン・リー環境問題担当官

ユネスコ・政府間海洋学委員会（IOC） 道田豊副議長

GEBCO 指導委員会 谷伸委員長

イコモス国際水中文化遺産委員会 岩淵聡文日本代表

国内参加者（概数）：有識者（7）、研究者（27）、企業（38）、NGO・NPO（29）、マスコミ（6）、個人（8）、官庁（12）、その他

(3) 「島と海のネット」 IO ネット第1回総会開催結果

平成27年5月25-26日、笹川平和財団海洋政策研究所（OPRI）は、オーストラリア国立海洋資源安全保障センター（ANCORS）および東京大学海洋アライアンスと共催で「島と海のネット（IO ネット）」第1回総会を東京大学伊藤国際学術センターにおいて開催した。この会議には海外からの招聘者27名を含む総勢190名が参加し、海外からはキリバスのアノテ・トン大統領をはじめ、重要な役職に就く方々の参加があり意見交換がなされた。

会議は、OPRIの寺島紘士所長、ANCORSのアリスター・マクイゴム教授および太平洋地域環境計画のデイビット・シェパード事務局長が共同議長を務め、2つのセッションと総括セッションの合計3つのセッションを実施した。

開会式では、冒頭に主催者で「島と海のネット」事務局のOPRIの寺島紘士所長が、この「島と海のネット」は、島と周辺海域のよりよい保全と管理の推進を目指す機関や個人が自発的に参加し、協力・協働して共同政策提言の実施に取り組む国際協働ネットワークであり、今回の総会ではそのための具体的な協働プロジェクトの立ち上げを目指して議論したい旨挨拶を兼ねて開催趣旨の説明を行った。また、共催者であるANCORS（スチュワート・ケイ所長・ビデオメッセージ）および東京大学海洋アライアンス（日比谷紀之機構長）からも、「島と海のネット」がいよいよ始動したことを歓迎し、島と周辺海域のよりよい保全と管理に向けてこれから積極的な役割を果たしていくことに対する期待が表明された。続いて、日本財団の笹川陽平会長が、基調講演を行い、人類の生存にかかわる危機が海洋において静かに、かつ、着々と進行しており、今や海洋の総合的な国際機関が必要な時期に来ていることを強調された。また、中根一幸外務大臣政務官およびキリバスのアノテ・トン大統領がそれぞれ来賓として挨拶をし、「島と海のネット」の立ち上げを歓迎して、今後の取組への期待を表明した。



図：（左：ご来賓挨拶＜アノテ・トン キリバス大統領＞、右：開会式後の記念撮影＜左から茅根創 東京大学大学院理学系研究科教授、アリスター・マクイゴム ANCORS 教授、寺島紘士 笹川平和財団海洋政策研究所長、アノテ・トン キリバス大統領、中根一幸 外務大臣政務官＞）

会議冒頭のセッション1では、「島と海のネット」の目的と活動方針という大枠が提示され、それまでにパートナーから寄せられたプロジェクト提案の概要が紹介された。具体的には、OPRIの寺島紘士所長を筆頭にOPRIのメンバーを中心に紹介を行った。

続いてセッション2では、具体的に共同政策提言の内容に沿って、「島の保全と管理」、「周辺海域の管理」および「気候変化・変動への対応」という3つの視点からの取組、さらにこれらに関する「能力構築・制度強化」という視点からの施策を順次取り上げ、太平洋島嶼国、日本および国際機関からの参加者が各々の議題について、小島嶼国が直面している課題やそれらに対して今後取り組むべき活動やプロジェクトの案について発表し、それらを基に実りある討議および意見交換を行うことができた。なお、「能力構築・制度強化」は、第1回総会の開催にあたり事前に各国へのアンケートを行った中で関心が高いことが明らかになったため、「島の保全と管理」、「周辺海域の管理」および「気候変化・変動への対応」の3つに加え、テーマとして取り上げたものである。セッション2の冒頭で、OPRIから島の管理戦略の策定の提案を行い、具体的には、島の分類を行ったうえでの管理戦略の策定ということで東京大学の茅根教授とオークランド大学のケンチ教授による島の分類が始まっていることなどを紹介した。また、OPRIの主要な研究テーマである沿岸域総合管理の手法を島の管理に応用するという提案もOPRIの古川主任研究員から行った。そのあとは、パラオのサンゴ礁センター所長から、海洋保護区や多くの海洋生物多様性を抱える海域の管理について重点的に考えていきたいという紹介があり、海洋だけではなくそれに接する森林や山を保全する国連プロジェクトとの連携について、メラネシアのNGOの代表から発表が行われた。また、生態系ベース管理という言葉で代表されていたが、ミクロネシア全体で、生態系に配慮しながら政策を考えていくという取組の紹介が、ネイチャー・コンサーバシーのカール顧問から行われた。

そして、再生可能エネルギーの推進に関する紹介として、サモアの関係者等から、2020年までに国全体を100%再生可能エネルギーに変える目標および太陽光パネルを使った取組がすでに行われていることの紹介があった。また、南太平洋大学のジョーハン教授やアイ・シー・ネット株式会社の寺島氏から、島嶼間交通の抱える問題点やその解決策の提案がなされた。



図 左：セッション2-1(1)「島の保全と管理—管理戦略の策定とその実施」の様子、右：セッション2-1(2)「島の保全と管理—サンゴ礁、マングローブ、生態系保全」の様子

さらに、廃棄物処理の発表も NGO の代表から行われた。境界の画定の問題については、谷氏から、漁業については宮原氏から報告がなされた。ANCORS のケンチントン教授からは、海洋保護区に関連する報告が、生物多様性条約のリー担当官からは、海洋生物多様性に関する発表がなされた。海洋鉱物資源については、タワケ氏や福島氏からの報告があった。気候変化については、レゲンヴァヌ大臣や道田教授から報告が行われた。能力構築と制度的枠組みについては、太平洋島嶼国の若者の代表らからの発表が行われた。

そして、総括セッションでは、「島と海のネット」の活動方針の下で具体的なプロジェクトとしてどのようなものが立ち上げられるかを議論し、今後の作業についての方向性を確認するとともに、今回の発表および議論を基にして各プロジェクトへの参画を希望するパートナーが各種のプロジェクト提案の具体化に努めることとし、ネットワーク事務局（OPRI が担当）は関連情報の収集・共有、プロジェクト候補リストの作成・回覧その他により、プロジェクト形成・実施の支援を行うことが確認された。具体的には、10 のプロジェクト案が示され、参画や提案を参加者に求めた。

「島と海のネット」は、2014 年にサモアで開催された SIDS2014 のサイドイベントにおいて設立宣言の採択がされ、国連の中でもマルチステークホルダーパートナーシップとして位置づけられ、レファレンスナンバーも取得し、公式な活動がスタートしている。2015 年にはコア会合を開き、どのような形で総会を開催するかという議論および「島と海のネット」の規約についての議論がなされ、同ネットが国際的な協働ネットワークであること、同ネットはパートナーによって構成され、パートナーがそれぞれ能力を出し合って、力を合わせて具体的なプロジェクトを立ち上げること、さらに、目的実現のために関連情報の収集・共有を行うこと、プロジェクトの形成・実施に関わる支援を行うこと、プロジェクトについてはプロジェクトのメンバーが自律的に運営すること、当面は OPRI（当時は OPRE）が事務局を務めることなどを確認した。そして、第 1 回総会にあたっては、第 7 回太平洋・島サミットの記念事業として位置づけられたうえで開催された。



図 総会 2 日目の集合写真

2. 関連する出張報告（キリバス・フィジー）

ーキリバスにおける島と周辺海域の保全と管理視察および同分野における太平洋地域協力に関するフィジー所在機関関係者との意見交換ー

(1) 目的

2015 年 5 月に立ち上げられた共同政策提言「島と周辺海域のより良い保全と管理に向けて」実現に向け自発的に協働して取組を進めるための国際的な協働ネットワークである「島と海のネット（IO ネット）」の下で、特に重視されている太平洋島嶼国を中心とした小島嶼開発途上国における島と周辺海域の保全と管理等の現状と将来的課題および連携の可能性を模索するために現地を視察し、関係者と意見交換を行う。また、フィジーにて、太平洋島嶼フォーラム事務局（PIFS）、太平洋共同体事務局（SPC）、南太平洋大学（USP）等の関係者と地域協力に関する意見交換を行う。

(2) 主な視察対象地：キリバス・タラワおよび北タラワ、フィジー・スバ

(3) 出張日程：2015 年 8 月 18 日（火）～8 月 26 日（水）

(4) 出張者：研究員 小林正典

(5) 視察結果

主な視察結果概要は以下の通り。尚、それぞれの官庁関係者との意見交換では、IO ネット成果報告および日本の離島の取組み例として、竹富町視察の概要を共有している。

1) キリバスにおける島嶼および周辺海域の保全と管理に向けた取り組みと課題

● 大統領府・外務省

キリバスはその他の小島嶼開発途上国と同様に、海面上昇や高潮および暴風といった気候変化・変動に起因する影響を非常に憂慮しており、環礁島であるが故に低地でそうした影響に非常に脆弱であることから、気候変化・変動の影響を低減させるとともに、対応力を強化させる取組を進めたいと考えている。2015 年 12 月にパリで開催される気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて野心的な目標を盛り込んだ国際合意の成立は不可避である。また今すぐにはないにしても、20-30 年の時間軸の中では深刻になることが想定されている海面上昇や洪水および高潮の被害から一部国内で居住が困難になる地域が生まれることも想定し、国内そして国外への移住計画も検討していかなければならない。気候変動に起因する難民として取り扱われるのは回避しなければならない。威厳のある移民として移住・移動が可能となるよう国内そして海外の諸国と制度整備を進めていく必要性を感じている。そうした意味で、2015 年 10 月には、気候変動に起因する移民に関する国際会議の開催を予定している。

IO ネットは小島嶼開発途上国の持続可能な開発を支援するに重要な枠組みを提示するもので、第1回総会での関係者の熱意に勇気づけられ今後の展開に期待している。IO ネット総会の成果は政府関係者と共有しており、具体的な方向性などについては関係者と意見交換をし、良い方向性が見出されることを期待した。その上で、具体的な案件について、今後連絡を取りたい。12月のCOP21にはトン大統領が出席予定で、現地では多忙となることが想定されているが、タイミングが合えば寺島 OPRI 所長とも挨拶できる機会があればと考えている。

- 環境・土地・農業開発省 (Ministry of Environment, Lands and Agricultural Development, MELAD)

環境・土地・農業開発省 (MELAD) は広範な職務を所管しており、おそらく IO ネットの下で協力を進めていく上では、キリバス政府の省庁の中でも最も適切な立場にあると考えられる。重要課題としては、キリバスの生物多様性保全国家戦略の実進を進めており、生物多様性保全に向けた啓発活動や土地および海域の所有・利用に関する慣行に合致した自然資源の利用と管理といった大局的な目的の下に多様なプログラムやプロジェクトが立案・実施されている。

国際的にはフェニックス諸島保護区が注目されており、ここはキリバスの排他的経済水域 (EEZ) の 11 パーセントを占め、手つかずの原自然が残る地域で、サンゴ礁や熱帯海洋生物多様性、鳥類等野生生物の宝庫となっている。しかしながら、移民や人口集中によりもたらされる生物資源の過剰な利用、都市化に伴う自然環境の破壊、伝統的知見の喪失や商業主義の広がりによる生活パターンの変更など、自然保護の障害となる要因が拡散しつつある。保護区の効果的管理を進める上での障害を克服し、自然保護を進めるために、調査や報告書のキリバス語への翻訳、啓蒙活動、規制の立案、地域住民との対話などを通じて法制度整備や社会連携の構築を進めている。

フェニックス諸島はほんの一例であるが、タラワ界限やその他の島も含め地域や分野を選定し、生物多様性保全と資源の持続的利用を進める取組は IO ネットの島と周辺海域の保全と持続的利用の推進に軌を一にするものと考えられる。

- 漁業・海洋資源開発省

キリバス政府は、漁業政策について「キリバス国家漁業政策 2013-2025」を発行し、その実施に向けて取組を強化している。キリバスの漁業分野の取組を規定するこの政策文書は、いわば 12 か年の行動計画であり、オーストラリア政府の経済・技術支援を受けて策定されている。内容としては、人口変動と食糧安全保障、収入・雇用の確保と開発、許認可と法制度履行確保、ガバナンスと制度整備、気候変動適応、ジェンダーと社会開発といった課題を詳述している。海洋資源のモニタリングと評価、漁船登録、地域別漁業管理、漁獲効率向上、免許制度と輸出税の見直し、沿岸漁業の社会経済分析、重要魚種の漁業管理計画の策定、漁業法の見直し、毒素発生域の地図化、行政組織の強化、共同事業体の組織作り、沖合・遠洋漁業計画の策定、漁業監視員の研修など多様な

取組課題を規定している。

こうした取組を実施していくことは、自国の予算だけでは賄いきれず、日本の団体を含め、多様な団体との連携に非常に高い関心を有している。

- 公共事業省

橋梁・島嶼間連絡橋（Causeway）は環礁島故、高潮等により侵食があり、その補強において JICA を始め、日本の企業に支援してもらっている。現在は世銀とオーストラリアが共同で実施している橋梁整備事業が進行している他、JICA の委託を受けて日本のコンサルが実施している。

太陽光など再生可能なエネルギーの活用や海水の淡水化装置など、関心のある分野は多様にあり、どのような協力関係が見込みがありうるのか、そのあたりを具体的に示してもらえれば、具体的な案件形成が可能であると考えられる。

- 労働・人材育成省

キリバスにおける雇用・就労機会の拡大は重要な課題であり、そうした分野は漁業や土木といった分野だけではなく、IT など幅広い。特に若者に就労に役立つ技能を身につけてもらうことは課題で、そうした分野で何か具体的な協力関係が持てるのであれば是非前向きに検討したいと考えている。

- 通信・運輸・観光省

キリバスは遠方にあることもあり、観光客の招致は成功しているとも言えず、また、厳しい条件にあると考えられる。UNESCO 世界遺産に指定されているフェニックス諸島は首都タラワから直接出向けないこともあり、また、保全に力点が置かれていることもあり観光業の推進という意味ではそれほど成果があるとは考えられていない。

島自体も広範に分布しており、利用人口も限られえていることから、島嶼間交通の改善に関心はあるものの、現実的には様々な課題があり、改善させるに充足させなければならない条件は多様である。

2) 北タラワ視察

首都があるタラワの北東に島が点在し、こちらは島が必ずしも連結していないこともあり、閑散とした村・集落が点在している。小道で繋がれる集落では、人々は簡素な建屋に暮らしている。砂浜が広がっている海岸の侵食が指摘されている他、集落形成の過程で植生の変更・減少が見られる。沿岸域の植生再生は海岸侵食の防止や再生、気候変化・変動への適応や対応力を強化する上で重視されており、そうした取組の提言が太平洋地域環境プログラム事務局（SPREP）、オーストラリア開発援助庁などからなされている。

観光面では、昔ながらの生活を体験できるということもあり、そうした趣向をもつ観光客には人気がある。アメリカの青年海外協力隊であるピースコー（Peace Corps）のプログラムでホームステイのプログラムが開発されている。そこでは、訪問者に現地の人たちの生活を体験してもらい、現地の文化や自然を学んでもらうことに力点を置いてい

る。

北タラワのサンタフォスティナ・ホームステイ（SantaFaustina Homestay）は民家滞在型の宿舎で、2-3 組、若干名の滞在が可能となっている。来訪者には、キリバスの風習に従った歓迎の儀式を披露するほか、雨水集積や家庭菜園、ヤシの植栽の拡大を通じた敷地の土壌流出防止、ココナツ樹液（トディー、Toddy）の採取と煮詰めてシロップとする利用法、石をならべての罌を作る魚用など、様々な取組を見聞き体験することができる。バンガローは波打ち際から数メートルのところで、夜通し波のせせらぎが聞こえる。気候変化・変動への適応、植生再生、生計改善などに資する国際協力プロジェクトへの地元の関心は高いとの話があった。

3) フィジー国際機関協議

フィジーには、太平洋諸島フォーラム事務局（PIFS）、太平洋共同体事務局（SPC）、南太平洋大学（USP）など、IO ネット第 1 回総会に参加し、その後の IO ネットの活動に関する協議に関わっている国際・地域機関があることから、その関係者と意見交換を行った。

PIFS は 2015 年 5 月 25-27 日にフィジー・スバにて太平洋海洋連合（“Pacific Ocean Alliance”）の立上げ会合を開催している。その後、関係国や団体に太平洋地域主義枠組み（“Framework for Pacific Regionalism”）と題するプログラムの下で実施を模索するプロジェクト案の公募を行った。6 月末の時点で、68 件のプロジェクト案の提出があった。通信、医療、投資など幅広いプロジェクトが提案される中で、キリバス政府は気候変動関連のプロジェクト案を提示している。ただ、その内容は、気候変動適応といった一般的な内容に留まっている。気候変動に関しては、SPC、PIFS、USP および太平洋地域環境プログラム事務局（SPREP）が国連開発計画（UNDP）等の機関と共に提案している「太平洋における気候・自然災害対応力強化イニシアチブ」が提案されている。太平洋島嶼国が暴風雨やサイクロンなどにより多大な被害を受け、経済的損失が大きく総合的な対応力を構築する必要性を強調している。しかしながら、いかなる活動を提案するのかについては具体的に提案されていない。2016 年 8 月の時点で、68 件のプロジェクト案のうち実施に必要な資金源の確保ができておらず、IO ネットとの連携により相互に関心ある分野での協力に関心が示された。

SPC は深海底地下資源探査と海洋環境保全のための人材育成や政策整備について、日本の海洋政策研究機構（JAMSTEC）と連携を進めている。この他、SPC 自体は生態系や沿岸域保全など幅広い活動を進めており、特定の国や地域を対象にしたプロジェクト、あるいは、太平洋地域あるいは小地域を対象にした研修・人材育成の実施といった分野で IO ネットの下、OPRI との連携の可能性に関心があるとの話があった。

USP は研究・人材育成など、IO ネットの下で提案されている活動について幅広い対応が可能との話があった。特に、日本やオーストラリア、ニュージーランドなど小島嶼国

以外の学生や教員と USP を始め太平洋島嶼国の若者と座学と屋外演習を含む短期集中リーダー育成研修などの案は多国間での人材育成を協働で進める取組を試行する意味はあり、是非、実現可能性について協議を進めたいと考えるとの話があった。

この他、フィジー大学には応用科学研究所があり、そこでも研修の受け皿となりうることや、企画・運営について協力することは可能との話があった。オーストラリア国家海洋資源安全保障センター（ANCORS）、オークランド大学からも連携・協力の意向が示されている。

4) 今後の活動に向けた視座

IO ネット第1回総会参加者との協議の中で、今後の具体的活動案としてあげられているのが、島の戦略的管理や総合的沿岸域管理ならびに気候変化・変動や自然災害への対応力向上などを視野にいたした戦略や計画、取組に関するパイロット研修を南太平洋大学、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）、太平洋共同体事務局（SPC）、オーストラリア国家海洋資源安全保障センター（ANCORS）、オークランド大学等と連携し、実施することが提案されている。2-3日程度の期間に太平洋小島嶼開発途上国の国々の政府やNGO等の関係者を対象とするもので、対象とする国については時期や規模などを踏まえ、検討が求められている。フィジー大学の応用化学研究所（IAS）も連携・協力の意向を示している。また、昨年12月には、第70回国連総会決議（A/RES/70/226）にて、持続可能な開発目標14「持続可能な開発のための海洋、海、海洋資源の保全と持続的利用」の実施を推進するためのハイレベル国連会議を2017年6月5～9日にフィジーにてフィジー政府とスウェーデン政府共催で開催することが決定されている。開発目標14には、小島嶼開発途上国支援の要素も含まれており、太平洋でこうした世界的に注目されている国際会議が開催されることを考えれば、太平洋地域において島と周辺海域の保全と持続的管理に向けた取り組み強化と国際的連携の機運を高める意義は高い。2016年に関連する試験的研修や人材育成を企画し、2017年の会議やその後の活動つなげることを模索していくことは重要と考えられる。

この他、そうした島や沿岸域の管理や対応力強化の国家戦略の策定の可能性を調査することも意義深い。キリバスがその候補として検討されてきているが、ミクロネシア地域だけではなく、メラネシアやポリネシアなども含め、候補となりうる小島嶼開発途上国を関係政府や機関と協議の上模索していくことが肝要だと考えられる。

第2章 第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）

2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書に代わる気候変動対策の国際枠組みを定めた画期的な「パリ協定」が採択された。政府関係者、国際機関、非政府組織（NGO²）、メディア等から約3万6000人が参加した史上最大規模の締約国会議となり、初日には約150か国もの首脳らが気候変動問題への取り組みを表明し、最終的に法的拘束力を持つ協定の合意に至った。同協定の主たる合意事項は、（1）世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、（2）締約国は、気候変動への世界的な対応への「自国が決定する貢献」（以下、INDCs³）に関し野心的な取組を実施し提出すること、（3）主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告しレビューを受けること、等である。

COP21会場では約40の海洋関係のイベントが開催された。その中で、2015年12月4日には、RIO+20等の国連持続可能な開発会議や気候変動枠組条約締約国会議、生物多様性条約締約国会議等の国際会議において継続的に海洋の問題を提起してきたグローバル・オーシャン・フォーラム（GOF⁴）を中心に、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC-UNESCO⁵）、国連環境計画（UNEP⁶）、笹川平和財団海洋政策研究所等の主催で、政策提言イベント「オーシャンズ・デイ」が開催された。

笹川平和財団海洋政策研究所（OPRI）が、COP21において主催・参加したイベントは、「オーシャンズ・デイ」を含む下記の通りである。

1. 海洋イベント：海洋と気候に関わる戦略的計画の策定にむけて（Ocean Event, Toward a Strategic Plan on Oceans and Climate: Beyond COP 21）

（1）概要 日程：2015年12月3日（木）11:30～12:45

会場：ル・ブルジェ、リオ・コンベンション・パビリオン

主催：国際沿岸海洋機関（グローバル・オーシャン・フォーラム）

参加者：一般参加者約50名。海洋政策研究所からは、寺島紘士所長、ジョン・ドーラン研究員、前川美湖主任研究員、小林正典研究員の4名が参加。

（2）報告概要

広く一般参加者にむけて、海洋と気候に関わる問題を提起し、「海洋と気候に関わる政

¹ Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)

² non-governmental organization

³ Intended Nationally Determined Contributions

⁴ Global Ocean Forum

⁵ The Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO

⁶ The United Nations Environment Programme

策提言書の骨子」(案)について発表し、会場との活発な意見交換を行った。グローバル・オーシャン・フォーラムやユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC-UNESCO) 等の登壇者らとともに、海洋政策研究所 寺島紘士所長も発表し、特に、海洋と気候に関わる緩和・適応策を実施するためのキャパシティ・デベロップメント (能力開発) の重要性について指摘した。



図1 イベント「海洋と気候に関わる戦略的計画の策定にむけて」の登壇者

2. 政策提言イベント「オーシャンズ・デイ@COP21」(Oceans Day at UNFCCC COP21)

(1) 概要 日程：2015年12月4日(金) 11:00～18:30

会 場：ル・ブルジェ、リオ・コンベンション・パビリオン

主 催：グローバル・オーシャン・フォーラム (GOF)、ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC-UNESCO)、国連環境計画 (UNEP)、笹川平和財団海洋政策研究所、デラウェア大学、海洋・気候プラットフォーム (仏)

参加者：政府、地方公共団体、国際機関、地域機関、研究界、ビジネス界、ユースなどの幅広い関係者が参加 (約 400 名程度)。海洋政策研究所からは、寺島紘士所長、ジョン・ドーラン研究員、前川美湖主任研究員、小林正典研究員の 4 名が参加。

(2) 報告概要

「オーシャンズ・デイ」では、今後 5 年間にわたる海洋と気候に関わる緩和・適応策、財政支援、能力開発・教育・科学的モニタリングに関する戦略的行動計画を示した「海洋と気候に関わる政策提言書」が取りまとめられた。オーシャンズ・デイにて提示された「海洋と気候に関わる政策提言書」の実施方法については引き続き関係者らと協議予定である。

寺島所長は、「キャパシティ・デベロップメント (能力開発)」のパネル冒頭に発表し、海洋と気候の密接な関連性を十分に認識し、気候変動の緩和、適応、モニタリングや科学的調査などを効果的に実施するために、特に小島嶼開発途上国を含めた途上国の能力強化に向けた国際協力を推進すること、さらに地域、国、個人レベルの取組みやマルチステークホルダーを交えた取組みの重要性などを強調した。



図2 オーシャンズ・デいの登壇者（左から、パラオ・レメンゲサウ大統領、モナコ・アルベール2世公、仏・ロワイヤル・エコロジー持続可能開発エネルギー大臣）



図3 左：海洋政策研究所 寺島紘士所長、右：左から、レメンゲサウ大統領、小池百合子衆議院議員、海洋政策研究所 寺島紘士所長

3. サイドイベント「UNFCCC COP 21 の協定に海洋・沿岸域を盛り込むことの重要性」(The Importance of Addressing Oceans and Coasts in an Ambitious Agreement at the UNFCCC COP 21)

(1) 概要

日程：2015年12月7日（月）16:45～18:15

会場：ル・ブルジェ、会議センター（ブルー・ゾーン＜公式参加者のみ入場可＞）

主催：国際沿岸海洋機関（グローバル・オーシャン・フォーラム）、南アフリカ政府、世界海洋ネットワーク（World Ocean Network）

参加者：政府、地方公共団体、国際機関、地域機関、研究界、ビジネス界、ユースなどの幅広い関係者が参加（約100名程度）。当財団海洋政策研究所からは、寺島紘士所長、前川美湖主任研究員の2名が参加。

(2) 報告概要

議長：アンガス・フライデー閣下（在米グレナダ大使）

2015年12月4日に開催された「オーシャンズ・デイ」でとりまとめられた提言内

を、COP21 公式参加者に向けて報告した。グローバル・オーシャン・フォーラムのピリアナ・シシン・セイン代表が関係者を代表して、以下の政策提言を発表した。

- ① 沿岸域、島のコミュニティ、海洋生態系、海洋化学への壊滅的な影響を回避し、温暖化を 2℃以内に喰い止めるために、CO₂削減の厳格な合意を採択する。
- ② 「パリ協定」文書中に、「海洋」の文言を挿入し適切に位置づける。
- ③ 海洋を用いた緩和措置の更なる開発と適用を進める。
- ④ 沿岸・海洋生態系および人間居住に関わる脆弱性を低めるために、国、地域および現地レベルで、沿岸および海洋の総合的管理を担う機関を通して生態系を利用した適応戦略を実施するとともに、沿岸および島のコミュニティの管理能力、準備、回復力、および適応能力を構築する。
- ⑤ 気候変動の結果、沿岸と島に住む人々が住む場所を失うことに関連する問題に対処するための措置を開発・支援する。これには、気候起因の難民および移民に関わる法的な定義、権利および手続きという観点から国際法を改善し、資金的措置の仕組みを構築し、実施することが必要である。
- ⑥ 海洋および沿岸地域／住民に関連する適応および緩和の取り組みを支援するために、十分な資金的措置を講じる。
- ⑦ キャパシティ・デベロップメントをより強力に推進する。
- ⑧ 地球規模の海洋観測、研究、および関連の能力開発の前進を強化する。
- ⑨ 国民へのアウトリーチおよび教育の取り組みを広げる。

海洋政策研究所 寺島紘士所長も、他 7 名のパネリストらとともに登壇した。寺島所長は、キャパシティ・デベロップメント（能力開発）に関して報告し、気候変動の緩和、適応、モニタリングや科学的調査などを効果的に実施するために、特に小島嶼開発途上国を含めた途上国の能力強化に向けた国際協力を推進すること、さらに地域、国、個人レベルの取り組みやマルチステークホルダーを交えた取り組みの重要性などについて強調した。



図 4 「オーシャンズ・デイ」でとりまとめられた提言が、COP21 公式参加者に向けて報告された

第3章 東アジア海洋会議 2015 (EAS Congress 2015)

1. 東アジア海洋会議の概要

東アジア海洋会議は、東アジア海域における環境管理と持続可能な開発を促進するため、日本・中国・韓国を含む各国政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者間の連携・協力により、同地域での沿岸域総合管理を推進することを目的としている。

2003年に、東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) が参加各国に呼びかけ、マレーシアのプトラジャヤにおいて、第1回東アジア海洋会議 2003 (The East Asian Seas : EASCongress 2003) が開催され、その後も3年に1度、PEMSEA が中心となって開催されてきた。これまで、2006年に中国海口市、2009年にフィリピン・マニラ、2012年に韓国・チャンウォン市で開催され、第5回目の今回は、ベトナム・ダナン市での開催となった。

(1) 会議概要

東アジア海域における沿岸及び海洋のガバナンス、沿岸域総合管理の拡大、東アジア海域における気候変動及び災害のリスク管理等の9つのテーマに関するワークショップ、各国代表による意見交換が行われた。我が国からは、国土交通省の大脇技術総括審議官より、「東京湾再生プロジェクト」や、地方創生に繋がる各地の沿岸域の管理に関する施策等について紹介及び、我が国で先進的な取組みを進めている志摩市の取組みについての紹介がなされた。

今回の EAS Congress2015 は、「Global Targets Local Benefits」というスローガンの下に、2015年以降の東アジア海域の持続可能な開発アジェンダの設定を目指して開催された。

(2) 会議開催地：ベトナム・ダナン市

(3) 会議日程：2015年11月16日（月）～21日（土）

(4) 参加国・参加者：

カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナムの各国代表のほか、地方政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者を含め、役800人の参加があった。

(5) 会議の結果：

各国が最近の状況等についてそれぞれ発言するとともに、SDS-SEAの改定 (Updated) 及びポスト2015戦略目標 (Post 2015 Targets) について審議し、最後に、PEMSEAのポスト2015戦略目標とSDS-SEA 2015を承認するダナン合意書 (Da Nang Compact) を採択され、各国代表による署名がなされた。

国際会議では、連日冒頭に総会が開かれ、基調講演とパネルディスカッションが行われ、終了後には3つのセッションに分かれてワークショップが開催され、当研究所は、海洋ガバナンスおよび沿岸域総合管理に関する2つのワークショップを開催し、参加者から高い評価を受けた。

20日に開催された閣僚級会合の昼食会においては、PEMSEAに参加する11か国の地方自治体を代表して、当研究所がこれまで支援してきた三重県志摩市の大口秀和市長より、「新しい里海創生によるまちづくり」の取り組みについての報告がなされた。また、「未来の沿岸都市」をテーマにしたワークショップでは、当研究所がこれまで支援してきた福井県小浜市の松崎晃治市長が「未来を見据えた小浜市海のまちづくり」について報告がなされた。

笹川平和財団海洋政策研究所では、沿岸域総合管理に意欲を持つ地方自治体・地域の取組みをさまざまな側面から支援してきており、今回、会場内に笹川平和財団海洋政策研究所ブースを設け、三重県志摩市、福井県小浜市、岡山県備前市などにおける取組みのポスター・映像紹介など行った。



松崎晃治小浜市長の報告の様子

(6) 海洋政策研究所共催のワークショップの概要

11月17日（火）～20日（金）には、各国政府や地方政府、国際機関、国際団体・NGO、学者・研究者、経済界、NPO、ユースなどが参加する国際会議（International Conference）、ポスターセッションが実施された。当財団が発表したセッション及びそこでの議論の概要は以下のとおり。

① セッション1

テーマ：東アジア海洋における沿岸・海洋ガバナンス - 国から地域へ（Coastal and Ocean Governance in the Seas of East Asia: from Nation to Region）Part 2: 東アジア海洋における海洋政策の発展 -各国のケーススタディ-（Development of ocean policies in the Seas of East Asia - Case studies of selected countries）

日時：2015年11月19日（木）10：30～16：00

場所：Furama Ballroom 1

主催：海洋政策研究所(OPRI)、OPINEAR、PEMSEA の共同開催

共同議長：寺島紘士 OPRI- SPF 所長、Dr. Chua Thia-Eng PEMSEA 名誉議長

a) 基調講演：寺島紘士（OPRI 所長）

【タイトル】国連海洋法条約、the Future We Want、そして SDGs の枠組み下での国家、ローカルレベルの海洋ガバナンスの発展 (Development of Ocean Governance at the National and Local Level under the Framework of UNCLOS, the Future We Want and SDGs)



基調講演：OPRI 寺島紘士所長

b) パネルディスカッション 1

各国の海洋政策に関するケーススタディ (Case studies of ocean policy development in selected countries)

【司会】寺島紘士 (OPRI 所長)、Dr. Chua Thia-Eng, (PEMSEA 名誉議長)

【パネリスト】

- 三浦大輔 (国土交通省海洋政策課専門官)
- Cheong Wei Min Denise (シンガポール国立大学)
- Liu Yan (中国国家海洋局)
- Pham Thi Gam (ベトナム政策法制局)
- Pinsak Suraswadi 博士 (タイ資源環境部)
- Cheryl Rita Kaur (マレーシア海洋研究所)
- Jiyeon Choi (韓国海洋水産開発院)
- Rodolfo Ferdinand Quicho (フィリピン)

【概要】

2012 年の EAS Congress 2012 以降、東アジア地域の国家で行われた海洋政策の発展と OPINEAR (東アジア海洋政策研究機関ネットワーク) の将来の活動に関する議論が行われた。



共同議長：OPRI 寺島紘士所長・Chua Thia-Eng,博士

c) パネルディスカッション 2

国家海洋政策の発展と効果 (Development and impact of national ocean policies)

【司会】寺島紘士 (OPRI 所長)

【パネリスト】

- 古川恵太 (OPRI) 海洋研究調査部長
- 三浦大輔 (国土交通省海洋政策課専門官)
- Cheong Wei Min Denise (シンガポール国立大学)
- Liu Yan (中国国家海洋局)
- Pham Thi Gam (ベトナム政策法制局)
- Pinsak Suraswadi 博士 (タイ資源環境部)
- Cheryl Rita Kaur (マレーシア海洋研究所)
- Jiyeon Choi (韓国海洋水産開発院)
- Rodolfo Ferdinand Quicho (フィリピン)

【概要】

各国の海洋政策の実施経験に基づき、次のような論点に対する議論が行われた。

- 1) 国家海洋政策の実施に起因する利益と課題は何なのか。
- 2) 域内諸国の地域協力を改善する方法 (事例)
- 3) 地域協力が各国の政策を改善する方法 (事例)
- 4) 東アジア海洋の持続可能な発展を促進および強化するためにはどのような手順が求められるのか。



パネルディスカッションの様子

② セッション2

テーマ：沿岸域総合管理の拡大、地方、国、地域における革新的取組みと成果（Scaling up ICM: Innovations and Impacts at Local, National, Regional Levels Part 1B: Good Practices, Innovation and Impacts in ICM Applications in Japan）

日時：2015年11月17日（火）11:30～17:00

場所：Non Nuoc 1 and 2, Furama Hotel

主催：海洋政策研究所(OPRI)、国際 EMECS センターの共同開催

共同議長：古川恵太（OPRI 海洋研究調査部長）、松田治（広島大学名誉教授）

a) 基調講演：來生 新（放送大学副学長）／代理発表：OPRI 古川恵太

【タイトル】日本における沿岸域総合管理の発展（ICM Development in Japan）

【概要】

日本における沿岸管理の歴史について法制度の発展過程を中心に概観し、沿岸域総合管理（ICM）の世界的な潮流について説明。引き続き、日本での ICM の発展と実施状況についての報告を行った。まず、1973 年に瀬戸内海環境保全特別措置法が施行され、海域と陸域の統合的管理の要素が含まれていたこと、そして、同法により日本での ICM 実施の先鞭がつけられたことを紹介。その後、2007 年の海洋基本法、2008 年の海洋基本計画を経て、2013 年の新たな海洋基本計画の策定により、「陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方



基調講演：來生 新（放送大学）／代理：古川恵太

を支援する」ことが明記された。具体的な ICM 適用例として、OPRI-SPF が支援している異なる状況や実施段階にある 5 つ ICM モデルサイトが紹介された。発表の結論として、日本のように沿岸域の管理の取組が既に成熟し、行政のしくみが高度に縦割り化された国では、ICM 成功の秘訣は、規模が「小さい方がより良い」効果を生み出しやすいということである。また、「里海」というコンセプトは沿岸域管理に人々の参加を促し、エコシステムサービスと強く結びついて、日本における ICM の実践に重要な役割を担っている。日本中で里海活動が増加しており、これと結び付けることが ICM の実践を成功へと導く。

b) 発表セッション 1：日本の沿岸域総合管理の進捗（ICM Development in Japan）

松田名誉教授によるセッションへの導入に引き続き、古川部長による海洋政策研究所が地方自治体とともにを行っている 5 カ所（志摩市・小浜市・備前市・宿毛湾・宮古市）での沿岸域総合管理研究調査事業について紹介。続いて、志摩市（浦中秀人課長補佐）「順応的管理による志摩市沿岸域総合管理：新しい里海推進基本計画の第 2 期目」、小浜市（御子柴北斗課長）「小浜市の挑戦：沿岸自治体発展のための未来会議」、備前市（田中丈裕里 海づくり研究会議事務局長）「瀬戸内海の再生：備前市沿岸域総合管理導入に向けた沿岸環境再生活動」、国際エメックスセンター（柳哲雄特別研究員、松田治広島大学名誉教授、日高健近畿大学教授）から「持続可能な沿岸海域管理法の創出」「持続可能な沿岸域を実現する多段階管理手法の仮説」「日本における里海活動の現状」について、それぞれの取組みが報告された。



共同議長 OPRI 古川、松田名誉教授



志摩市 浦中課長補佐



小浜市 御子柴課長



備前市 田中丈裕氏

- c) パネルディスカッション：日本における沿岸域総合管理の進展－地方レベルから国レベルへさまざまな沿岸域総合管理のタイプと段階 (Panel discussion: Development of ICM Implementation in Japan, From Local to National, Various Types of ICM and Stages)

【パネリスト】

- Representatives from PNLG (PNLG 代表者)
- Ms. Pham Thi Chin, Da Nang Agency of Seas and Islands, Viet Nam (ベトナム)
- Mr. Luis Awitan, Provincial Government Environment and Natural Resources Office(PG-ENRO), Batangas, Philippines (フィリピン)
- Ms. Sally Nay, ICM PMO, Sihanoukville, Cambodia (カンボジア)

【概要】

パネルディスカッションでは、計画やプログラムと調和させながら ICM プロセスに準じることの重要性、ICM 導入に関する能力向上と自信を醸成するための研修(例えば「実践の中で学ぶ」)、優先順位、民間も含むすべての部門が参加することの重要性とその適切な方法が強調された。まず、ICM が対象とする沿岸域の規模について多くの意見交換が行われた。特にコミュニティ・レベルでは、ローカルなニーズや状況に適した ICM を実施すべきであり、その際に留意すべきは地元の文化やライフスタイルを尊重し、その文脈の中で持続可能な開発や保全活動を進めるべきであり、利害関係者の話によく耳を傾けることの重要性が指摘された。また、ICM 実施における、漁業、農業、観光業など多様なセクター間の連携の可能性についても指摘された。さらに、生態系ベースで捉えるならば、陸域起源の汚染物質に対する対応も必要であり、市町村や県の境界を越えたさらに広域な管理が要求される。また、ICM に関わるアクターに目を向けると、昨今、利害関係者は多様化しており、特にビジネスセクターの関与や参加が重要である。さらに、市民に情報提供し関与や参加を促すことにより市民自身が政府を動かす原動力にもなり得る。最後に、ICM の拡大発展について、里海や ICM のコンセプトは有益であり、これらの考えをいかに実行に移すかが何よりも大切だという指摘がなされた。そのためには明瞭な業務運用手順が示される必要がある。本ワークショップのような国際・地域間の経験や教訓を共有する取組は極めて重要である。例えば、フィリピンでは 40 年の ICM の歴史があるが、1950 年代と比べて藻場は激減している。日本のアマモ場再生から学ぶ事は多い。持続可能な開発という概念をいかに実行に移すか、そのための経験の共有が重要である。

③ ポスターセッション

全体で15程度のブースに対して日本からはエメックスセンターと海洋政策研究所の2団体が参加した。海洋政策研究所のブースでは、日本の5つのモデルサイトの取組に関する紹介映像を繰り返し上映するとともに、映像を全て見なくても分かるよう、抜粋した映像の一部を静止画と文章で説明するポスターを展示した。閣僚クラスの訪問に加えて多数の参加者の訪問があるなど、日本におけるICMの取組への関心の高さを伺うことが出来た。



海洋政策研究所のブース（PEMSEA 議長への説明）の様子

2. 報告総括

International Conference 開催中の11月18日（水）には、東アジア海域パートナーシップ協議会の会合（Special East Asian Seas Partnership Council Meeting）が開催され、席上で寺島紘士 OPRI 所長より、「海洋政策研究財団は、笹川平和財団と4月に合併し、これからは笹川平和財団海洋政策研究所として、皆さんと協力してこれまで以上に積極的に海洋の総合管理と持続可能な開発に取り組んでいく、また、12月にパリで開催される気候変動枠組条約のCOP21では世界の海洋関係者と「Oceans Day」を開催して海洋のアジェンダの採択を働きかける」との表明がなされた。

11月20日（金）の午前中には、International Conference の閉会式が開催され、各セッションにおける結論および各セッションにおける議論を通じた提言に関する報告が行われ、次回開催国であるカンボジア代表へEAS Congress 旗が引き継がれた。

同日午後からは、東アジア11か国の代表が参加する会合（Ministerial Forum）が開催された。会合に先立ち、午餐会が開催され、地方政府や産業界、学术界の代表からの報告が行われた。地方政府による報告においては、大口秀和志摩市長が志摩市における沿岸域総合管理を基盤にした新たな里海創生によるまちづくりに関する報告を行った。続いて、会合が開催され、日本からは大脇崇国土交通省大臣官房技術総括審議官、大沼俊之国土交通省総合政策局海洋政策課長等が出席した。会合では、参加国における最近の状況等について

て、各代表がそれぞれ発言するとともに、SDS-SEA の改定 (Updated) およびポスト 2015 戦略目標 (Post 2015 Targets) に関する検討が行われ、PEMSEA におけるポスト 2015 戦略目標と SDS-SEA 2015 を承認するダナン合意書 (Da Nang Compact) を採択し、各国代表による署名が行われた。

EAS Congress 2015 においては、前述の会合以外にも、ICM 実施自治体のネットワークである PNLG による会合やユース・フォーラムなども行われ、大村議会議員連盟の方々による EAS Congress 2015 及び PNLG 会合の視察・参加なども実施された。また、最終日の 11 月 21 日には、沿岸域総合管理の地域活動を視察する視察 (Field Trip) も開催された。6 日間の会議には、合わせて 800 人を上回る人々が各国およびベトナム国内から参加し、今後の東アジアにおける海洋政策の将来を議論する非常に有意義な会議となった。



(PNLG 会合 PEMSEA Daily Bulletin より抜粋)

第4章 国家管轄権区域外の海洋生物多様性（BBNJ）第1回準備委員会予備会合

(1) 概要

日程：2016年1月21日（木）（10時～13時、15時～16時）

会場：国連本部 第三会議場（米国・ニューヨーク）

事務局：国連法務部 海事海洋法課（Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea <DOALOS>, Office of Legal Affairs <OLA>, United Nations）

(2) 参加者：国連加盟国・加盟機関、国連経済社会理事会（ECOSOC）協議資格保有非政府組織（NGO: non-governmental organization）等の代表ら

(3) 出張者：前川美湖 主任研究員（出張期間：1月19日～23日）

(4) 開催結果：

2016年3月から「国の管轄区域を超える領域における生物多様性（BBNJ）」の保全と持続可能な利用について、国連海洋法条約のもと新しい実施協定を策定すべく国連にて二年間の BBNJ 準備委員会が始まる。準備委員会の開催に先駆けて、その交渉手続き等について議論する非公式協議が開催されることになり、ECOSOC 協議資格を有する NGO として当財団も本会合にオブザーバーとして出席した。今後の BBNJ 準備委員会の作業工程や交渉担当者らの BBNJ に対する初期的な見解を確認するとうい観点から大変有益な機会となった。

【非公式協議の概要】

議長：エデン・チャールズ（Eden Charles）トリニダード・トバゴ国連大使

協議の概要は以下の通り。

議長冒頭あいさつ：

まず、議長がこのたびの会合の趣旨説明を行い、国連決議 A/RES/69/292「海洋法に関する国際連合条約に基づく国家管轄権区域外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成」（Development of an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction）（巻末に和訳を収録）の内容を再確認した。当決議がコンセンサスにより合意されたことは、加盟国等の BBNJ に対する強いコミットメントの表れであるとのコメントがあった。本決議を踏まえた上で、議論の内容をさらに押し進めることが必要であることが強調された。本日の会合では、事前に配布された BBNJ 準備委員会の開催方法について記述した2つの合意文書（Provisional agenda and Provisional programme of Work）につ

いて議論し、BBNJ 準備委員会の開催運営方法について事前に承認を得ることにより、BBNJ 準備委員会では、サブスタンスの議論に集中できるよう本会合が招集された。

議長総括：

長時間にわたる国連加盟国・加盟機関、NGO の代表らの一連の発言と議論の結果、以下の内容が議長により総括された。

- ・ **Provisional agenda** の、**Other matters** は削除するという提案もなされたが、議論の結果、削除しないこととする。今後、二年間 4 回のセッションが開催される。セッション毎の正式な文書は発行せず、**Chair's summary** というかたちでインフォーマルな報告書をセッション毎にまとめる。また、BBNJ 準備委員会の **Working Group** は、**Informal Working Group** と改名する。
- ・ 科学者からのインプットは大変重要であるが、そのようなワークショップ開催の予算は確保されていない。また 2004 年から開催した BBNJ 非公式作業部会（国連総会 WG）にて、科学者によるプレゼンを行った経緯もあり同様の作業を繰り返すことは避けたい。従って、関連するワークショップ等の開催は有益である点を鑑み、加盟国や地域機構、NGO 等が BBNJ 準備委員会の枠組みの外で、各自のイニシアティブで企画開催することが望ましい。その場合には、小島嶼開発途上国（SIDS : Small Island Developing States）等での開催機会が限られてしまう可能性があるため、ニューヨークでのワークショップ開催を検討して欲しい。そのことにより、SIDS を含む国連代表部の交渉担当者が参加できるというメリットがある。
- ・ 国連代表部に常駐する外交官の人数が限られている小国にとり、特に重要なのは、BBNJ 準備委員会のセッションが同時並行的に開催されないことである。他国にとっても個別セッションに集中するために、セッションは順次開催すべきである。
- ・ **Provisional programme of work** について議長から補足説明があった。ワーキング・グループについては、地域、政治的な立場等のバランスを考慮し、さらに海洋問題や外交交渉に関する知識とスキル等を有する共同議長 2 名を選出する。一地域を除いて、すべての地域から共同議長選出のため 2 カ国の候補国が挙っており、早急に推薦して欲しい。
- ・ **Agenda** と **Programme of Work** の改訂版は、3 月の BBNJ 準備委員会開催前に関係者回覧する。
- ・ BBNJ 準備委員会におけるワーキング・グループ開催に先駆けて、考えうる暫定質問リストを有志で作成して共有して欲しい。事務局が取りまとめる。これらの情報はすべて DOALOS ホームページ上で公開する。政府間機関 (IGO: intergovernmental organization) や NGO からの貢献も歓迎する。
- ・ **Information paper** の類いも事務局がとりまとめて、ホームページ上にアップする。過去の国連海洋法条約 (UNCLOS) の 2 つの実施協定 (1994 年の深海底実施協定、1995 年の公海漁業実施協定) は重要な文書である。



図 非公式協議の会場（スクリーンに映るのは、エデン・チャールズ議長）

- ・ BBNJ 準備委員会の第二回セッションにつき、当初予定していた開催日程（2016 年 8 月 29 日から 9 月 12 日）が国連の祝日（9 月 12 日）と重なるため、日程を変更し、2016 年 8 月 26 日から 9 月 9 日まで開催することとする（米国の勤労感謝の日＜9 月 5 日は休み＞）。2016 年 9 月 13 日から始まる第 71 回国連総会直前の開催となる。

IGOs、NGOs の発言概要：

- ・ The High Seas Alliance から、2 つの合意文書を支持する、さらに BBNJ に関する国連での議論がオープンかつ透明性を持って進められている事に感謝の意が表された。
- ・ グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）のビリアナ・シシン・セイン代表から、BBNJ に関する国連での議論がオープンかつ透明性を持って広範なアクターの参加を得て進められていることに感謝するとともに、BBNJ 準備委員会のワーキング・グループでも同様の手続きが確保されることを望む、との発言があった。

事務局からの発言：

- ・ 国連決議 A/RES/69/292 によると、後発開発途上国（LDC: least developed country）、内陸国、SIDS 等の国々が、BBNJ 準備会合や関連する会議に参加するための費用を支援する目的で、任意の特別信託基金を設立することが合意されているが、現状ではドナーや加盟国等からの資金拠出がゼロであり費用負担の申請は受け付けられない。今後の貢献を期待する。
- ・ 科学的な分析については、DOALOS のホームページ上で、"FIRST GLOBAL INTEGRATED MARINE ASSESSMENT (FIRST WORLD OCEAN ASSESSMENT)" が公開されたので是非参照して欲しい。特に第 36 章では、open ocean deep sea について取り上げている。

第5章 地球海洋統合アセスメント・アドホック全体作業部会第6回会合

(1) 概要

日程：2015年9月8日（火）～9月11日（金）

会場：国連本部（米国・ニューヨーク）

事務局：国連法務部 海事海洋法課（Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea <DOALOS>, Office of Legal Affairs <OLA>, United Nations）

(2) 参加者：国連加盟国・加盟機関、国連経済社会理事会（ECOSOC）協議資格保有非政府組織（NGO: non-governmental organization）等の代表ら

(3) 出張者：主任研究員 前川美湖

(4) 開催結果：

2015年9月に、地球海洋統合アセスメント・アドホック全体作業部会第6回会合（the Ad Hoc Working Group of the Whole on the Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment, including Socioeconomic Aspects to the General Assembly）に、ECOSOC 協議資格を有する NGO として当財団もオブザーバーとして出席した。（「地球海洋統合アセスメント第一版」<Summary of the first global integrated marine assessment>については巻末に収録）。

【地球海洋統合アセスメントの概要】

「地球海洋統合アセスメント」は、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）での決議を受けて作成された。国連加盟国の参加と協力を得て、かつてない規模と包括的な視点から、生物、化学、経済、物理および社会的な側面等をカバーし、世界の海洋に関する総合的な分析評価を行っている。世界から選抜された22名の専門家を中心に作業が進められ、さらに約600人の専門家から構成される「専門家プール」から選ばれた科学者らの協力やレビュープロセスを経てとりまとめられた。当該報告書の成果と政策提言は2015年9月15日から25日まで開催された国連総会に提出された。

共同議長：ファン・ミゲル・マドゥレイラ（João Miguel Madureira）

フェルナンダ・ミリケイ（Fernanda Millicay）

協議の概要は以下の通り：

ワーキング・グループ会合では、事前に参加者に送付された「地球海洋統合アセスメント第一版概要書」について執筆者らが説明し、本概要書は、国連加盟国、地域機関、専門機関ら出席者一同により承認された。今後もこの地球海洋統合アセスメントの取組を継続

すべきこと、さらに地球海洋統合アセスメント・アドホック全体作業部会第7回会合を2016年中に開催すべき等、の事項を含む推薦事項リストが採択され、同月に国連総会に提出された。



図 第6回会合の様子

後日、2015年11月30日付けの国連決議（Resolution on oceans and the law of the sea, A/70/L.22）が国連ウェブサイトで公開され、260項から291項までが当該報告書についての記述であり、報告書の内容と推薦事項が国連総会により採択された旨記載されている。

「地球海洋統合アセスメント」の10の主要テーマは、1．気候変動およびこれに関連した大気変動の影響、2．海洋生物の死亡率の高まりと繁殖成功率の低下、3．食の安全および食糧安全保障、4．生物多様性パターン、5．海洋空間の利用増加、6．有害物質の流入量の増加、7．海洋生物多様性に対する人間活動の累積的影響、8．海洋から得られる利益および不利益の分布、9．海洋に影響を及ぼす人間活動の統合管理、10．海洋への脅威に対応する喫緊性、である。

全体の評価としては、現在、世界の海の状態は悲惨な状況にあること、海は非常に複雑なシステムでありその持続可能な管理のためには多面的な視野を持つことが不可欠であること、人類の海に関する知識には多くのギャップがあり、既存の知識を適応するための能力も十分ではないこと、そのような状況下でも実行可能な解決策も多く示されており、既に実行に移されている事例もある等の点が挙げられている。

初の「地球海洋統合アセスメント」の調査結果が国連加盟国や加盟機関の審議を経て、正式に国連総会に提出されたことは意義深い。地球海洋に関わる科学的な知見に基づいた総合的な評価報告書として、今後、国連での交渉や意思決定プロセスにおいて、また「持続可能な開発のための2030アジェンダ」実施の際に参照活用される報告書となることと思われる。

この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

2015年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向報告書

2016年3月発行

発行：公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6階
TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230
<https://www.spf.org/>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-331-5

